



太宰府市文化財保存活用地域計画

— 世界に冠たる令和の都 太宰府の実現を目指して —

令和 4 年
(2022)

太 宰 府 市

目次

序章	1
第1節 計画作成の背景と目的	2
第2節 計画の対象	5
第3節 計画の対象区域	6
第4節 官民連携の主な担い手	6
第5節 計画期間	6
第6節 作成体制と経過	7
第7節 関連計画との関係.....	9
第8節 計画の構成	13
第1章 [全体構想]	15
第1節 太宰府市の概要	16
第2節 太宰府市の文化遺産	36
第3節 歴史文化を未来へつなぐ官民連携の取組.....	51
第4節 太宰府市の歴史文化の特徴	57
第5節 目指す方向	65
第6節 文化遺産の保存・活用に関する基本方針.....	67
第2章 [個別計画]	69
第1節 措置の設定	70
第2節 基本的措置	71
第3節 重点的措置	87
第3章 [推進に向けて]	103
第1節 文化遺産の保存・活用に関する推進体制.....	104
第2節 文化遺産の保存・活用の進捗管理	107
第3節 登録文化財の提案.....	108
資料	109
資料1 太宰府市民遺産	110

【画像使用許可一覧】

ページ	キャプション	所蔵者・利用許可者
19p	市の木 クス（写真は太宰府神社のクス）	太宰府天満宮
29p	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
29p	菅公歴史館	太宰府天満宮
32p	太宰府天満宮本殿	太宰府天満宮
44p	太宰府天満宮 本殿	太宰府天満宮
44p	太宰府天満宮末社志賀社 本殿	太宰府天満宮
45p	神幸式大祭	太宰府天満宮
61p	太宰府天満宮境内絵図（慶応3(1867)年	太宰府天満宮
33p	博多太宰府図屏風	九州歴史資料館
42p	太宰府旧蹟全図北	木村敏美
29p	観世音寺宝蔵	観世音寺
44p	観世音寺 梵鐘	観世音寺
45p	観世音寺 講堂	観世音寺
61p	天満宮神幸の図（筑前名所図会）	福岡市博物館
51p	観世音寺仏像運びだし【s34.7】	栗崎真稔
63p	『郷土読本』に掲載された時の記念日の行事	太宰府市公文書館
64p	明治22(1889)年の峰入り	永福院

序章

第1節 計画作成の背景と目的

1. 背景

太宰府市（以下、「本市」という）は、誇りうる悠久の歴史と豊富な文化財を有するまちとして、全国に知られています。それは「遠の朝廷」と呼ばれた律令官司・大宰府が置かれ、古代より我が国の中心地のひとつとして栄えたことにはじまります。令和3（2021）年に史跡指定100年を迎えた大宰府跡、水城跡をはじめ、大野城跡、観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡、大宰府学校院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡及び宝満山の8つの国史跡で構成される圧倒的な存在感のある史跡群はその歴史の舞台であり、市域の16%を占めています。また、天智天皇が発願した観世音寺や学問の神として有名な菅原道真を祀る太宰府天満宮等は、本市の歴史文化を今に伝える存在であり、全国に知られる国宝や重要文化財が所蔵されています。この国内有数の豊かな歴史的環境は古くから知られ、名勝旧跡の地として人びとを魅了してきました。現代においても、九州国立博物館誘致を実現し、本市はその後1,000万人にも及ぶ観光客をお迎えする、一大国際観光都市となっています。

さらに特筆すべきは、約1,300年前の天平の世、大宰帥大伴旅人によりこの地で催された梅花の宴の情景をうたった万葉集を典拠として、新元号「令和」が誕生したことです。本市は令和発祥の地として、全国はもとより海外からも広く注目を集めることとなりました。この慶事は、この地が古より我が国の政治・外交・防衛・交易・文化の要衝であり、アジア、世界と日本を結ぶ窓口であった歴史的意義が改めて脚光を浴びる大きな契機となりました。

そのような状況にある中で、市域の大きな部分を占める史跡地は様々な法的規制が多いため、税収や経済効果をもたらす積極的な活用には配慮が必要である上に、「維持や保存にかかる費用が市の財政において大きな割合を占めている」という市民感情もかねてより存在していました。加えて少子高齢化のさらなる進展や公共施設の老朽化、長引くコロナ禍などもその状況に追い打ちをかけています。

そこで、ふるさと納税や内閣府の地方分権改革推進提案の制度を活用し、時の旅人プロジェクトや史跡100年プロジェクト、令和発祥の都太宰府梅プロジェクト、さらには回遊性を持たせた観光ルート推進など史跡をはじめ、関係する文化遺産の価値を損なうことなく多様な活用を実践することを通じた先進的な取組（以下「先進的多用途活用」とする）を意識した令和の都太宰府としての意欲的な取組を矢継ぎ早に行っております。さらに、本市単独で認定を受けていた日本遺産「西の都」も時空を超えた大太宰府的（※1）な観点からシリアル型に変更して広域連携を可能にするなど、観光を通じ税収や経済効果を高める試みも積極的に行ってまいりました。

ところで、地域の人びとが大切に守り育んでいきたいと思うものは、わが国を代表するような文化財だけではなく、祠や老木、記念碑、小さな神社、そして地域生活と密接に関わる祭事や慣習など多数あります。これらも地域の豊かな歴史文化を物語る存在です。地域の人びとはこれらを大切に守ってきましたが、中には、次第に忘れられ、ついには失われるものも少なくありません。

本市では、全国に先駆け、上記の危機感に向き合い、指定や登録された文化財だけでなく、市民や地域等が将来の世代に伝えていきたいモノやコトを「文化遺産」と呼び、未来へつないでいくことを目指して、平成22（2010）年度に『太宰府市歴史文化基本構想（以下「歴史文化基本構想」という。※2）』を策定し、「文化遺産からはじまるまちづくり」をテーマに、市民等との連携で、文化遺産を見守り、文化財として保護し、太宰府市民遺産として育成する独自の取組を進めてきました。

時を経て、全国でも史跡の積極的活用や未指定の文化財を含めた地域の歴史文化を継承する取組が盛んになってきました。文化財のすそ野は広がり、過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化等を背景に、担い手不足による散逸、滅失等への対応が広く課題と捉えられるようになってきました。課題解決に向け、従来価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財を活かしつつ、継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりの必要性が高まっています。このような動向を踏まえ、平成 30(2018)年 6月 8日、文化財保護法(以下、「保護法」という)が改正され、公布されました(平成 31(2019)年 4月 1日施行)。保護法の改正は、「社会総がかりで文化財を保護する。」というこれまで本市が独自に取り組んできた官民連携による文化遺産からはじまるまちづくりの考え方に沿うもので、今後の取組がより一層進展しやすくなることが期待されています。

※1: 本計画書 9 頁に「大太宰府構想」として記載しています。

※2: 歴史文化基本構想は、『太宰府市文化財保存活用計画(以下「保存活用計画」という)』(2005)と『太宰府市民遺産活用推進計画(以下「活用推進計画」という)』(2011)の2つの計画で構成されます。

2. 目的

本市は今、令和のご縁をいただき、また大宰府跡や水城跡が史跡指定を受けて節目の 100 年を迎え、豊かな歴史ある風土を見つめ直す機会を得ています。この節目に、先人の積み重ねに改めて敬意と感謝を表しつつ、1,300 有余年の歴史に思いを致し、更なる 100 年への展望を描いていかなければなりません。本市の歴史文化が、これからも市民の誇りとなり、官民連携でこれを保護し、育む取組を継続させるとともに、国内外からの来訪者にも、歴史文化が息づく魅力あるまち、訪れたいまちになるように、磨きをかけることが求められています。そのため、文化財の保存・活用、国際交流、地域間連携、防災力の強化等を考えるとした「第 2 期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略(通称、まちづくりビジョン。以下、「総合戦略」という)」のもと、その目標達成に取り組んでいます。文化財の保存・活用についても、令和発祥の都にふさわしい大太宰府的な大きな視点で課題を捉え直し、まちづくり、観光、産業分野等と連携し、その解決に取り組んでいます。

本計画は、保護法第 183 条の 3 に基づく文化財保存活用地域計画です。これから 100 年先を見通しつつ、本市独自の歴史文化を活かしたまちづくりを支えていくため、保護法の改正により新たに動き始めた制度等を活用し、教育・学習、調査・継承、歴史的景観・環境の保全、防災・防犯、情報発信、観光・産業等の分野において官民連携による文化遺産の保存と先進的多用途活用の推進を図るものです。こうした取組によって歴史文化を将来につなぐとともに、本市が目指す、住まう人も訪れる人もともに誇りを抱き慶びを分かち合える世界に冠たる令和の都太宰府への昇華に向けて進んでいきます。

世界に冠たる令和の都 太宰府



官民連携による文化遺産の保存と先進的多用途活用の推進

「大宰府」と「太宰府」

「だざいふ」には二つの表記があり、古代律令時代の役所及びその遺跡に関しては「大宰府」を、地名については「太宰府」を使っています。

古代の役所を「太宰府」と表記するのは奈良時代の文書にもみられますが、現存する印影「大宰之印」や歴史書『続日本紀』の表記等から「大宰府」が正式だったと考えられます。歴史学者の竹内理三、考古学者の鏡山猛によって書き分けがはじまり、現在定着しています。

令和発祥の「都」

「令和」は、公的な元号制定から数えて248番目にあたり、その典拠は、はじめて国書である『万葉集』巻5-815～846番歌、「梅花の宴」の序に求めています。この「梅花の宴」の舞台となった場所こそ、本市にあった「大宰府」であり、帥として赴任していた大伴旅人邸でした。つまり、248の元号の中で初めて、日本国内の地域に根差した元号であり、その地域こそが本市であります。このため全国どこにもない本市ならではの個性として「令和の都」と呼称しています。

ここで「都」を使っているのは、奈良時代の大宰府が都のような街であり、西海道各地から多くの人びとが集住し、「天下の一都会」と記されていること、また現代においても、古代大宰府に起源をもつこの地域を「古都」と親しまれていることから使用しています。



大宰府政庁跡の梅



令和改元に伴う取材風景



令和の人文字



首相官邸表敬訪問

第2節 計画の対象

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の第 2 条には、文化財として 6 類型（①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群）が定義されています。この他にも、文化財保護法には、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承するうえで欠かせない文化財の保存技術が規定されています。

本計画では、平成 22(2010) 年度にまとめた歴史文化基本構想にもとづき、市民や地域又は市が将来の世代に伝えていきたいモノやコトを「文化遺産（緑色の範囲）」、文化財保護法に規定される文化的所産を「文化財」とし、計画の対象とします。



文化遺産と文化財の関係

文化財には、国・県・市において指定・登録された文化財と、それ以外の未指定・未登録の文化財があります。文化遺産は、指定・未指定を含んだ広義の文化財概念と概ね一致するものです。ただし、文化財のように価値判断基準として学術的な評価軸を持たないものや概ね 50 年経っていないモノやコトも含んでいます。

なお、太宰府の歴史文化に関する文化遺産には市外に所在するものも含まれます。これら市外に所在する文化遺産は、関係する自治体や住民等と連携し、保存・活用していくことを前提としています。

文化遺産の保存・活用に関する各種制度に使われる用語

●太宰府市民遺産

市民遺産とは、市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産、そして文化遺産を保存・活用する市民遺産育成団体（以下、育成団体という）による育成活動を総合したものです。

文化遺産を未来へ伝えるために活動を行っている育成団体が提案することではじまり、市民や市の代表等で組織される太宰府市景観・市民遺産会議（以下、景観・市民遺産会議という）によって評価、認定されます。

景観・市民遺産会議は、市の附属機関ではありません。市民の代表によって構成される市民総がかりで取り組む会議体であり、市民遺産育成団体が中心となりつつも、市民総がかりで「できることを持ち寄って」支え育てていくことを意図した組織構成となっています。

この制度は、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（平成 22 年 10 月 1 日条例第 32 号）に基づき運用しています。

●日本遺産

「日本遺産（Japan Heritage）」は地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

●歴史的風致

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第 1 条に規定されたもので、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことです。

第3節 計画の対象区域

本市では、官民連携で文化遺産の保存・活用に取り組む範囲を市全域とします。また、重点的に文化財の保存・活用に取り組む区域を文化財保存活用区域として設けます。

なお、市外についても、広域化された日本遺産の対象となる近隣自治体を始め大太宰府的な観点から関係自治体やその市民等に協力を求めます。

第4節 官民連携の主な担い手

官民連携による文化遺産の保存・活用の推進にあたって、本市では以下を主な担い手と想定します。官民とは「行政」と「地域コミュニティ」であり、「専門家」「の助言・協力を得つつ、それぞれ連携を図ります。

地域コミュニティ	●市民等（文化財の所有者、住民、市にゆかりある人々 など）
	●市民団体（歴史・環境保全系）
	●事業者等（企業等）
	●公益団体（（公財）古都大宰府保存協会・（公財）太宰府市文化スポーツ振興財団・（公財）太宰府顕彰会 など）
行政	●市（※令和4（2022）年4月末時点） 文化財担当部署（文化財課） 関係部署（経営企画課、防災安全課、地域コミュニティ課、文書情報課（公文書館）、環境課、元気づくり課、都市計画課、建設課、観光推進課、産業振興課、社会教育課、学校教育課、文化学習課 など）
	●県（文化財保護課、文化振興課 九州歴史資料館 など）
	●国（文化庁、九州国立博物館 など）
	●関係自治体（大宰府関連史跡関係自治体、日本遺産「西の都」関係自治体 など）
専門家	●大学、教育研究機関、審議会委員 など

第5節 計画期間

文化財マスタープランとしての本計画を推進する期間は、本市の取組が継承される限り続きますが、実践する措置（重点的措置、「第2章 個別計画」参照）については計画期間を10年間とし、令和4(2022)～令和13(2031)年度とします。

また、具体的な事業の進捗について適宜振り返り進捗管理を行いつつ、5年を目途に計画の見直しを行います。計画変更の必要が生じた際は、文化財保護法第183条の4及び重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年文部科学省令第五号）に基づき、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（令和3年6月更新）」に沿って、軽微な変更を除き、都道府県を通じて、文化庁に提出し、文化庁長官による変更の認定を行う必要があります。軽微な変更とは次に掲げる変更以外のものをいいます。

<軽微な変更にあてはまらないもの>

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

計画期間が終了する際、地域計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、あらためて文化庁長官へ認定申請を行います。

第6節 作成体制と経過

本計画の作成体制と経過は以下のとおりです。

表 太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会委員一覧

所属	氏名	分野
北海道大学 観光学高等研究センター 教授	西山 徳明	文化遺産学 ※会長
筑紫女学園大学 現代社会学部現代社会学科 非常勤講師 九州沖縄道の駅連絡会 相談役	大江 英夫	観光学 ※副会長
筑紫女学園大学 現代社会学部現代社会学科 教授	上村 真仁	地域計画学
太宰府市文化財専門委員会 会長	田鍋 隆男	美術工芸
太宰府市教育委員会 教育委員	日下部 寛行	市民遺産
九州国立博物館 展示課長	楠井 隆志	文化財所有者
(公財) 古都太宰府保存協会 事務局長	南里 義則	史跡保護
太宰府天満宮	松大路 信潔	文化財所有者
太宰府市商工会 観光部会 幹事	鬼木 剛	商工観光
太宰府市立水城西小学校 校長	渡辺 清二	学校教育
太宰府市景観・市民遺産会議 議長	森 弘子	市民遺産
市民代表	江藤 真理子	市民
SOCIAL 総合司法書士事務所 代表	丸田 幸一	市総合戦略
西日本新聞社編集局くらし文化部 記者	小川 祥平	市総合戦略
九州大学大学院 比較文化研究院 教授	施 光恒	政治学

令和4(2022)年3月末時点

表 太宰府市文化財専門委員会委員一覧

所属	氏名	分野
九州大学記録資料館九州文化史資料部門 助教	梶嶋 政司	歴史(近世)
筑紫女学園大学文学部アジア文化学科 准教授	小林 知美	美術 絵画
九州大学名誉教授	佐伯 弘次	歴史(中世)
九州大学名誉教授	坂上 康俊	歴史(古代)
福岡県保健環境研究所 環境生物課 研究員	須田 隆一	植物
九州大学比較社会文化研究院 准教授 九州大学アジア埋蔵文化財研究センター	田尻 義了	考古
元 福岡市博物館学芸課長	田鍋 隆男	美術 工芸
福岡県教育庁教育総務部 文化財保護課 参事兼課長技術補佐	田上 稔	建築史
福岡市博物館 学芸専門員	福岡 裕爾	民俗

令和4(2022)年3月末時点

※本市では、太宰府市文化財専門委員会が「文化財保護審議会」に当たります。

表 太宰府市文化財保存活用地域計画 庁内関係者会議

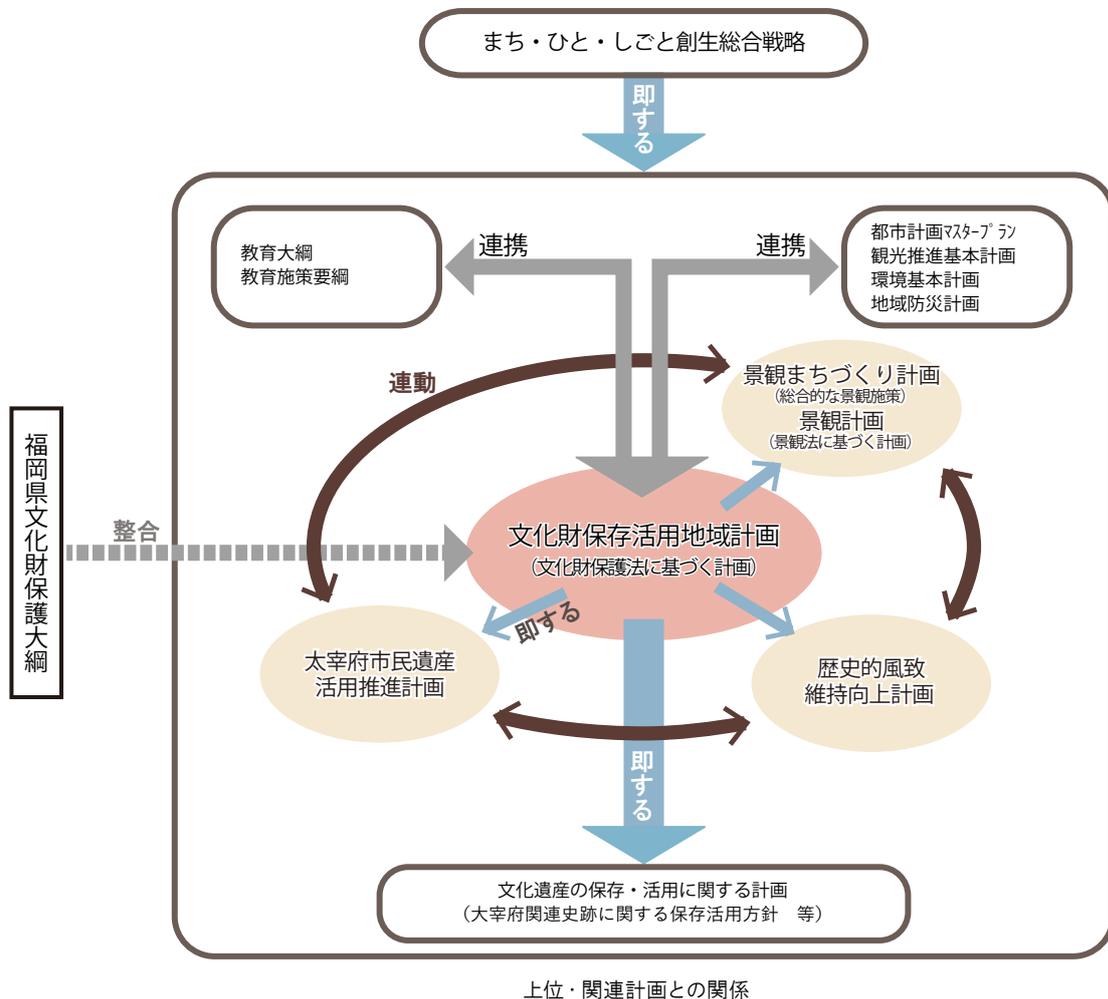
部	課	係
総務部	経営企画課	企画政策係
		広聴広報係
	防災安全課	防災対策係
	地域コミュニティ課	地域コミュニティ係
	文化情報課	公文書館
市民生活部	環境課	環境保全係
健康福祉部	元気づくり課	健康推進係
都市整備部	都市計画課	都市計画係
	建設課	用地係
観光経済部	観光推進課	観光推進係
	産業振興課	商工・農政係
教育部	学校教育課	指導係
	文化学習課	文化学習係

表 作成の経過

実施日	会議名	協議事項
令和2(2020)年 12月25日	太宰府市文化財保存活用地域計画 策定協議会	計画作成の背景と目的、計画の骨子、 太宰府市の歴史文化の特徴について
令和3(2021)年 3月26日	太宰府市文化財保存活用地域計画 策定協議会	太宰府市の歴史文化の特徴、 目指す方向、課題、方針
令和3(2021)年 5月31日	庁内関係者会議	課題、方針、措置について
令和3(2021)年 6月7日	太宰府市文化財保存活用地域計画 策定協議会（書面による意見聴取）	目指す方向、課題、方針、措置 保存活用区域、体制について
令和3(2021)年 7月19日	庁内関係者会議	措置について
令和3(2021)年 7月28日	太宰府市文化財専門委員会	計画全体について
令和3(2021)年 7月31日～8月29日	パブリックコメント	計画全体について
令和4(2022)年 3月1日	庁内関係者会議	措置について
令和4(2022)年 3月17日	太宰府市文化財保存活用地域計画 策定協議会	計画の修正点について
令和4(2022)年 3月18日	文化財専門委員会	計画の修正点について

第7節 関連計画との関係

地域計画は総合戦略の直下に位置づけられる、本市のまちづくりの根幹となる計画です。以下、本計画の関連計画を紹介します。



1. 市関連計画

(1) 第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略(通称、まちづくりビジョン)

令和2(2020)年3月策定、計画期間：令和2(2020)～令和6(2024)年度

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて国際目標「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、その目標達成に向けて策定した本市の最上位の計画です。

『第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、令和2(2020)年に策定しました。計画の期間は、令和2(2020)～令和6(2024)年度までの5年間です。

「歴史と文化とみどりのまち」「学問のまち」「福岡都市圏のベッドタウン」「交通の要衝」を本市の4つの特徴として捉え、課題解決の方向性として4つの構想を打ち出しています。その一つ「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」は、世界、アジアの玄関口として、また我が国、西日本、九州の政治・外交・防衛の要衝としてかつて栄えた本市が持つ歴史文化にふさわしく圏域拡大戦略として大太宰府構想を位置づけ、交流人口、関係人口の拡大による経済効果上昇や交通手段の充実を目指します。主な取組の1つに「史跡指定100年とこれからの保存・活用」を掲げ、「大宰府関連史跡保存活用計画の策定と改訂、整備・再整備の推進」を位置付けています。

(2)太宰府市教育大綱

(平成 28 (2016)年策定、令和元(2019)最終改訂、計画期間：平成 29(2017)年度～)

『太宰府市教育大綱』は、本市の教育政策の今後の方向性や基本目標を示すものです。平成 28 (2016) 年に策定し、平成 29 (2017) 年と令和元 (2019) 年に改訂したものです。この大綱は、平成 29(2017) 年度から平成 32(2020) 年度の4か年を実施期間とします(令和3年4月から当面の間期間延長となる)。基本理念「郷土を愛し、地域とともに生き、自ら生きる力を培う人づくり」と4つの基本目標を掲げています。また、これらの下に位置づけた基本施策の1つには「文化遺産の保存と活用」として「長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた数多くの歴史・文化遺産は、市のかげがえのない財産であり、この恵まれた文化財や歴史景観を活かしたまちづくりを推進」することを明記しています。

(3)太宰府市教育施策要綱(毎年度作成)

『太宰府市教育施策要綱』は、「第5次太宰府市総合計画」及び「太宰府市教育大綱」を踏まえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。『太宰府市教育大綱』にも掲げる4つの基本目標の達成に向けて、「文化遺産の保存と活用」に関する施策を総合的に推進していくことを定めています。その中には、「市民・地域と連携して「日本遺産」や「市民遺産」の育成・活用を推進」すること、「これからの100年を見据え大宰府関連史跡の整備普及」を図ること、そして地域における文化財の総合的な保存・活用を促進するために、本計画を策定することを位置付けています。

(4)第二次太宰府市都市計画マスタープラン

(平成 29 (2017)年7月策定、計画期間：平成 29 (2017)～令和 18(2036)年度)

『第二次太宰府市都市計画マスタープラン』は、平成 29 (2017) 年に策定しました。平成 29 (2017) 年度を初年度とした20年間の計画とし、計画の目標年次は令和 18(2036) 年度です。基本、10年目を目途に見直しを行うとしています。

将来都市像に都市づくりの理念「豊かなみどりと歴史に囲まれた 明るく住みよいまちづくり」と都市づくりの目標の1つに「歴史・文化遺産を生かした活力のある都市づくり」を掲げています。

(5)太宰府市歴史的風致維持向上計画(以下、「歴まち計画」)

(平成 22 (2010)年11月策定、計画期間：平成 22(2010)～令和 4(2022)年度)

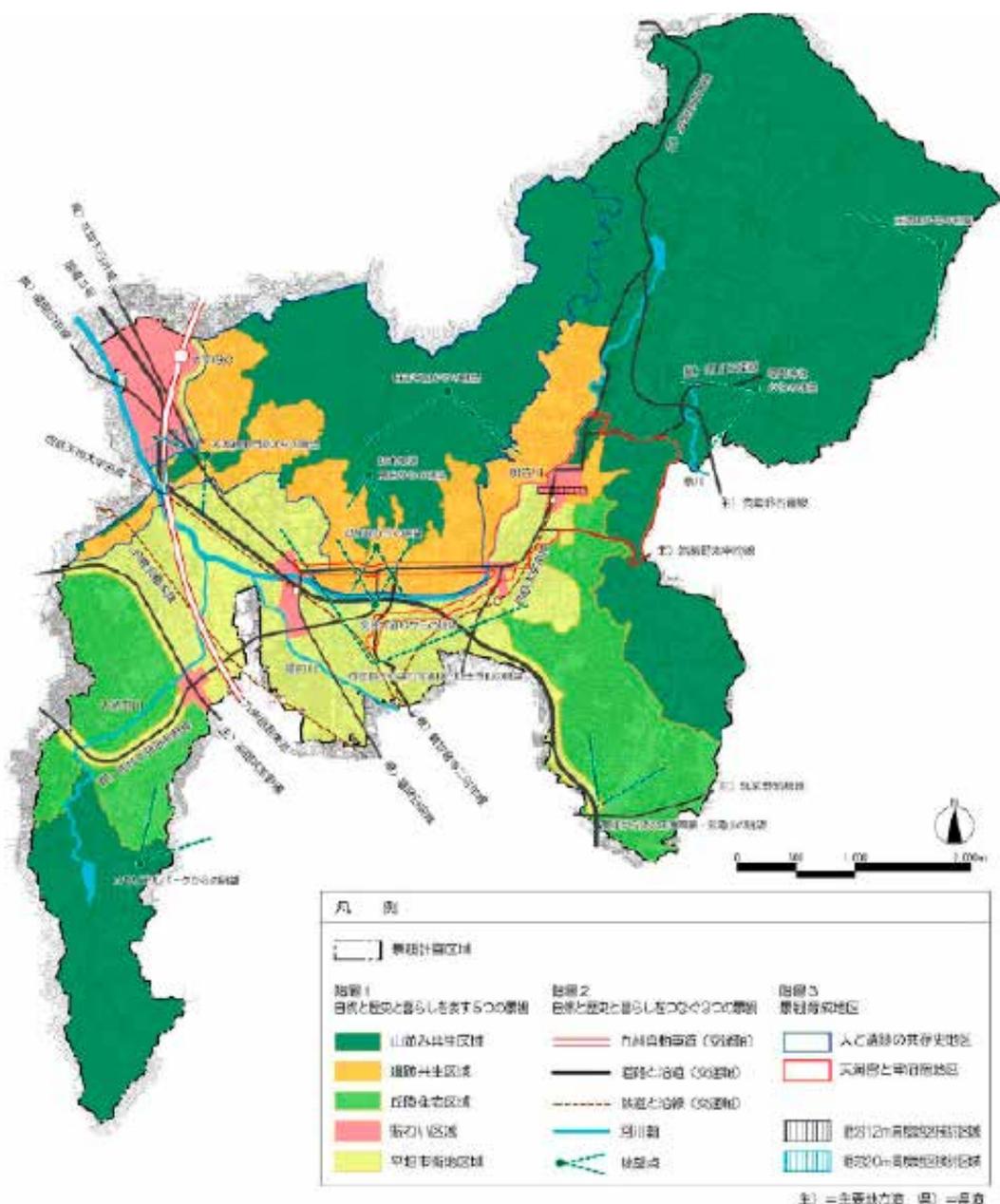
『太宰府市歴史的風致維持向上計画』は、平成 22 (2010) 年に国の認定を受けました。その後、新たな歴史的風致の追加やそれに伴う重点区域の拡張、歴史的風致形成建造物指定候補の追加及び事業期間の見直しを行う計画変更を適宜実施しています。計画期間は、平成 22(2010)～令和 4(2022) 年度です。

市内におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を歴史的風致として将来に伝える歴史まちづくりを推進する計画です。本計画において、8つの維持向上すべき歴史的風致を設定しています。各歴史的風致や重点区域の紹介は49頁及び90頁をご参照ください。

(6)太宰府の景観まちづくり計画、景観計画(以下、「景観計画」)【第4版】(平成22(2010)年12月策定)

本市では、太宰府らしい景観形成のために、「景観法」に基づく「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を制定し、基本的な行動指針である『太宰府市景観まちづくり計画』と具体的なルール(誘導指針)としての「太宰府市景観計画」を策定しています。両計画は併せて平成22(2010)年に策定しました。

計画は、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などにより改訂が必要となった場合に、時期によらず見直しを行うこととしています。これまで、運用上の修正、屋外広告物等の規制誘導の強化、下屋庇等の参道景観の保全等を行うための計画変更を行っています。



景観計画総括図

(7)太宰府市観光推進基本計画

(平成31(2019)年3月策定、計画期間：平成31(2019)～令和5(2023)年度)

『太宰府市観光推進基本計画～大太宰府観光への挑戦～』は、「住む人も訪れる人も共に喜びをわかちあえるまちづくりを目指し、今後の太宰府市の観光振興についての基本的な考え方、目標を

示し、またその具体的な施策を示す」という方針のもと、平成 31 (2019) 年に策定しました。その後、改元に伴い、令和発祥の地として注目されるようになったことや、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて観光客が激減したことなど、社会情勢や環境の変化、新しい観光の潮流やニーズを受けて、「大太宰府」的な観点から、令和 3 (2021) 年 4 月に追加変更を行いました。

具体的な事業計画に「大太宰府観光」「令和・梅花のご縁」観光プロジェクト」や「温故知新の旅」など、太宰府でしか体験ができない歴史・文化・自然を感じられる観光プログラムを位置付けています。

(8)太宰府市地域防災計画(令和 2 (2020)年 1 月改訂)

『太宰府市地域防災計画』は、東日本大震災をはじめとする近年の災害の課題や教訓を踏まえつつ、令和 2 (2020) 年に改訂したものです。災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があるときは、太宰府市防災会議において修正しています。

同計画の予防計画には文化財等の防災対策を促進すること、応急対策計画(風水害・地震)には市が所有・管理する文化財の被害状況を調査すること等を定めています。

(9)太宰府市民遺産活用推進計画(平成 17 (2005)年 3 月策定)

『太宰府市民遺産活用推進計画』は、平成 17(2005)年に策定した『太宰府市文化財保存活用計画』とあわせて、太宰府市歴史文化基本構想として位置づけた計画で、平成 23 (2011) 年に策定しました。市民が誇りをもって暮らし続けたいと思える太宰府の実現を目指すものであり、その実現に向けた理念や方向性を示す役割を担っています。

本市は、この活用推進計画策定と併せ、『太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例』の制定に取り組み、太宰府市民遺産認定の仕組みを整えました。

なお、今回、歴史文化基本構想を発展させ「太宰府市文化財保存活用地域計画」と位置づけるにあたり、活用推進計画は、景観法と連動する計画として分けて位置づけます。

(10)大宰府関連史跡に関する保存活用方針(平成 28 (2016)年 3 月策定)

『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』は、大宰府跡、大野城跡、水城跡、観世音寺境内及び子院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、大宰府学校院跡、宝満山の 8 つの史跡を俯瞰的に捉え、一体的に保存・活用していくことを目的としたものです。保存活用計画の一部に含まれる『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』(平成 17 (2005) 年策定)を見直し、平成 28 (2016) 年に策定しました。

段階的に 8 つの史跡それぞれの保存活用計画を策定し、その推進を図ることとし、各保存活用計画の上位に位置する役割を持っています。

また、「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間～生活と共生する 8 つの史跡～」を基本理念とし、保存、活用、整備及び管理・運営の各方針を定めています。

2. 関係する計画

(1)福岡県文化財保護大綱(令和 3 (2021)年 3 月策定)

『福岡県文化財保護大綱』は、令和 3 (2021) 年に福岡県が策定した文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱です。本大綱では、市町村等への支援体制について、施策、専門技術に関する助言・支援及び人材育成に関する支援を行っていくことが定められています。

第8節 計画の構成

本計画は、全体構想、個別計画、体制の大きく3つの章からなり、全体構想を文化遺産の保存・活用のマスタープラン、個別計画を文化遺産の保存・活用のアクションプランとして位置づけます。

第1章 全体構想

全体構想は、文化遺産の保存・活用に関するマスタープランとしての役割を担います。本市の概要と文化遺産に関わる主な取組を踏まえ、本市の歴史文化の特徴を整理し、その上で、目指す方向と文化遺産の保存・活用に関する基本方針を設定しています。

- 第1節 太宰府市の概要
- 第2節 太宰府市の文化遺産
- 第3節 歴史文化を未来へつなぐ官民連携の取組
- 第4節 太宰府市の歴史文化の特徴
- 第5節 目指す方向
- 第6節 文化遺産の保存・活用に関する基本方針

第2章 個別計画

個別計画は、アクションプランとしての役割を担います。全体構想を踏まえ、これから取り組む基本的措置と重点的措置を設定しています。

- 第1節 措置の設定
- 第2節 基本的措置
- 第3節 重点的措置

第3章 推進に向けて

全体構想と個別計画を踏まえ、文化遺産の保存・活用の推進に求められる体制や仕組みを設定しています。

- 第1節 文化遺産の保存・活用に関する推進体制
- 第2節 文化遺産の保存・活用の進捗管理
- 第3節 登録文化財の提案

持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27(2015)年 9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。【日本 SDGs 協会HPより】

本市では、総合戦略のもと、回遊ルートの整備(目標8、9、12)、文化芸術の振興(目標11、17)、史跡指定100年とこれからの保存・活用(目標11)など、文化遺産の保存・活用と関連して、SDGsの達成に向けて取組を進めています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：パンフレット：持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組 (発行：外務省国際協力局)



第1章

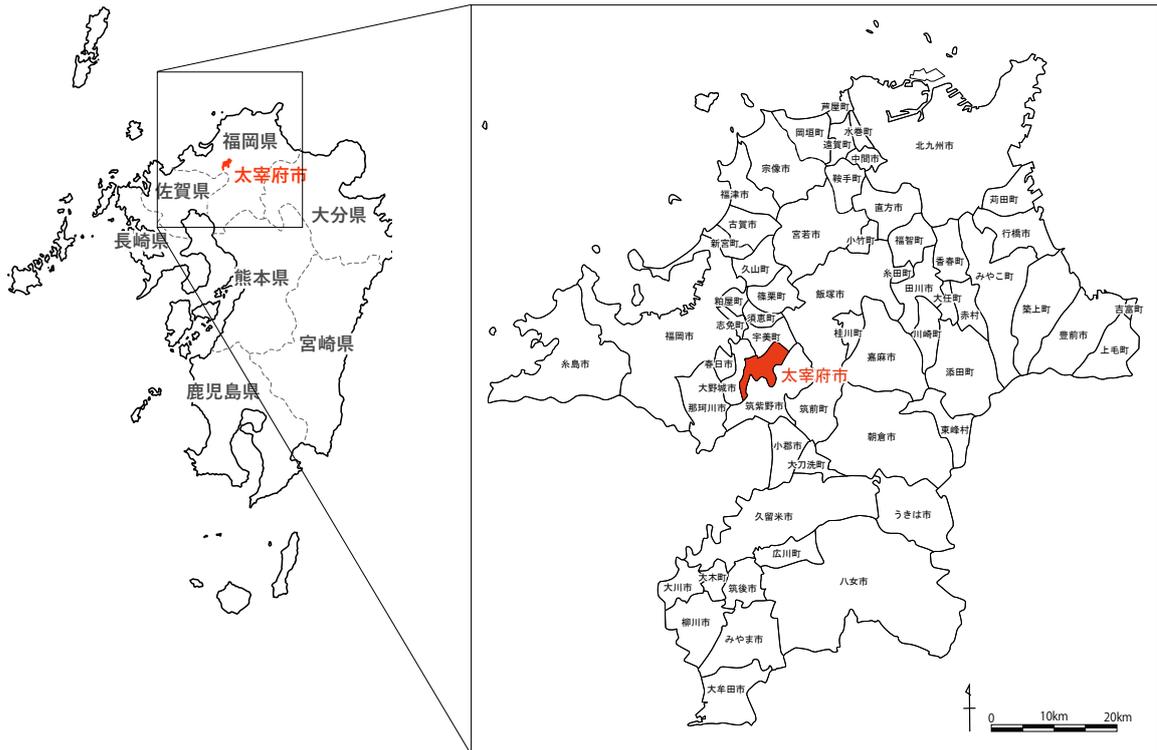
[全体構想]

第1節 太宰府市の概要

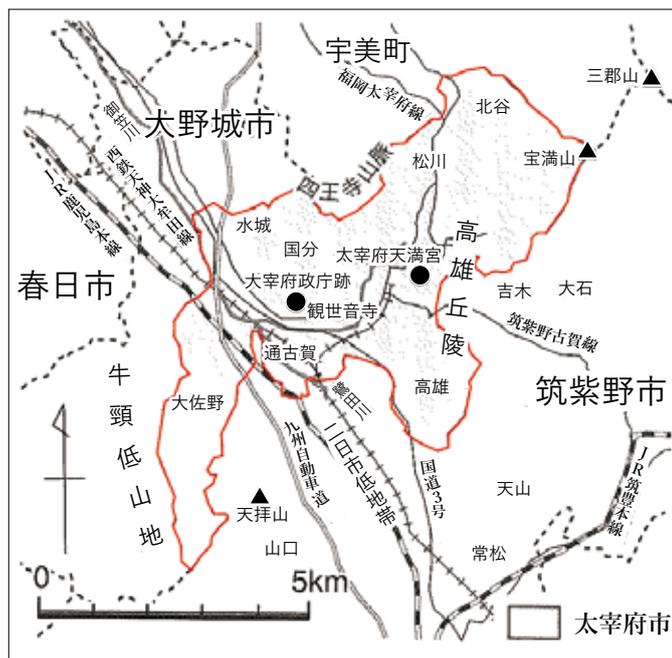
1. 自然的・地理的特性

(1) 位置・面積

本市は、大陸や朝鮮半島に近く、古くから国内外との交流が盛んな九州北端を占める福岡県の中
 部にあります。県庁所在地の福岡市から南東へ約16km、玄界灘に面した福岡平野の最奥部で、有
 明海に面した筑紫平野への入口となる二日市地峡帯の一角に位置しています。東西北を山地で囲
 まれ、その中央を御笠川水系が博多湾に向かって流れています。行政的には北部は糟屋郡宇美町、
 南東部は筑紫野市、西部は大野城市に接し、面積は29.60 km²です。



九州及び福岡県内における太宰府市の位置

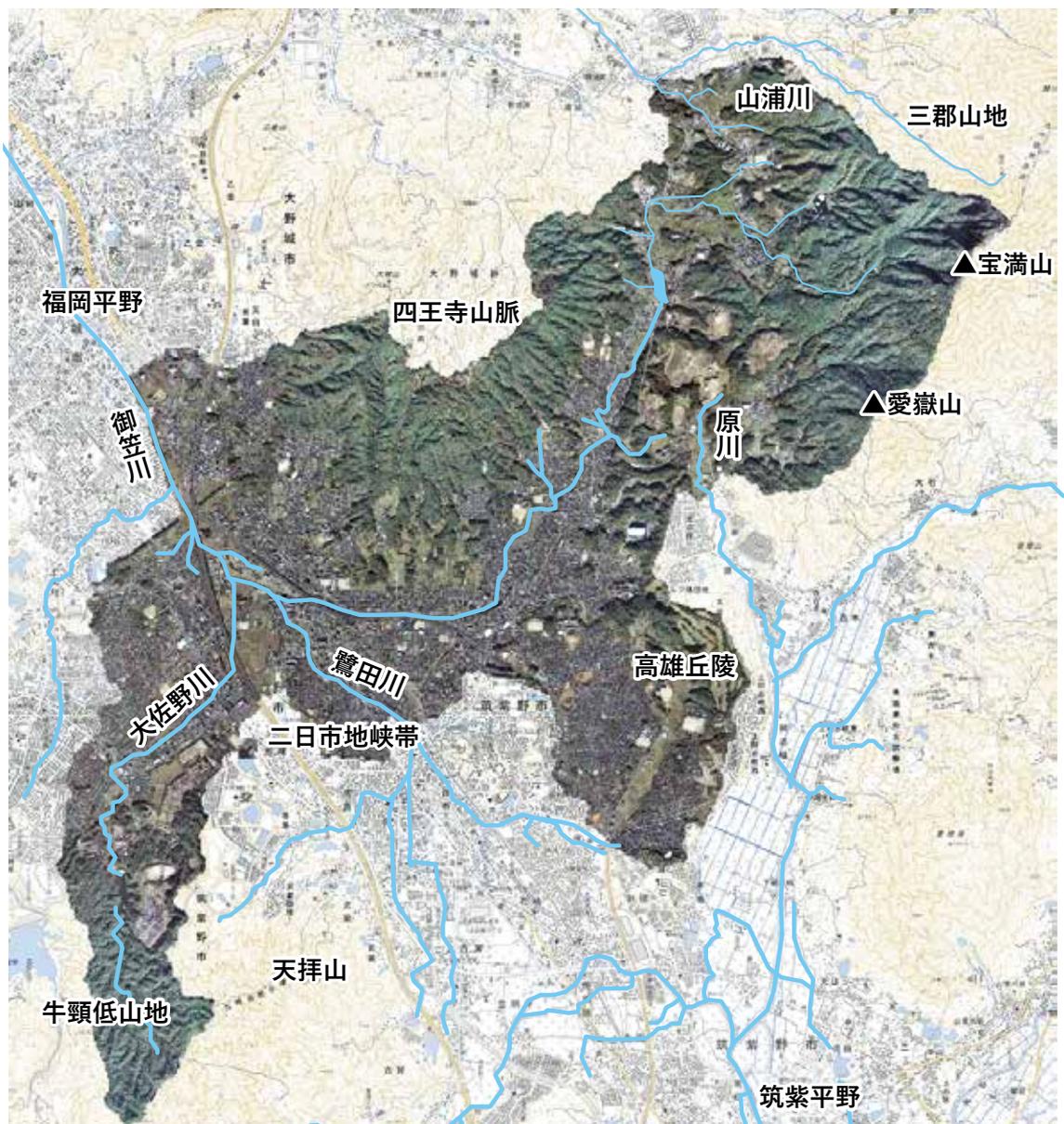


太宰府市の位置

(2)地形・地質

北に四王寺山脈（最高点410m）、東に高雄丘陵をはじめ^{おたけ}愛嶽山から宝満山（829m）へと連なる三郡山地があり、狭長な二日市地峡帯を挟んで、西を脊振山地の前山となる牛頸低山地（最高点448m）が、南を天拝山（257m）等が囲んでおり、盆地状の地形となっています。古代にはこの地形が利用され、大陸の脅威と対峙するための防衛拠点としての水城や山城が築かれました。また中世後半の動乱期にも多くの山城が築かれています。この地峡帯の北西側は福岡平野に、南側は筑紫平野に接し、北部九州と中南部九州を結ぶ交通の要地にもなっています。

市域の大部分は博多湾に注ぐ御笠川とその支流の流域ですが、北部の山浦川は多々良川水系であり、四王寺山の北側を博多湾へ下っています。東部は分水嶺となっており、三郡山地と高雄丘陵との間は、宝満川を経て筑後川から有明海に注ぐ原川の流域です。これらの山地の山麓部は、基盤層である花崗岩が浸食されて形成された丘陵や土石流の堆積によって形成された扇状地、および扇状地の下方浸食で形成された段丘地形が見られますが、昭和40(1965)年代以降、大規模な宅地化と土取りが進み地形の変化をもたらしています。



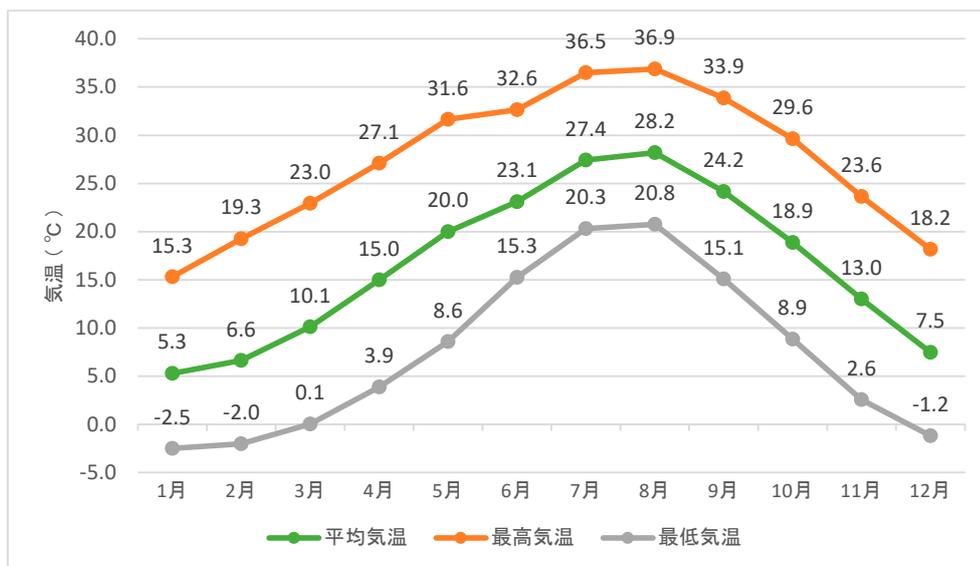
太宰府市の地形

(背景に国土地理院発行 25000 分の 1 地形図「福岡南部」「太宰府」「不入道」「二日市」を使用)

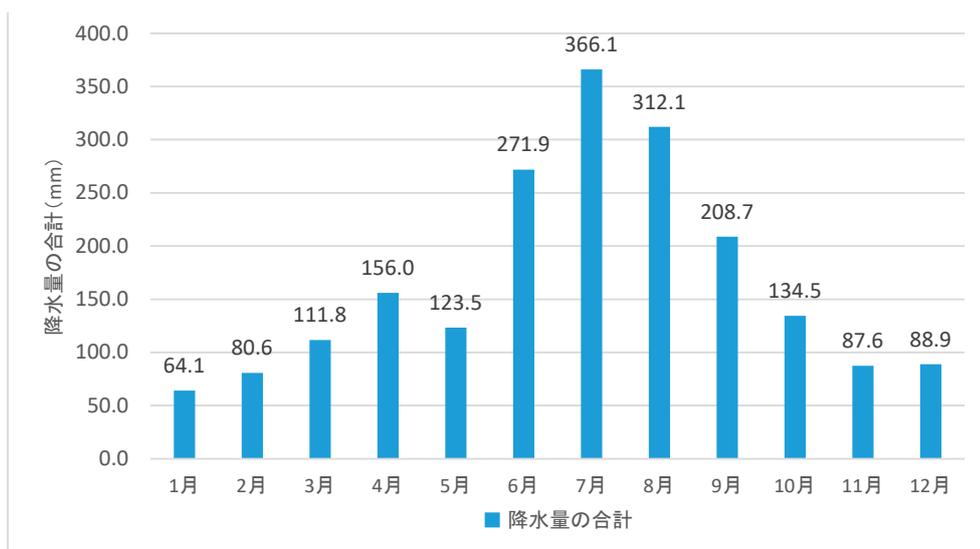
(3)気候

平均気温が16.6度と比較的温暖ですが、最高気温は8月の36.9℃、最低気温は1月のマイナス2.5℃となっています。盆地状の地形から、夏は暑く、冬は寒い気候となり、気温差が比較的大きくなっています。

年間降水量は2,005mmとなっています(平成22(2010)年から平成31(2019)年平均値)。降水量は6月から8月の夏場に多くなり、梅雨末期や台風の時期など、大雨や大風による被害に見舞われることがあります。



気温(資料:気象庁 太宰府における平成22(2010)年~令和元(2019)年の平均値)



降水量の合計
(資料:気象庁 太宰府における平成22(2010)年~令和元(2019)年の平均値)

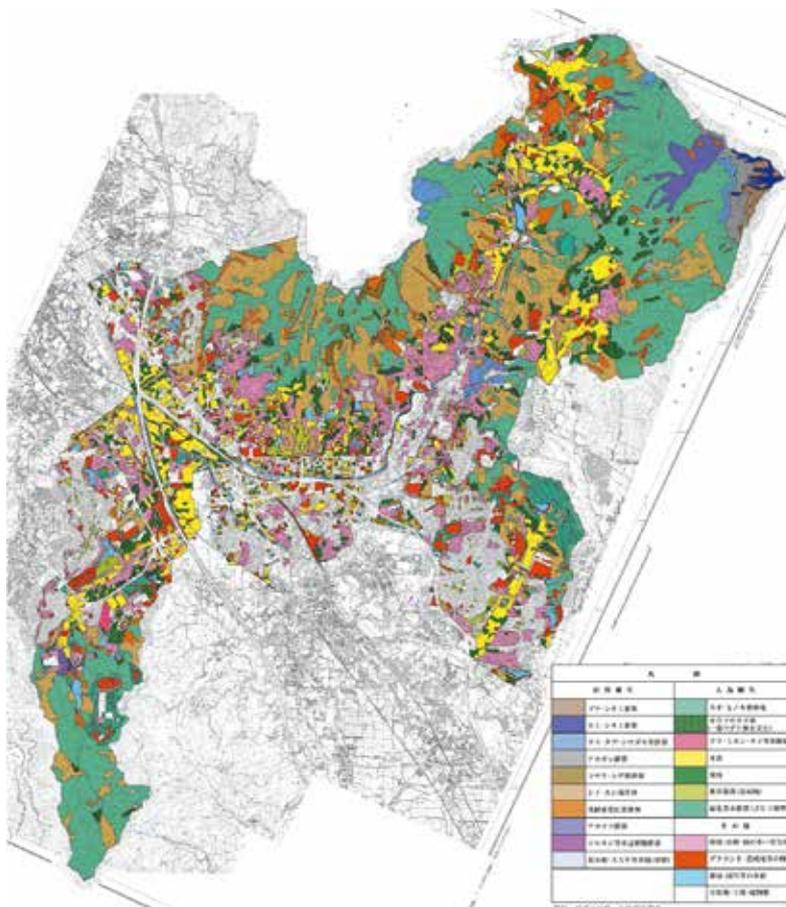
(4) 動植物

山地に囲まれた集水地形や、年間約 2,000mm の降水量は市域の緑を豊かなものとしています。本市の植生は市の総面積に対して植生 60%（森林 41%、農耕地 11%、公園・史跡等の環境緑地 8%）、無植生 40%です。植生のうち、天然性林は宝満山周辺の標高約 700m 以上に見られるブナ、モミ、アカガシを主体とし、市の総面積の 1.3%のみです。本市の植生は過去から人為を受け続けており、その代表的なものが草地と雑木林からなる里山や造林された人工林ですが、昭和 30（1955）年代以降手入れがされなくなり、多くがスダジイ・アラカシ・スギ・ヒノキなどの緑の濃い森林となっています。近年は低地から丘陵に孟宗竹が侵入している場所が増えています。

市の花は梅です。万葉集にも歌われた太宰府の梅は、菅原道真公が愛された伝承の飛梅とともに、全国的にも有名です。毎年、春を告げる行事として太宰府天満宮から首相官邸への「梅の使節」訪問や、市民が厄払いとして太宰府天満宮に梅の木を奉納する梅上げ行事など、梅に関連する行事も受け継がれています。神社境内だけでなく、市内のあちらこちらでも梅の木を見ることができます。

市の木は、太宰府天満宮、観世音寺、榎社などの境内に、広く強く根をおろしているクスです。見上げるような大木や新緑の若葉は、これからの市勢の生命力、発展と力強さを表しています。天満宮境内には、わが国有数の巨大なクスの社叢「天神の森」（県指定文化財）があり、このうちの 3本のクスは、国指定天然記念物となっています。このほか天満宮のヒロハチシャノキ（国指定天然記念物）、戒壇院の菩提樹（市指定天然記念物）など寺社を中心に古木があり、指定文化財となっているものがあります。このほか、市民に身近なサクラやケヤキ、モチノキ、センダンなども文化遺産として親しまれています。

また、山中にはイノシシ、アナグマ、サルなどの動物やキジなどの鳥類が生息しています。一方で、イノシシなど獣害被害も発生しています。



現存植生図



市の花 梅



市の木 クス
(写真は太宰府神社のクス)



坂本のムクノキ
(市の指定文化財)

2. 社会的状況

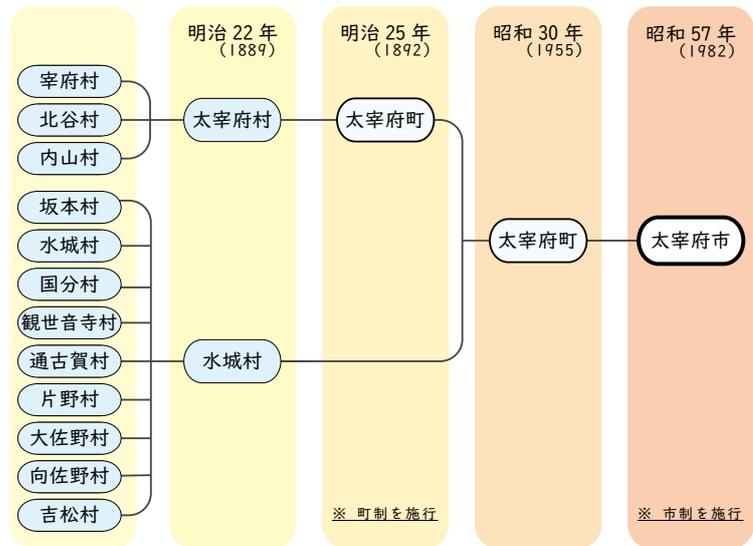
(1) 市町村合併

明治 22 (1889) 年、町村施行により、宰府村、北谷村、内山村の3村が合併して太宰府村となりました。同年、坂本村、水城村、国分村、観世音寺村、通古賀村、片野村、大佐野村、向佐野村、吉松村の9村が合併し、水城村となっています。また、太宰府村は、明治 25 (1892) 年に町制を施行し、太宰府町となりました。

昭和 30 (1955) 年、太宰府町と水城村が合併し、新「太宰府町」となりました。そして、昭和 57 (1982) 年に市制を施行し、太宰府市となって、現在に至ります。

旧太宰府町域には、延喜3 (903) 年に大宰府で亡くなった菅原道真の廟所として知られる太宰府天満宮や、延喜式内社だった竈門神社があり、今も多くの参拝者が訪れています。

旧水城村域には、大宰府跡・観世音寺・水城跡・筑前国分寺跡などの大宰府関連史跡が広がっています。



町村合併の変遷



現在の行政区域

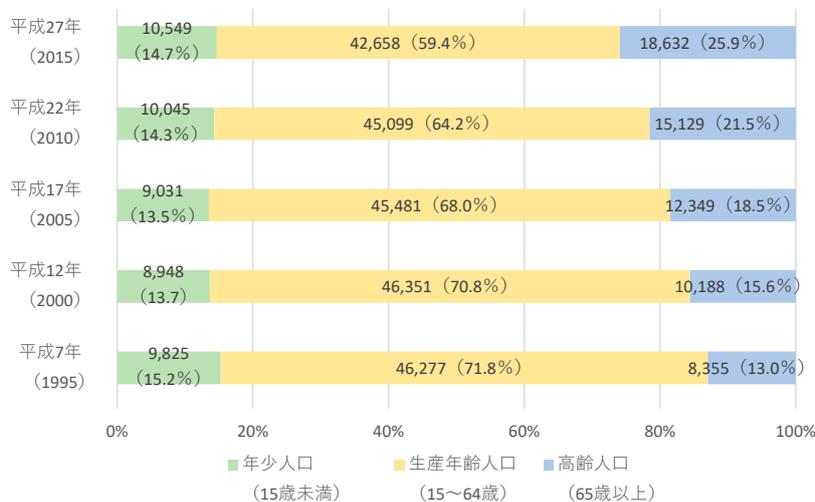
(2)人口

本市は、福岡都市圏に位置し、総人口は一貫して増加してきました。本市の総人口は、令和2(2020)年の国勢調査で73,164人です。

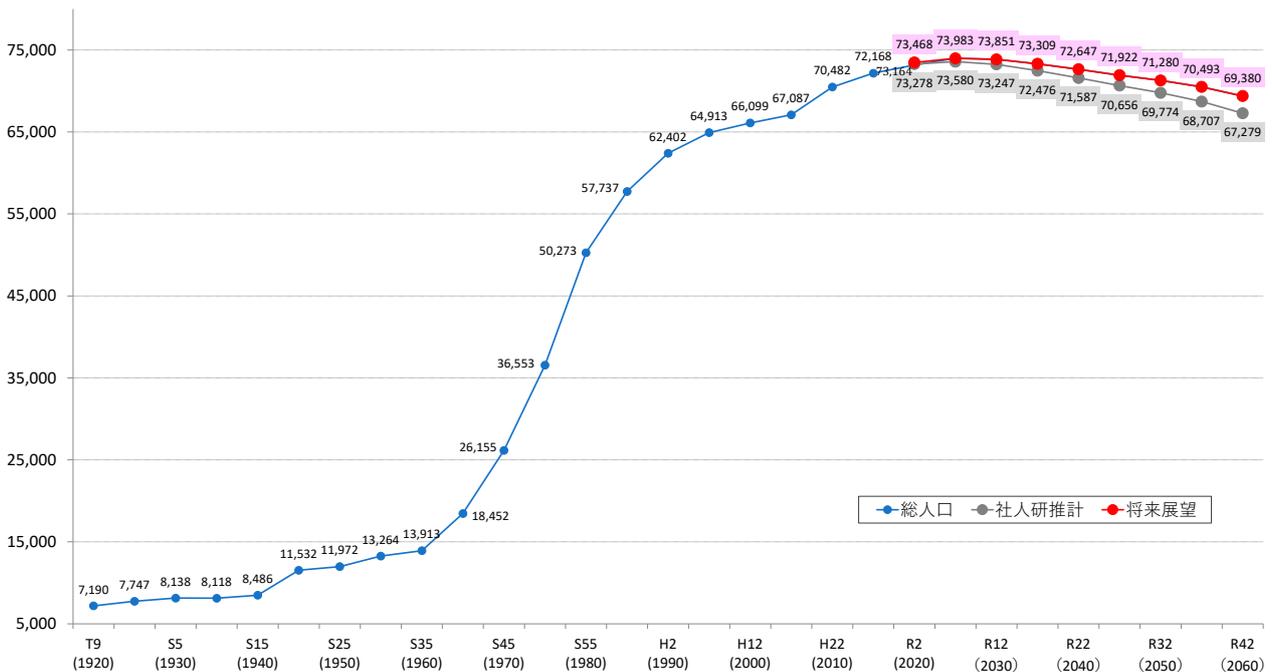
人口増の主な要因は、人口流入に伴う社会増であり、人口動態は自然増を社会増が上回る傾向が顕著です。15歳未満の年少人口が平成12(2000)年度に底を打ちますが、その後微増傾向が続いています。一方、65歳以上の高齢人口の増加が著しく、平成27(2015)年の高齢化率は25.9%となっています。平成27(2015)年と平成7(1995)年と比較して20年間で12.9ポイント増加しており、実数では倍以上に増えています。

国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という)の推計によると、本市の総人口は今後、令和7(2025)年をピーク(約7.3万人)とし、その後減少が見込まれています。令和42(2060)年において、社人研推計では67,279人となっていますが、本市では各種施策の着実な実施による自然増や社会増を見込み、96,000人程度の人口維持を将来展望としています。

なお、令和2(2020)年の総人口73,164人は、「まち・ひと・しごと創生太宰府市人口ビジョン」の推計値よりも少し下回っています。



年代別人口の推移(単位:人)(%)、資料:国勢調査(年齢不詳は含まない)



総人口の推移(単位:人)、資料:国勢調査

資料:太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略(太宰府市まちづくりビジョン)(第2期)

「将来展望」は総合戦略に即した各種施策の着実な実施により自然増、社会増を見込んだ推計

公立 (市立)	太宰府小学校 太宰府東小学校 太宰府南小学校 水城小学校 水城西小学校 太宰府西小学校 国分小学校
私立	リンデンホールスクール小 学部

公立 (市立)	学業院中学校 太宰府中学校 太宰府西中学校 太宰府東中学校
私立	筑陽学園中学校

公立 (県立)	太宰府特別支援学校
------------	-----------

私立	日本経済大学 筑紫女学園大学 九州情報大学 福岡こども短期大学 福岡女子短期大学
----	--

公立 (県立)	福岡農業高等学校 太宰府高等学校
私立	筑紫台高等学校 筑陽学園高等学校

私立	筑紫看護高等専修学校
----	------------



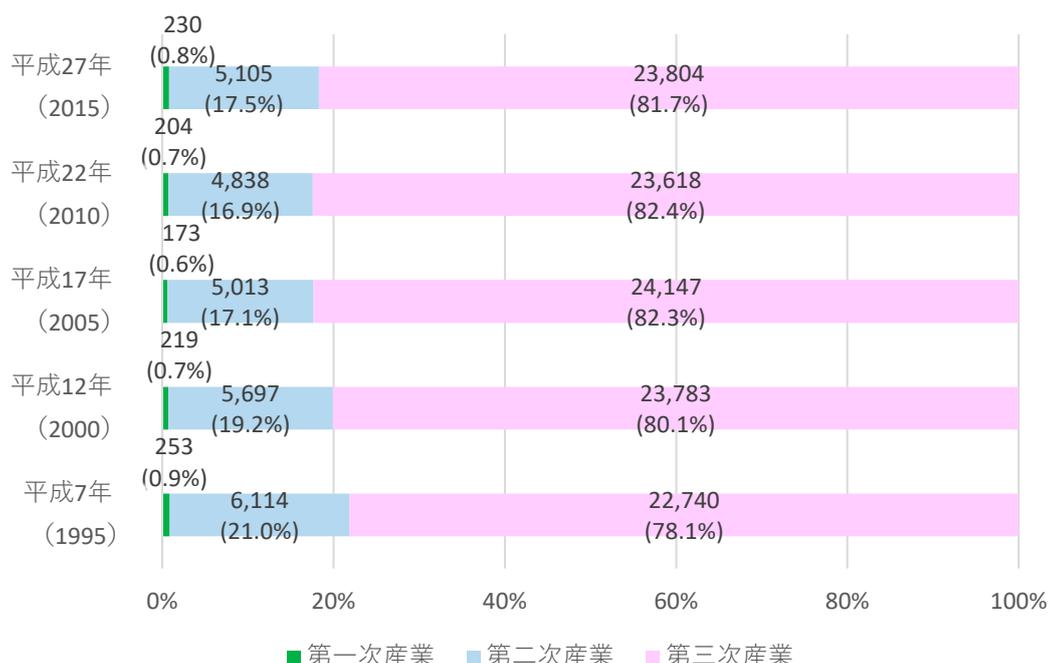
小学校区

(4)産業

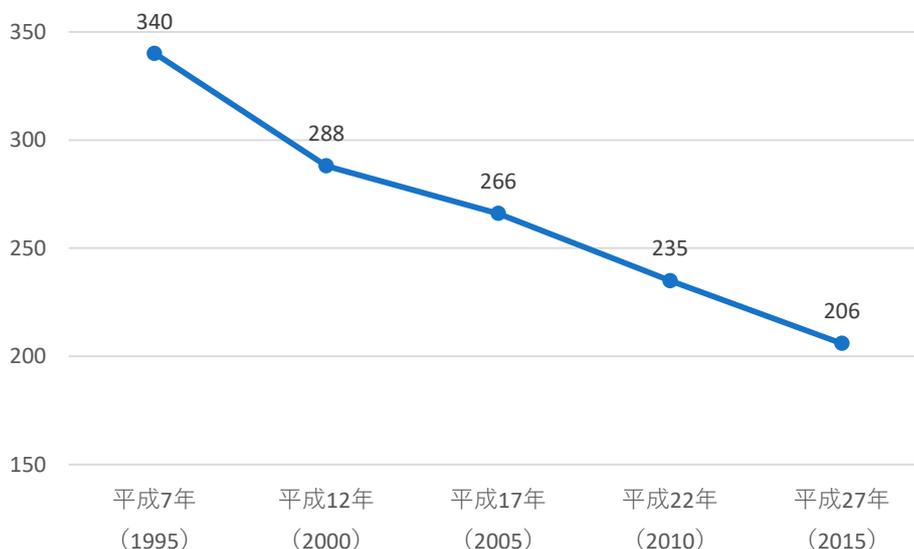
本市は、高度経済成長期以前、江戸時代後期以来の観光を生業とする太宰府天満宮門前と都市近郊の農村が広がる地域でした。加えて、博多織の工場等も立地していたところです。

一方、現在、本市の就業構造は、産業別就業者数において、第一次産業の占める割合が極めて低く、農村的色彩はかなり弱まっています。近年、農家世帯は平成7(1995)年の340戸から平成27(2015)年の206戸まで減少しています。他方、第三次産業が81.7%を占めるまでに増加しています。

第一次産業が減少した背景としては、高度経済成長期を経て、急速に進展したベッタウン化が挙げられます。



産業別就業者数の推移 (単位:人) (%)、資料:国勢調査 (分類不能は含まない)



農家戸数の推移 (単位:戸)、資料:農林業センサス

歴史文化に関わる主な特産品・食文化

本市には、市の花である梅にちなんだ特産品が多数あり、土産などとして多くの人に親しまれています。また、ホウの木をノミで削って作られた木うそも縁起物として、大切に受け継がれています。



梅ヶ枝餅

モチ米とうるち米から作る生地で餡を包み、焼き上げた素朴なお菓子です。「榎社の菅公に、浄明尼という老女が梅の枝とともに差し上げた」などの伝承が起源とされます。門前町のあちこちに看板が立ち、手ごろなお土産として親しまれています。



木うそ

鶯の特徴をホウの木をつかって表した民芸品です。天満宮造営の折、蜂の大群を鶯の群れが退治したことから神の鳥としてあがめられています。正月七日夜に「うそ替え」神事が行われ、幸運を呼ぶといわれる「金うそ」を求め合います。



太宰府 献上願塩

約千三百年前、大宰府政庁へ貢進物として送られていたとかがわれる「塩」。熊本県天草郡苓北町から太宰府天満宮に献上されるこの塩は天満宮の全ての神事に使用されています。梅肉を加えた「紅梅塩（紅塩）」とともに「紅白盛塩」として人気です。



かしわごはん

鶏肉、人参、ゴボウ、タケノコ、コンニャクなどを炊き込んだご飯です。来客をもてなす時や行事の折に食べられます。地域によっては餅米を混ぜたり、味付けが微妙に異なったりと、地域色豊かな郷土料理です。

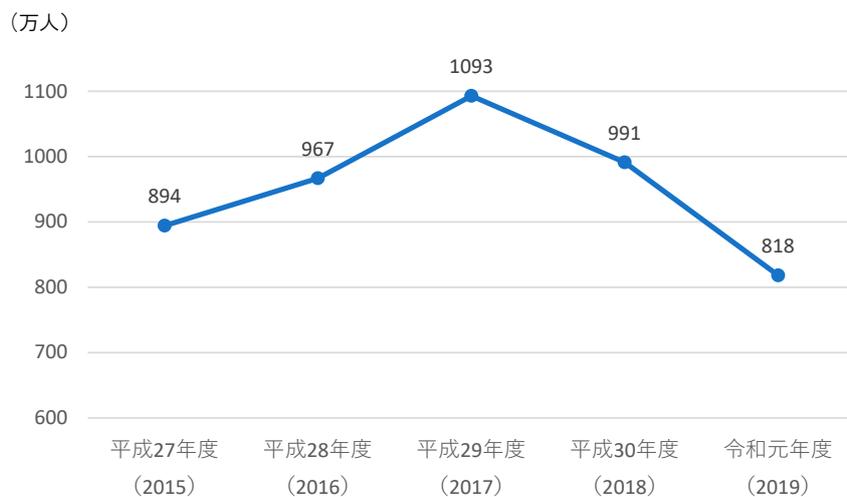
(5)観光

本市は、東アジアを中心に海外から訪れる人々も多く、太宰府天満宮門前を中心に観光産業が集積しています。平成29(2017)年度のピーク時には、年間観光客数が約1,100万人まで増加しています。

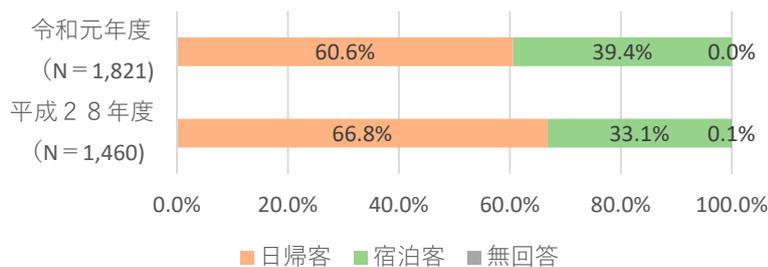
しかし、近年は、新型コロナウイルスの感染症拡大にともない、博多湾に寄港する大型クルーズ船の来航数も減少し、令和元(2019)年度の年間観光客数は818万人です。ピーク時と比較して300万人減少しています。

観光客の内訳を見ると、令和元(2019)年度で約6割が日帰客です。一方、宿泊客の多くが福岡市に宿泊しています。福岡市に宿泊する傾向は、平成28(2016)年度と比較して、強まっています。

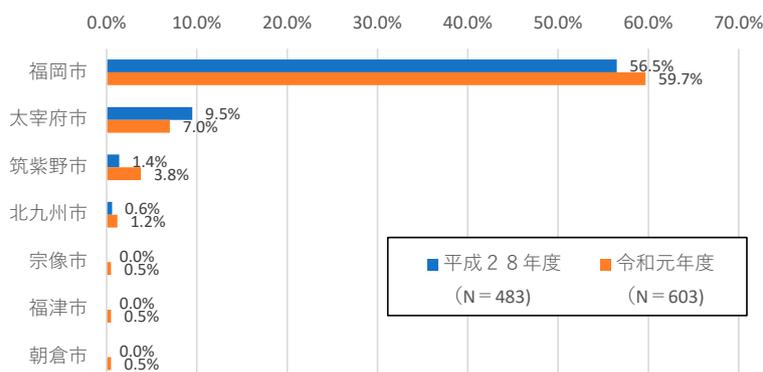
市内で観光客が多く訪れる場所としては、太宰府天満宮、大宰府政庁跡、観世音寺、戒壇院、水城跡 光明寺、宝満宮竈門神社、坂本八幡宮のほか、歴史文化を発信する施設である九州国立博物館、大宰府展示館等が挙げられます。また、史跡地である四王寺山、宝満山の登山やハイキングなども人気です。



年間観光客数の推移(単位:万人)、資料:市資料『太宰府市の概要(市統計データ)』



旅行形態(日帰、または宿泊)、資料:市資料『太宰府市観光客アンケート調査』令和2年3月)



福岡県内で宿泊した市町村(上位5市町村)、資料:市資料『太宰府市観光客アンケート調査』令和2年3月)

(6)土地利用

本市は、福岡都市圏に位置し、開発圧力が高く、主に高度経済成長期から宅地開発が進展してきました。

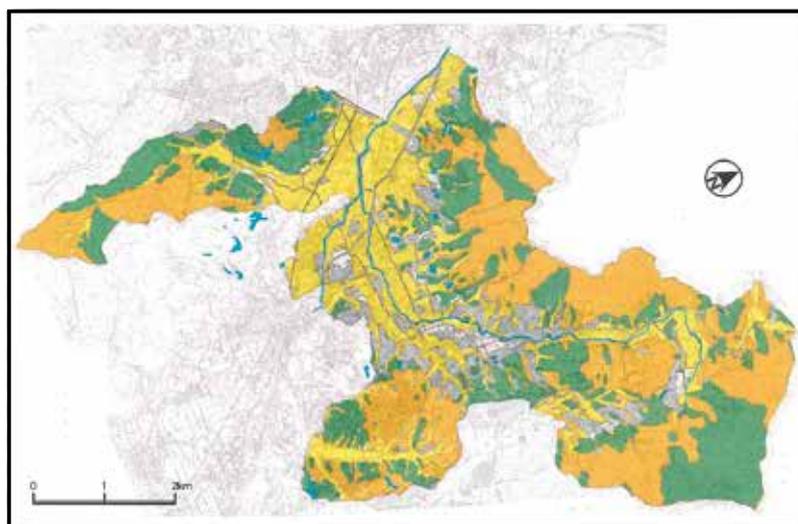
1950年代から福岡市のベッドタウン化が進み、国分や通古賀で県営住宅が建設されるとともに、駅に比較的近い平坦地から四王寺山麓などの周辺丘陵部へと拡大していきました。1970年代になると、市内ではじめて下水道を備えた都府楼団地が造成され、国道3号の整備にともない高雄の丘陵地で複数の開発が行われ、丘陵のほとんどが宅地となりました。また、1980年代からは観世音寺地区、佐野地区、通古賀地区と区画整理が実施されています。

宅地開発が急速に進んだ本市ですが、近年は大きな変化はなく、緩やかに宅地開発が進行しています。

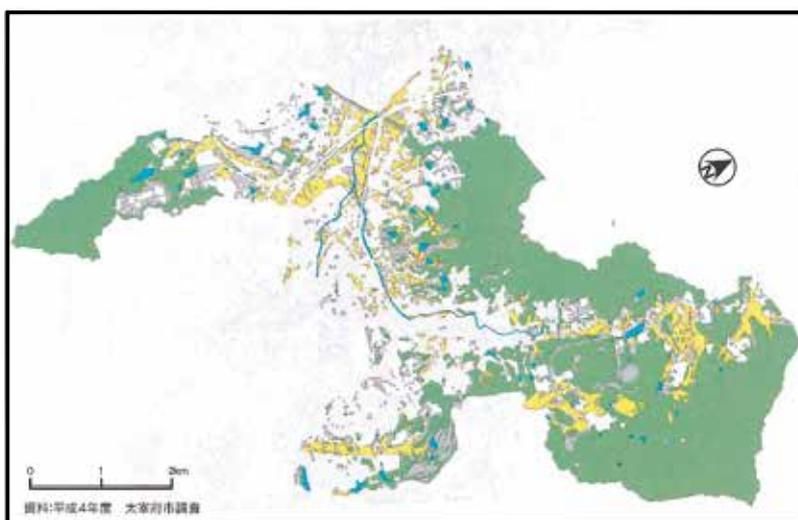
本市の土地利用は、令和元(2019)年度で田1.46km²、畑0.26km²、宅地7.26km²、山林5.37km²となっています。



土地利用の推移
(単位: km²)、資料: 市資料『太宰府市の概要(市統計データ)』



1900年の土地利用



1990年の土地利用

凡 例	
■	森林
■	草地
■	水田
■	水域
■	市街地
■	その他

土地利用の変遷(『太宰府一人と自然の風景』を基に加工して作成)

(7)交通

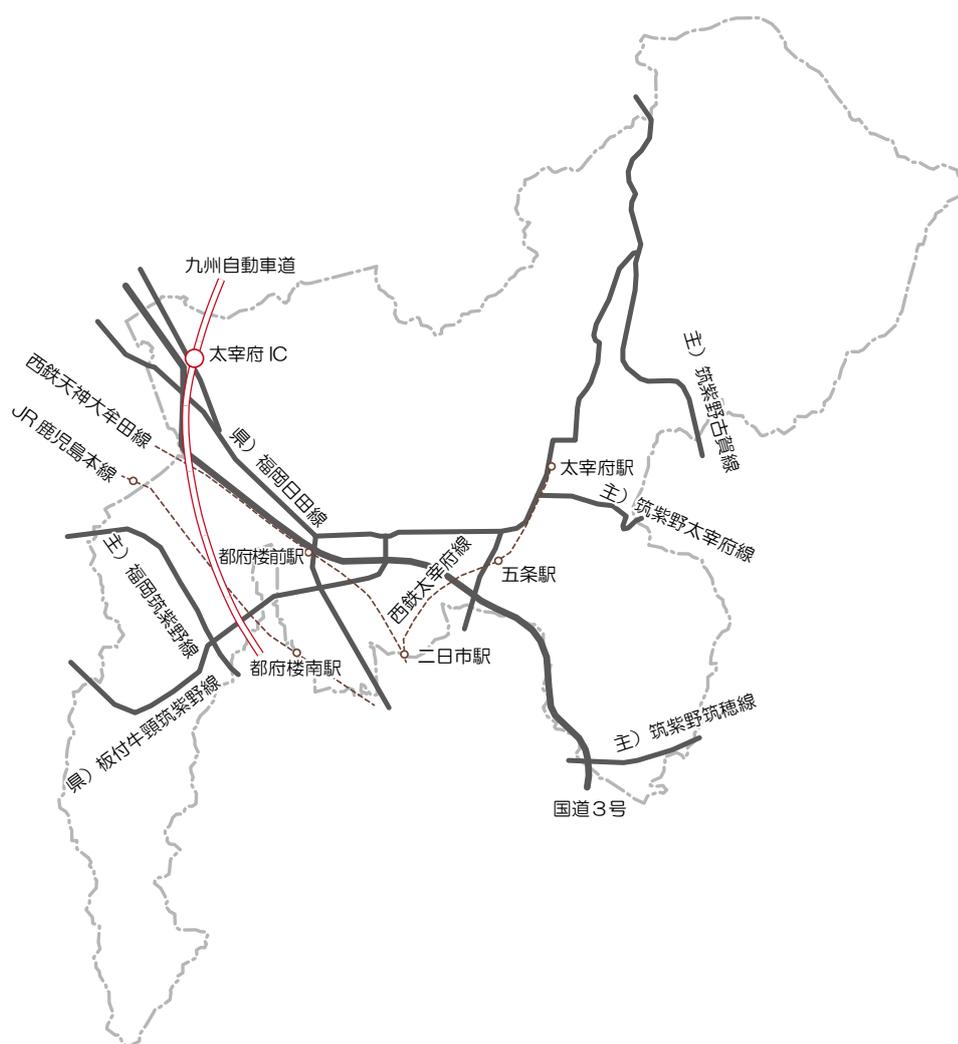
本市は、道路網、鉄道が北西－南東方向に発達しています。

道路は、九州自動車道が市内を通り、太宰府インターチェンジが位置しています。一般道路は国道3号と県道11路線が主要な幹線道路としての役割を担っています。

鉄道は、九州旅客鉄道（以下、JR）の鹿児島本線と西日本鉄道（以下、西鉄）の福岡天神大牟田線と太宰府線が通っています。それぞれJR 都府楼南駅、西鉄都府楼前駅・五条駅・太宰府駅があり、JR 都府楼南駅の一日平均乗車人員は1,160人（平成30(2018)年度、JR九州本社広報室）、西鉄は一日平均乗車人員24,770人（太宰府駅12,047人、五条駅5,779人、都府楼前駅6,944人、平成30(2018)年度、西鉄本社広報室）です。特に西鉄太宰府線は、沿線にある高校や大学への通学、福岡市等への通勤、そして太宰府天満宮や九州国立博物館を訪れる観光客の移動手段として多くの人々が利用しています。

他方、市内の移動には、太宰府コミュニティバス「まほろば号」が運行し、1日平均乗車人員は1,624（平成30(2018)年度）で、市民や観光客の身近な公共交通手段となっています。

また、平成26(2014)年から「太宰府ライナーバス旅人」の運行が開始され、これまで乗り換えが必要だった太宰府とJR博多駅エリアや福岡空港国際線間のアクセスが、わかりやすく便利になりました。車内では、日本語・英語・韓国語の3か国語で自動音声案内も行われています。平成31(2019)年4月20日に利用者数が300万人を突破しています。



太宰府市の主な交通網

(8)歴史文化を発信する主な施設

市内には、文化遺産や文化遺産に関連する資料等を展示したり、企画等を催したりするなど、市民や来訪者等に歴史文化を発信している施設が多数あります。以下に、主な施設を紹介します。

●九州国立博物館

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」というコンセプトをもつ国立博物館です。常設の展示室のほか、各種企画展も行っています。



九州国立博物館

●太宰府市文化ふれあい館

大宰府関連遺跡を結ぶ「歴史の散歩道」の中核施設です。太宰府の歴史や文化をテーマにした学習の機会提供に主眼をおいた展覧会、講座等の企画を多数行っています。



太宰府市文化ふれあい館

●大宰府展示館

大宰府政庁跡に隣接する施設です。大宰府跡の発掘調査で検出された遺構（溝）の一部を保存公開し、出土遺物や模型などで大宰府の歴史と文化を紹介しています。



大宰府展示館

●水城館

水城東門跡に隣接し、水城跡を紹介する施設です。館内には休憩・展示スペースを備え、本市所在の史跡も映像で紹介しています。この上には、水城跡を一望できる展望台もあります。



水城館

●地域活性化複合施設 太宰府館

太宰府天満宮の参道近くにあります。観光案内や物産、史跡の解説コーナーなどがあります。万葉集講座や、木うその絵付け体験などの体験プログラムも実施しています。



地域活性化複合施設 太宰府館

●客館跡 史跡広場 展望所

平成26(2014)年に特別史跡大宰府跡の追加指定を受けた古代の客館跡の1期整備で完成した史跡広場で、見つかった建物の広さや古代大宰府の街路、街の区画を体感することができます。古代日本の「西の都」の紹介や、史跡や山並みを一望できる展望所もあります。



客館跡 史跡広場 展望所

●太宰府天満宮宝物殿

太宰府天満宮宝物殿は、太宰府天満宮の境内にあり、道真公にまつわる宝物をはじめ、約5万点の文化財を収蔵・展示しています。地下には、太宰府天満宮の調査研究のための文化研究所もあります。



太宰府天満宮宝物殿

●菅公歴史館

道真公の一生を紹介する施設です。展示している各地の天神人形は、材質や技法も地域によりさまざまで、天神信仰の多様性を物語っています。この施設も太宰府天満宮の境内にあります。



菅公歴史館

●観世音寺宝蔵

高さが5m前後もある巨大な仏像をはじめ、平安時代から鎌倉時代にかけて造られた仏像16軀、また石造狛犬・舞楽面など、国の重要文化財が数多く安置されています。仏像は展示され、一般公開されています。



観世音寺宝蔵

3. 歴史的背景

先史時代（旧石器～古墳時代）

歴史のあけぼの 本市は、玄界灘に面した福岡平野と有明海に面した筑紫平野をつなぐ、二日市地峡帯と呼ばれる狭い谷平野の北側に位置しています。この平野は、約9万年前におこった阿蘇山（熊本）の大噴火による火砕流で埋まりますが、その後、河川の浸食作用によって二つの平野を結ぶ低地が生まれました。この低地周囲の台地上では、後期旧石器時代・縄文時代早期の石器や土器が出土しており、このころから人の活動が始まったことがうかがえます。

縄文時代晩期から弥生時代初めにかけて定住がはじまるとされています。市域でも、弥生前期には、市西部の向佐野区で集落が形成されており、中央部桜町区一帯の丘陵では当時とみられる貯蔵穴が確認されています。弥生中・後期になると向佐野区・国分區・高雄区付近で集落が営まれ、場所によっては丘陵部に青銅器埋納が行われ、集落近くで甕棺墓群が形成されました。

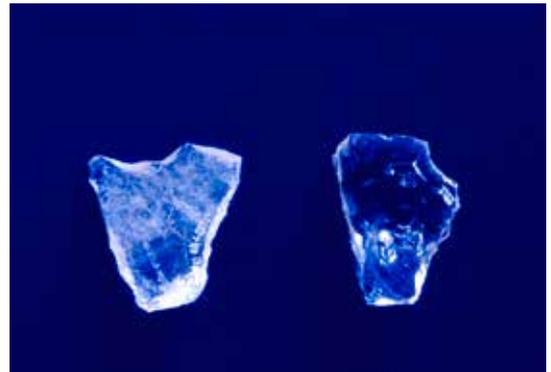
古墳時代になると大佐野区や高雄区に中小規模の集落・古墳が形成されました。首長墓とされる前方後円墳は市北西部に成屋形古墳（5世紀中頃）、平野南側の筑紫野市域には三角縁神獸鏡を副葬した原口古墳（4世紀）や、剣塚古墳（6世紀）が築かれています。

ただ先史時代を通して、福岡平野・筑紫平野にみられるような活発な活動はうかがえず、二つの平野の端部となる鄙びた地域だったと考えられています。

一方で、本市が所在する北部九州は、中国大陸・朝鮮半島と一衣帯水にあり、地政学的に重視されてきた歴史があります。福岡平野、筑紫平野では、弥生時代には「クニ」が起こり、大陸・半島と、また列島各地との交流を示す遺跡が数多く知られています。古墳時代になると、ヤマト朝廷は半島との関係強化を図り、北部九州の支配を強化するため、「ミヤケ」を設け拠点としました。遺跡出土品からも国内はもとより海外との交流がうかがえます。

古代（飛鳥～平安時代）

大宰府の成立 7世紀初め頃、後漢以来中国統一を果たした隋・唐が拡大政策のもと高句麗遠征を行い、朝鮮半島情勢が不安定化した結果、西暦660年に朝鮮三国の一国・百濟は唐に滅されました。百濟と親交のあったヤマト朝廷は、その復興支援のため齊明天皇自ら筑紫へ遷り（齊明7（661）年崩御）、中大兄皇子（後の天智天皇）が救援



脇道遺跡出土の台形石器（後期旧石器）



前田遺跡出土の土器（弥生前期）



宮ノ本 12 号墳（古墳前期）



成屋形古墳（古墳中期）

軍を派遣しますが、天智2(663)年白村江で唐に大敗します。この東アジアとの対峙が大きな転換点となり、日本は律令制に基づく古代国家建設の歩みをはじめます。そして福岡平野と筑紫平野とを結ぶ地峡帯の北辺に、律令官司「大宰府」を置きました。のちに地名となり、本市の名前の由来となった古代の大宰府は、こうしてはじまりました。

大宰府の整備 朝廷は、白村江敗戦後に亡命百済貴族らを派遣し、地形を利用して水城・大野城等を築き、そして大宰府の整備を始めます。8世紀には、大野城が置かれた四王寺山南麓に政庁が設けられ、周辺に官衙・学校院などを配し、その東に西海道における中心的な寺院であり斉明天皇の供養を



大宰府政庁跡

行い僧に授戒をする戒壇をおいた観世音寺が配されます。またこれらを北辺とする条坊都市を整備し、朱雀大路など主要大路を起点に、西海道各地や、京、海外に至る官道を設けました。条坊の北西郊外には、筑前国分寺・国分尼寺、国分瓦窯がありますが、近隣では筑前国が管轄した御笠団・遠賀団の印章や、筑前国内の戸籍関連木簡が出土しており、筑前国府の所在が有力視されています。また宗教施設として上記寺院のほか、8世紀には条坊中央東の丘陵上に古代寺院・般若寺、四王寺山にある大野城内には新羅の呪詛に対抗するため四王院が置かれています。市域の北東部に位置する宝満山は、「御笠山」「竈門山」とも呼ばれ、歌枕としても知られていますが、大宰府の鬼門除けに創建されたと伝えられ、竈門山寺、式内社竈門神社が置かれました。8世紀中頃以降、祭祀活動が活発となり、渡唐する最澄が航海祈願のため薬師仏四軀を彫ったことでも知られています。そして、延喜年間には菅原道真の廟所として条坊外北東部に安楽寺(現、太宰府天満宮)が創建され、条坊内の道真の謫居地「府の南館」には11世紀に浄妙院が建立されました。

本市歴史文化の核となる時代 大宰府は「遠の朝廷」(『万葉集』)と呼ばれる、朝廷に似た組織をもった政治拠点でした。また防人や管内諸国の軍団を掌握する軍事拠点でした。さらには遣唐使・遣新羅使や、外国使節、商人らが往来する外交・交易の拠点でもありました。ここで重職を担う長官(帥・権帥・大式)には、大伴旅人・吉備真備・菅原道真など、歴史に名を刻む人物が歴任しており、玄昉・鑑真・空海・最澄ら数々の著名人もこの地を訪れました。彼らの足跡や編んだ詩歌は、大宰府の歴史文化を彩っており、大伴旅人が催した「梅花の宴」(『万葉集』)は、令和元号の典拠となり、菅原道真の伝承は能や歌舞伎でも演じられています。こうした古代大宰府の歴史・遺跡・文化財は全国に知られており、大宰府跡・水城跡・大野城跡の特別史跡を含む8件の史跡、2件の国宝を含む重要文化財などが国の指定を受け、「天下之一都会」(『続日本紀』)と記された大宰府の成り立ちと人々の往来を物語るストーリー「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」は、日本遺産に認定されました。

このように、政治・文化都市が置かれ、また軍事・宗教によって守られる要害となった古代は、本市域の歴史文化のはじまりとなる時代であり、本地域の歴史文化を物語る上での核といえます。大宰府が置かれたことで、地域の役割・特色が形成され、また九州における地政学的な要となったことで、その後の中世・近世にも大きな影響を与えます。

中世(平安時代末～安土桃山時代)

うつろう政治 平安時代末には日宋貿易が盛んとなり、平氏は大宰府を基盤の一つに置きました。鎌倉時代になると、関東の御家人・武藤氏が下向し、大宰府の官職である大宰少式を世襲し、少式

氏を名のようになります。少弐氏は、府官（大宰府の官人）らに従えて、朝廷と幕府双方から政務を執り、管内支配・外交・貿易に関わり、蒙古襲来時にも日本軍の総大将をつとめるなど活躍しました。鎌倉時代後期に鎮西探題が博多に置かれると、太宰府の政治的な地位は次第に低下し、室町・戦国時代には、その支配も少弐氏から周防の大内氏、そして豊後の大友氏へと変わります。ただ、地政学上の拠点には変わりはなく、南北朝時代の観応擾乱期（1349-52）には、中央で後醍醐天皇の南朝方・足利尊氏の北朝方（幕府方）・尊氏の弟の足利直義方が三つ巴で争ったように、九州でも征西府方・九州探題方・足利直冬方が三つ巴で争い、中央と相似的な政治状況が生まれ、主要な合戦が太宰府近郊で行われました。このほか、元弘3(1333)年には尊良親王（後醍醐天皇第一皇子）、正平16(1361)年には懐良親王（後醍醐天皇第八皇子）、応安5(1370)年には今川了俊と、中央の政治上重要な人物が太宰府に滞在し活躍しています。戦国末期には九州制圧をめざす薩摩・島津氏と大友氏が争い、最終局面では太宰府で交戦しました。「戦国の華」とたたえられた大友方の武将・高橋紹運は、わずか数百騎で数万の島津軍を相手に激戦をくりひろげ敗れてしまいますが（岩屋城の戦い）、これにより島津軍は足止めされ、結果、豊臣秀吉が九州入りを果たしました。この戦いで太宰府の地は灰燼に帰しますが、その後筑前国に入った小早川氏・黒田氏によって、太宰府天満宮、観世音寺の再興がはかられました。

中世文化の成熟 このように政治的には移ろいますが、中世の太宰府は宗教・生産活動が花開き、都市としての成熟もみられました。

寺院には、天台宗系の安楽寺、観世音寺に加え、大山寺（宝満山）があり、鎮西天台宗の中心と呼ばれました。原山（四王寺山東麓）には、臨済宗を伝えた善西と論戦した僧や、のちに時宗を開いた若いころの一遍が師事した僧がいました。禅宗の崇福寺（四王寺山南東麓）は、円爾弁円や南浦紹明が住職となり、のちに聖一派・大応派の拠点として栄えました。このほか時宗や西大寺流律宗など様々な宗派の寺院があり、鎌倉時代に導入された修験道が展開する宝満山など、太宰府全体が宗教都市の様相を呈していました。当時の石造物はいまでも点在しています。産業も盛んで、太宰府天満宮の近くには商工業集団の組織もありました。米屋・金屋・細間物屋（小間物屋）・相物屋・紺屋・鍛冶屋からなる六座と呼ばれます。この六座と呼ばれる商工業集団が奉納した舞の伝統を引き継ぐ「竹の曲」は、いまでも太宰府天満宮の秋の神幸式大祭にて奉納されています。また、連歌で太宰府天満宮を訪れる者も多く、文化的にも興隆しました。

戦国の華 戦国時代末、「戦国の華」とたたえられた大友方の武将・高橋紹運が、薩摩・島津氏と激戦をくりひろげ、太宰府の地は灰燼に帰しますが、その後筑前国に入った小早川氏・黒田氏によって、太宰府天満宮、観世音寺の再興がはかられました。

一方でこのころには古代大宰府の多くの施設が遺跡となり忘れ去られつつありました。蒙古襲来のころ、水城の外濠は深田に、門も礎石のみと記されており（八幡愚童訓）、15世紀に大内氏支配下の太宰府天満宮へ連歌奉納に訪れた連歌師・宗祇は、大宰府政庁跡（都府楼）はかつての面影はなく、また水城跡の現地で話を聞き感傷に浸ったことを記しています（筑紫道記）。



宝満山 37 1号磨崖梵字仏



太宰府天満宮本殿

近世（江戸時代）

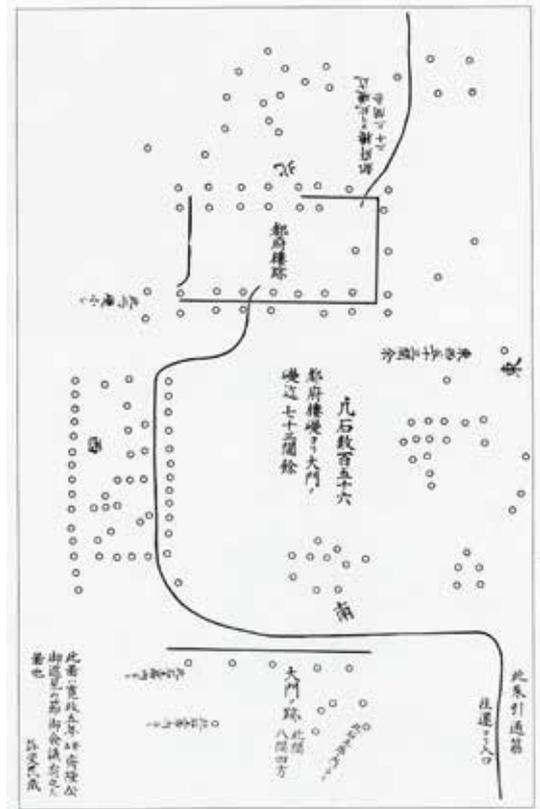
宰府宿と農村 現在の太宰府市域は、江戸時代には黒田家が治める福岡藩領となりました。太宰府天満宮の門前付近が宰府宿となり、宿場と街道筋にはまちなみが連なっていました。他は農村でした。農村集落は11か所あり、その多くは中世末期から近世にかけて成立したとみられています。今に伝わる農耕祭事もこのころから始まっています。なお明治初年に編纂された『福岡縣地理全誌』には太宰府の人口の6割以上が農業を営んでいたことが記されています。

宰府宿内は天満宮周辺の社家町街区、門前にあたる現在の西鉄太宰府駅周辺の旅宿街区、現在の五条交差点付近の商職人街区などおおよその職能による棲み分けが見られ、社家町内に藩の施設である代官所（代官屋敷、造営奉行所）などの藩の公的施設が置かれていました。

文化財保護の萌芽と今につながる文化の隆興 また福岡藩が長崎警護を担うようになったことで、夷狄からの防衛役を担う正当性を語るために「大宰府」が注目され、大宰府政庁跡をはじめとする史跡を保護する施策がとられました。藩では大宰府の研究もすすめ、地誌類も刊行されています。

黒田家は、太宰府の寺社の保護にも取り組み、とくに太宰府天満宮に代々手厚い保護を加えつつ、連歌振興・書画展示会などを進め、文化の興隆につとめます。また、宰府参詣（さいふまいり）が盛んになり、同時に遊山の地として近隣にあるかつての大宰府の名所旧跡や歌枕が注目され、人々が訪れるようになります。江戸後期になると、春の鶯替え、鬼すべ、秋の神幸祭などの四季の歳事にも多くの民衆が参集するようになりました。この時代の太宰府は地元絵師による絵画など広く知られるようになりました。名物としての「梅ヶ枝餅」や「木鷲」などもこの時期に現れています。

五卿落ち 幕末の太宰府は、五卿西遷の地であり明治維新への胎動の地として多くの志士たちが集う場となります。すなわち、文久3（1863）年に起きた薩摩藩、会津藩などの公武合体派が画策した八月十八日の政変で失脚し京都を追放された七卿は、長州藩に落ち延び、その後、三条実美、三条西季知、四條隆謨、東久世通禧、壬生基修の五卿は、薩摩藩の後押しによって福岡藩の太宰府へと移されず（五卿落ち）。五卿を頼って太宰府には、西郷隆盛、高杉晋作、平野國臣ら勤王の志士たちが集い、後の明治維新へとつながったと評されました。五卿は地元文化人とも交流し、書画などの作品とともに逸話が残されています。



大宰府跡礎石図（寛政5（1796）年・写し）



博多太宰府図屏風

近現代（明治時代～）

神仏分離の影響 明治政府による神仏分離は太宰府天満宮や門前、宝満山へ大きな影響を与えました。神社の別当・社僧と呼ばれた僧侶は還俗が命じられ、神主・社人として神道に転じるよう布

達されたことで、天満宮安楽寺は太宰府神社となり、仏教関係のものは取り払われ、社僧の多くは神社を離れていきました。そのため山上（三条）の原八坊（原山）に起源をもつ僧坊は解体し、馬場を中心とする社家屋敷も分割されました。

街の近代化 明治 22 (1889) 年に九州鉄道（現 JR）が開通すると、門前の宿泊客は減少しましたが、一方で日帰り客の増加をもたらしました。明治 35 年 (1902) 年には、御神忌一千年祭に合わせて二日市との間に太宰府馬車鉄道が開通し、大町に太宰府駅ができています。旅館は改業して参道には土産物屋・飲食店・商店が増加していきました。町には芸術に携わる人びとも住まい、絵師の吉嗣^{よしつぐ}拜山^{はいざん}や書家の宮小路浩潮^{みやこうじこうしゅう}をはじめ全国に名が知られた人もいました。

天満宮周辺の変化と対照的にその他の集落は近世と変わらぬ農村集落の雰囲気を持っています。しかし、昭和 30 (1955) 年代になると県道 31 号（通称 5 号線）整備を皮切りに、九州自動車道の開通や国道 3 号バイパスなど新たな道路が整備され、太宰府天満宮へ車による参詣者が押し寄せるようになり、天満宮門前には駐車場が増加していきました。また、福岡都市圏の住宅都市として開発の波も押し寄せ、それまでの農村風景から一転することとなりました。

歴史文化の顕彰 こうした中、連綿とつづいてきた太宰府地域の歴史を下敷きに、現代の本市を特徴づける基^{もと}となる試みも相次いでなされています。近世以降福岡藩や太宰府天満宮などが携わり保存してきた大宰府跡は、変わらず大切に守り伝えられ、明治時代初期には政庁正殿跡の基壇に地元の有力者や学者により石碑が建立され本格的顕彰が行われました。明治から大正にかけては、大庄屋の高原家をはじめ、地元御笠郡の人びと、また福岡藩の学閥である南冥派^{なんめい}の人びとにより、政庁正殿跡に顕彰碑を建立されました。水城跡の「水城大堤之碑」は、大正 4 (1915) 年の大正天皇即位大典を記念して、水城青年会有志により建てられています。

明治 6 (1873) 年の「太宰府博覧会」は、西日本でも早い時期に行われた博覧会でしたが、こうした取組を経て、明治 26 (1893) 年には地元有志により歴史資料を研究・展示する「鎮西博物館」建設計画が検討されています。このうち明治 32 (1899) 年に岡倉天心が九州に博物館が必要と説きました。この時の人びとの思いはのちに九州国立博物館誘致へとつながって行きます。

古くから顕彰され周知されたこともあり、市域の主な文化財は早くから国の法律に基づく文化財指定を受けています。大正 10 (1921) 年 3 月 3 日、大宰府跡・水城跡は史蹟名勝記念物保存法によるわが国初の史跡指定を受け、6 月には大宰府跡で天智天皇ゆかりの時の記念日行事が行われています。翌年には筑前国分寺跡、国分瓦窯跡も指定を受けました。また観世音寺や国分寺の仏像は、明治 30 (1897) 年の古社寺保存法により、明治 37 (1904) 年に国宝に指定されました（昭和 25 (1950) 年の文化財保護法により重要文化財となり、現在に至る）。このころ郷土史研究がさかんとなり、大正 2 (1913) 年には筑紫史談会が活動をはじめ、また福岡県が記念物の調査を行い大正 14 (1925) 年から『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』を刊行しています。また『郷土読本（昭和 12 年 (1937) 刊）』に掲載されるなど、学校教育を通して子ども達にも伝えられました。第二次大戦後の復興期には、地域再建の機運にあふれ、郷土



大宰府政庁跡正殿の石碑



水城趾石碑



大宰府趾石碑

の歴史や風土を学ぶ研究・文化会活動がますますさかんになり、「古都太宰府」愛好の種がまかれていきました。水城跡は、戦時中は国防遺構として顕彰され、戦後の復興期には、地域再建の機運とともに、白村江敗戦後の復興を成功させた天智天皇の遺跡と語られるなど、時代に即しつつ大切にされたことが知られています。観世音寺では、寺を復興するための復興奉賛会が、本市のみならず政財界の人びとによって昭和22(1947)年に結成され、金堂、講堂の修理のほか、仏像を収蔵する宝蔵の建築が寄付金によって賄われました。昭和34(1959)年の金堂・講堂から宝蔵への仏像移転は、地域の人々の手によって行われています。

史跡のまちの歩み 高度経済成長期には、先人たちが大事にしてきた史跡をめぐり、開発か保存かで町は揺れます。国より史跡指定拡張が示されると国会でも取り上げられるほどの激しい議論が巻き起こりましたが、多くの人びとが様々なかたちでかわり大宰府史跡は保存され、史跡のまちとしての歩みを始めました。先人たちが大事にしてきた郷土の風景を今も見ることができます。

昭和48(1973)年には、古代西海道を管轄した大宰府の調査研究とともに「九州の歴史とその特質を明らかにする」ため、福岡県立の九州歴史資料館が開館します。これに併せて、昭和49(1974)年に「太宰府地方における歴史的風土及び文化財の保護・活用を図ること」を目的として(財)古都大宰府を守る会(現、(公財)古都大宰府保存協会)が組織されました。同財団が大宰府を知る講座として開講した「大宰府アカデミー」をきっかけに始まった市民ボランティアによる史跡解説員制度は、全国でも先駆的な取組で、現在も継続されています。

平成17(2005)年、長年にわたる官民の誘致活動が結実し、太宰府天満宮の旧所有地に九州国立博物館が開館しました。これにより太宰府の歴史文化は再認識され、これに関わる市民活動もさらに活発になりました。本市も市域を博物館に見立てた「太宰府市まるごと博物館構想」を掲げ、そして官民による太宰府ブランド創造協議会の設立し、古都の光など毎年恒例となるイベントが行われるようになりました。なお九州歴史資料館は平成22(2010)年に小郡市へ移転しますが、大宰府関連史跡の発掘調査や調査研究は引き続き行われています。

令和発祥の地となる 平成31(2019)年4月1日、平成の次となる元号「令和」が首相官邸より発表されました。それは史上初の国書を典拠とする元号で、しかも、1,300年前の大宰帥・大伴旅人が、ここ太宰府の地で催した梅花の宴の情景を描いた『万葉集』から二文字が採られたことが明らかとなっています。令和とともに太宰府の歴史文化は、世界に知られるところとなり、大宰府政庁跡、坂本八幡宮を中心に多くの来訪者を迎え、市による記者会見、大宰府展示館の梅花の宴ジオラマ、大宰府万葉会による梅花の宴、令和プロジェクトによる政庁跡での「令和」人文字は、テレビやネットで幾度も紹介されています。



「令和」発表後の政庁跡

また、四王院に由来する四王寺山や修験道の行場としての宝満山は、いま多くの山に登る人びとを迎えています。江戸時代に始まった三十三石仏信仰は今も続いており(市民遺産「四王寺山三十三石仏」)、そのルートは四王寺山山頂をめぐるコースと重なっています。加えて、宝満山の歴史上の別称である「竈門山」や山を祀る竈門神社にある「竈門」と令和元(2019)年から社会現象ともなったアニメの主人公の名「竈門」の一致、宝満山を「登山」するヒキガエル(市民遺産「宝満山のヒキガエル」)に引き付けられ、多くの人々が山頂を目指します。令和2(2020)年末から世界を席卷している新型コロナウイルス感染症による閉塞感を打ち破るように野外での活動が活発化することと相まって、四王寺山、宝満山ともに人気の山となっており、山中に残る文化遺産についての情報も発信されています。

このように本市の歴史は、地域の歴史だけでなく、日本史や世界史の視点から語ることもできるものとして、全国に知られています。

第2節 太宰府市の文化遺産

1. これまでの文化財・文化遺産調査

本市に所在する文化財および文化遺産については、江戸時代の福岡藩による政庁跡礎石配置図の作成など、古くから調査や記録が残され、多くの成果に基づき明らかになっています。

(1) 近世以前

江戸時代の福岡藩が長崎警固を担ったことに端を発した寛政5(1793)年の大宰府礎石図の作成や、文政3(1820)年の「文政三庚辰年三月観世音寺村之内旧跡礎現改之図」が作成されたことで地域の文化遺産の歴史的意味に関する認識を深めることとなります。また、藩命による「筑前国続風土記」などの地誌編纂も進められていきます。

(2) 近代以降

1) 国による調査

明治42(1909)年の内務省地方局会議において「史蹟勝地の調査保存に関する件」が訓示(以下、「内務省訓示」)されたことを受け、大正元(1912)年および2(1913)年に内務省による基肄城跡や大野城跡の神籠石調査が行われています。その後は、次項で記述するように、大正5(1916)年以降、福岡県による調査へと移行していきます。

2) 県による調査

内務省訓示を受け、大正5(1916)年に福岡県知事によって「福岡県名勝旧蹟等保存訓令」を発令し、県下各郡市役所にむけて、名勝旧蹟古墳墓天然記念物等に関する保護機関の督励及び未設置の場合は組織することを促します。また、大正8(1919)年『史蹟名勝天然記念物保存法』公布ならびに施行され、内務大臣によって各府県知事に文化財指定にむけた照会が行われます。これらの社会情勢に合わせて、大正14(1925)年以降、昭和19(1944)年まで刊行された『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』に大宰府関連史跡などの調査報告が行われていきます。

昭和後期に入り、昭和43(1968)年10月に大宰府跡の発掘調査が福岡県教育委員会によって開始され、昭和47(1972)年に九州歴史資料館が設置されると調査主体が九州歴史資料館へと移っていきます。また、条坊域における調査も福岡県教育委員会によって進められますが、昭和41(1966)年には福岡県史跡調査会による「市ノ上遺跡」(大宰府条坊跡南西隅付近)の調査が行われています。

さらに、平成23(2011)年には光明寺の仏像調査をはじめ、太宰府天満宮に関わる無形民俗文化財の記録調査として、平成25(2013)年には「鷲替神事」、平成27(2015)年には「鬼すべ」が行われ映像が公開されています。建造物も悉皆調査や県指定に先立って観世音寺・戒壇院・光明寺等が調査されています。

3) 市(町)による調査

本市の文化財・文化遺産調査は、文化財類型ごとに実施されてきましたが、昭和60(1985)年から始まった『太宰府市史』編纂事業に伴う市域の文化財の調査および取りまとめによって、大きく前進します。また平成17(2005)年度の「文化財保存活用計画」策定ならびに平成20(2008)年度から文化庁からの受託事業として始まった「文化財総合的把握モデル事業」に伴う、文化遺産調査の開始により、幅広い文化遺産に関する情報が収集されていきます。

①建造物

市史編纂時の調査として寺社仏閣、商家、町家、そして農村の庄屋住宅など、調査時に市内に残る建築物の調査が行われます。また、昭和63(1988)年から始まった「天神様のほそみち建設事業」に伴う参道沿いの石造鳥居の調査をはじめとした工作物の調査も実施しています。さらに平成17(2005)年の文化財保存活用計画策定時には、宰府宿に現存する商家、町家の追加調査を行っています。その後、平成22(2010)年より運用を開始した歴史的風致維持向上計画による宰府宿内の歴史的建造物の保存修理に先立つ調査として、平安時代後期まで遡ることができる幸ノ元・溝尻水路や参道沿いの商家、町屋の建築物調査を平成31(2019)年より行っています。観世音寺の金堂も保存修理に先立ち平成25(2013)年度に建築物調査を行っています。このように調査が折々実施されていますが、各記録の精度に粗密があり、修理等に際しあらためて調査が必要な場合もあります。



建築物調査の様子

②絵画・工芸品・書跡・典籍・古文書

他の文化財類型と同じように、市史編纂に伴う調査が実施されました。ただ当時は所蔵者の意向等もあり、悉皆調査には至っていません。その後、市史編纂事業を引き継いだ本市公文書館によって断続的ではあるものの、市内の民家改修などの度に資料確認とともに調査が行われていますが、今も未確認史料の把握・所在地確認が課題となっています。このほか、平成26(2014)年から、絵師調査事業が始まりました。本市教育委員会を主体に専門家によるチームをつくり、江戸時代末期から活躍した太宰府の絵師三家について継続的な調査ならびに報告が行われています。



絵画資料調査の様子



古文書資料調査の様子

③埋蔵文化財

昭和54(1979)年より前は、福岡県教育委員会の援助を受けて、太宰府町(現太宰府市)教育委員会による埋蔵文化財調査が行われていました。本市独自の埋蔵文化財の記録保存調査は、昭和54(1979)年の太宰府第5小学校(現太宰府西小学校)建設に伴う宮ノ本遺跡の埋蔵文化財調査に始まり、同年、観世音寺地区区画整理事業の開始に伴い、太宰府町教育委員会による発掘調査が本格的に開始されます。その後、開発原因者が県なのか市なのかによって一部例外はありますが、史跡地内は福岡県教育委員会、九州歴史資料館が計画的に学術調査を実施し、それ以外の市域については本市教育委員会が緊急発掘調査を行い、それぞれ継続的に整理報告が進められています。近年は史跡整備に伴う発掘調査や重要遺跡確認調査を本市教育委員会が行うことも増えていきます。

④民俗

昭和 54(1979) 年には緊急民俗分布調査が本市の北谷を調査区域として実施され、当時行われていた日常生活の様子や家々の構造まで詳細な記録が残されています。そして、昭和 60(1985) 年から始まる市史編纂事業によって市域全体の民俗文化財に関する調査が行われ、民間伝承・行事など、住民の「日常」が記録されていきます。さらに平成 17(2005) 年の「文化財保存活用計画」、平成 20(2008) 年の「文化財総合的把握モデル事業」の文化遺産調査によって、有形・無形の民俗文化財の情報が集まり、昭和 54(1979) 年からの変化のあり様を知ることができます。また、太宰府市文化ふれあい館にて継続的に市域の神社の祭礼行事や恵比須祭などの民間行事の調査も進められていきます。



祭礼行事の聞き取り調査の様子

⑤植物

太宰府天満宮境内地内の天然記念物は、大正 11(1922) 年から文化財指定を受けていますが、市域の天然記念物については、市史編纂に伴って実施された自然環境調査によって、実態が明らかになっています。また、平成 21(2009) 年より市による文化財指定に先立ち調査を実施しています。

4) その他の調査

①大学

大正 2(1913) 年の東京帝国大学(黒板勝美)による水城跡土塁断面の記録がなされ、昭和後期に入ると九州大学に九州文化総合研究所(以下「総合研究所」)が設置され、昭和 26(1951) 年から総合研究所と福岡県の共同研究が太宰府で進められることになり、大宰府史跡、筑前国分寺、観世音寺、国分瓦窯の調査が進められます。また昭和 37(1962) 年には早稲田大学による松倉瓦窯跡の調査など、福岡県や本市に調査体制が整うまでは大学による埋蔵文化財の調査が本市で進められていきます。

平成 17(2005) 年の文化財保存活用計画策定時に実施した市域の文化遺産調査成果について、令和 2(2020) 年に追跡調査が北海道大学を中心に実施され、場所によってバラつきはあるものの宅地化や商業化が進む地域での滅失率が高く、文化財保護法で史跡として指定された区域では滅失率が低い傾向がつかめています。

②民間

江戸時代の福岡藩黒田家の修史事業に関わっていた江島茂逸によって『維新起源太宰府紀念編』が明治 26(1893) 年にまとめられ、近世から近代にかけて太宰府に関わる資料として貴重な情報を記録しています。

明治 22(1889) 年の九州鉄道開設に伴う水城跡開削時の記録が山田安栄編『靖方溯源』^{せいほうさくげん}に記され、水城跡の基礎ともいえる「敷粗朶」^{しきそだ}工法についての記載をみることができ、その後、先述した東京帝国大学の記録へとつながっていきます。

民間活動の中では、大正 2(1913) 年に成立した筑紫史談会によって、会則に記されているように福岡藩幕末史と太宰府史を研究の柱として進められ、機関誌『筑紫史談』に大宰府関連史跡群をはじめとした調査成果や論考が記されます。

また太宰府天満宮では、昭和 35(1960) 年から宝満山の総合調査が実施され、宝満山祭祀をはじ

めとした考古、文献史、民俗などの情報が収集され、報告書が刊行されています。昭和 39 (1964) 年には『大宰府・太宰府天満宮史料』の刊行も始まりました。現在も、太宰府天満宮文化研究所また(公財)太宰府顕彰会により、太宰府地域の歴史や太宰府天満宮の文化遺産の調査研究・保護が進められています。このほか、菅公御神忌 1075 年大祭(昭和 52(1977)年)を期して、屋根葺き替えに伴って重要文化財の御本殿をはじめ関係する建築物の調査、令和に入ってから境内の建築物調査が進められています。

2. 文化遺産の概要

『文化遺産リスト』に掲載される文化遺産の総数は、令和4(2022)年3月末時点で6,241件です。(※非公開要素含む。なお、この中に指定文化財は含んでいません。)

以下、この文化遺産リストを踏まえ、文化遺産の概要を地区及び分類ごとに紹介します。

(1) 地区ごとの文化遺産の紹介

文化遺産リストに掲載した文化遺産の一部は、市の公式ホームページでも公開しています。

本市では、調査から公開にあたって、小学校区を基本としたA～Hの8つの地区に分けています。これからこの地区ごとに文化遺産を紹介します。



A 地区	大字北谷、大字内山、御笠 1 丁目から 5 丁目
B 地区	大字太宰府、三条 1 丁目から 3 丁目、宰府 1 丁目から 6 丁目、連歌屋 1 丁目から 3 丁目
C 地区	白川、五条 1 丁目から 4 丁目、石坂 1 丁目から 4 丁目
D 地区	石穴、青山 1 丁目から 4 丁目、梅香苑 1 丁目から 4 丁目、高雄 1 丁目から 6 丁目
E 地区	大字国分、国分 1 丁目から 5 丁目、大字水城、水城 1 丁目から 6 丁目
F 地区	大字観世音寺、観世音寺 1 丁目から 6 丁目、大字坂本、坂本 1 丁目から 3 丁目
G 地区	朱雀 1 丁目から 5 丁目、大字通古賀、都府楼南 1 丁目から 5 丁目、宰都 1 丁目から 2 丁目
H 地区	大字吉松、青葉台 1 丁目から 4 丁目、吉松 1 丁目から 4 丁目、長浦台 1 丁目から 4 丁目 大字向佐野、大字大佐野、向佐野 1 丁目から 4 丁目、大佐野 1 丁目から 6 丁目

文化遺産調査の地区区分

● A 地区

A 地区では、ダムやため池、井手やしかけ水路、橋などの土木構造物が数多く文化遺産として把握されています。水路から引き込む水量を調節するはね石や、洪水に備えた大水避け石垣などの文化遺産には暮らしの知恵もうかがえます。

また、竈門神社新宮や貴船神社、秋葉神社、北谷地藏堂、大師堂などの建造物や山の神、五穀神など、集落の信仰を表す文化遺産も多数あります。



しかけ水路

● B 地区

B 地区では、四王寺山を巡る三十三石仏の札所が多数あります。また、醍醐橋や朝日橋、建重寺橋、三浦橋、岩踏橋などの橋が文化遺産として多数把握されています。さらに、猿田彦尊や恵比寿像、板碑、石塔、旗立石をはじめ、様々な石造物も所在します。



恵比寿像

● C 地区

C 地区には、東京帝国大学で哲学科教授を勤めた井上哲次郎氏の生誕地碑や神牛塚、山伏墓、三浦の碑、銚ノ浦溜池築造之碑といった記念碑や石造物が多数所在しています。大師堂や血方持観音、金掛天満宮など地域の信仰に関わる建造物も残っています。



井上哲次郎生誕記念地碑

● D 地区

D 地区では、鯉・ハヤ等の生息地や高尾川周辺の豊かな自然、グミの大木（桜並木）といった自然や、街角と高台からの眺望などが文化遺産として把握されています。

また、画家西島伊三雄氏制作の風景(宝満山)画(油絵)や月末に各戸に配布される「東ヶ丘だより」、地域の行事である夏祭りなど、様々な文化遺産があります。



街角と高台からの眺望

● E 地区

E 地区には、水城跡、水城木樋跡（東門）、水城瓦窯跡、国分寺史跡指定境界標など、史跡に関連した文化遺産が多数あります。

また、地下道や日田街道、毘沙門詣りの道などの道や、国分小学校裏山の日の出が見える場所、四王寺山のビューポイントといった場所や風景も大切にされています。さらに、ほんげんぎょうやどろんこ祭り、毘沙門まいりといった行事も多数、受け継がれています。



衣掛神社のほんげんぎょう

● F 地区

F 地区は、旧小字標石や太宰府址碑、万葉歌碑や高浜虚子歌碑などの石碑や記念碑、歌碑、句碑などが多数把握されています。また、観世音寺や戒壇院、稲荷堂、大師堂、日吉神社、朝日地藏堂、十三仏堂、恵比寿堂などの地域の信仰に関わる文化遺産も数多く所在しています。

ほんげんぎょうやエビスまつり、時の記念日の行事などの行事も受け継がれています。



万葉歌碑

● G 地区

G 地区は、ドロクサンヤネのセンダン、もちの木、マムシの生息地などの樹木や自然が文化遺産として把握されています。

落合橋や苧萱橋、関屋橋といった橋のほか、手押しポンプ式共同井戸、多々良井堰、隈麿公奥都城、鹿嶋神社なども文化遺産として把握されています。鹿嶋神社では、7月に子ども会を中心とした宮相撲が地域の協力によって開催され、継承されています。



ドロクサンヤネのセンダン

● H 地区

H 地区は、宝満宮・八幡宮、毘沙門堂、地祿神社、丸山神社などの地域の信仰に関わる文化遺産が所在しています。各神社は、年間諸祭や宮座といった行事もあわせて把握されています。

高射砲陣地跡や島本遺跡、佐野浦集落などの遺跡もあるほか、大佐野川や汐井川、天神の森なども文化遺産として大切にされる場となっています。



丸山神社の宮座

(2)分類ごとの文化遺産の紹介

本市では、平成17(2005)年に策定した『太宰府市文化財保存活用計画』を踏まえ、市民のわかりやすさを重視し、文化遺産を「空間要素」、「景観要素」、「有形要素」、「無形要素」の4つに分けた『文化遺産リスト』を作成し、運用しています。

令和4(2022)年3月末時点、この文化遺産リストに記載される文化遺産の総数は6,241件です。以下、分類ごとに文化遺産の概要を紹介します。

要素ごとの文化遺産の件数
(令和4(2022)年3月末時点)

分類	件数
空間要素	384
景観要素	2,057
有形要素	3,702
無形要素	98
合計	6,241

●空間要素

空間要素とは、古代の大宰府を表現する大宰府条坊を踏襲する道や江戸時代の日田街道等、目に見えなくても太宰府の歴史文化を語るうえで欠かせない場所等を含む要素です。

具体的には、遺跡、道路や地割、河川・水路の流路、集落や都市といった空間を規定する文化遺産等が挙げられます。

リストに記載されている空間要素は384件です。



大宰府条坊の条路を踏襲する政庁通り

●景観要素

景観要素とは、地域に信仰される観音堂や地藏堂、万葉歌碑や記念碑、センダンの木等、太宰府の歴史文化を物語るとともに、地域固有の景観を構成する要素です。

具体的には、建築物や工作物、護岸石積、樹木など空間を構成し存在を目に見て証拠づける文化遺産が挙げられます。

リストに記載されている景観要素は2,057件です。



薬師堂

●有形要素

有形要素とは、観世音寺の仏像、萱島家文書などの記録、梅ヶ枝餅等、太宰府の歴史文化を物語る文化遺産の中でも、有形の動産を対象とした要素です。

具体的には、彫刻・絵画等の芸術的な文化遺産、資料・文献等の記録、生物等の文化遺産が含まれます。

リストに記載されている有形要素は3,702件です。



太宰府旧蹟全図北

●無形要素

無形要素とは、神社の宮座、各地のほんげんぎょう、えびす祭、夏祭りといった行事等、人々によって継承される形の無い文化遺産を対象とした要素です。

具体的には、地域の祭事や慣習、古くからの地名など民俗的な文化遺産が挙げられます。

リストに記載されている無形要素は98件です。



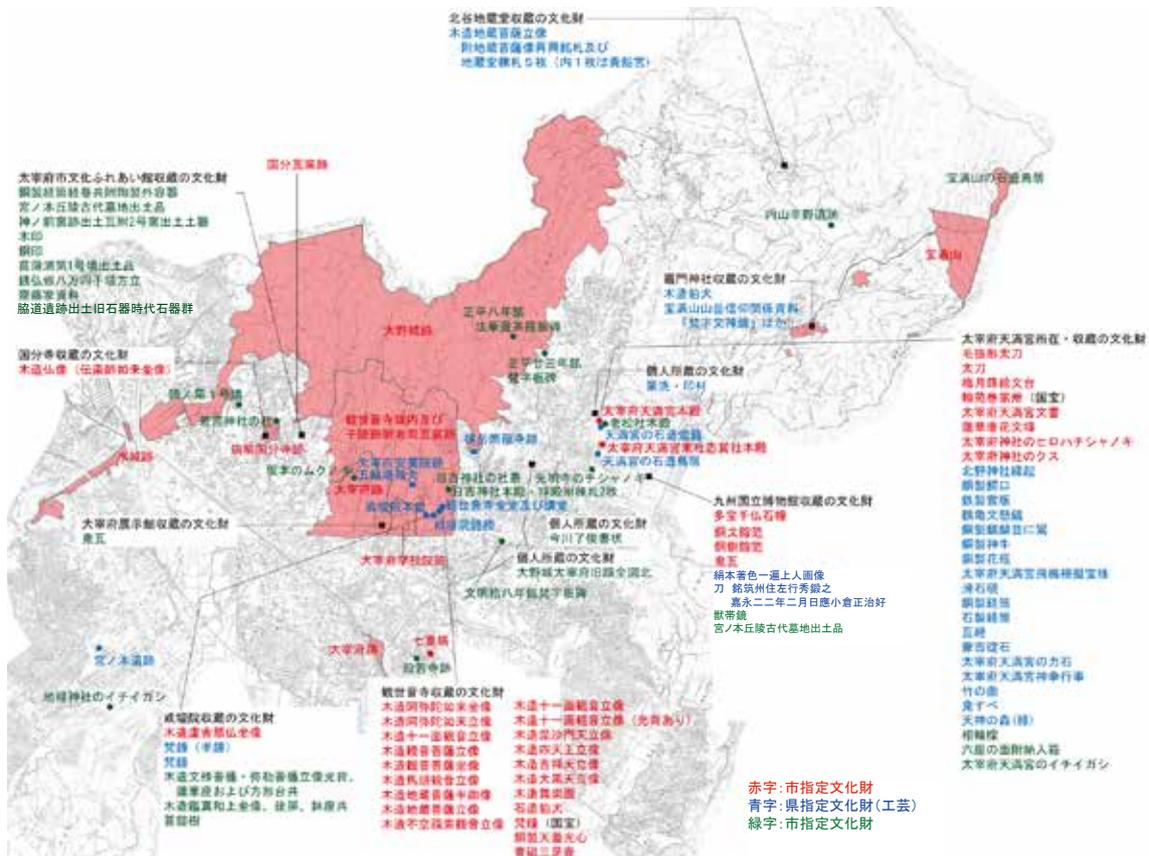
夏祭り

3. 指定文化財

市内には指定文化財が合計113件あり（令和4（2022）年3月末時点）、このうち、国の指定文化財が45件、県の指定文化財が35件、市の指定文化財が33件となっています。なかでも、史跡が多いことは本市の特徴であり、大宰府跡、水城跡、大野城跡の3つの特別史跡、筑前国分寺跡、大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡、宝満山の5つの国指定史跡があります。いずれも古代大宰府と深く関わった経緯をもつ史跡であるため、これらを併せて、大宰府関連史跡と呼んでいます。

表 市内の指定文化財件数一覧（令和4（2022）年3月末時点）

区分		国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物	4	5	4	13
	絵画	—	2	1	3
	彫刻	19	2	3	24
	工芸	5	11	—	16
	書跡	1	—	—	1
	古文書	1	—	1	2
	考古資料	5	6	13	24
	歴史資料	—	—	1	1
民俗文化財	有形民俗文化財	—	2	—	2
	無形民俗文化財	—	3	—	3
記念物	遺跡	8	2	3	13
	名勝地	—	1	—	1
	動物、植物、地質鉱物	2	1	7	10
合計		45	35	33	113

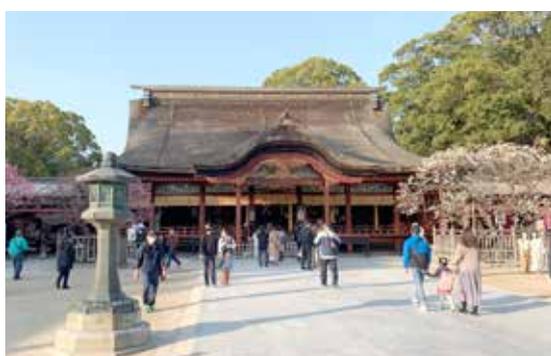


(1)国の指定文化財

国指定文化財 45 件の内訳は、建造物 4 件、彫刻 19 件、工芸品 5 件、書跡 1 件、古文書 1 件、考古資料 5 件、史跡 8 件、天然記念物 2 件となっています。建造物は、太宰府天満宮に「太宰府天満宮本殿」、「太宰府天満宮末社志賀社本殿」が所在しています。また、太宰府政庁の南約 800m に位置する古代寺院の般若寺跡に鎌倉時代後期造立の「七重塔」があります。

本市を代表する史跡は 8 件あり、うち「大宰府跡」、「水城跡」、「大野城跡」の 3 件が特別史跡に指定され、「筑前国分寺跡」「国分瓦窯跡」「観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡」「大宰府学校院跡」があります。史跡の総面積 (486ha) は市の面積の約 16% を占めています (令和 4 (2022) 年 3 月末時点)。また天然記念物は「太宰府神社のクス」(3 本) と「太宰府神社のヒロハチシャノキ」が指定されています。

その他、彫刻、工芸、考古資料などの重要文化財は、太宰府天満宮、観世音寺、戒壇院、国分密寺、九州国立博物館などに収蔵されています。国宝である観世音寺の「梵鐘」や多くの木造の諸仏などをはじめ、古代から中世の指定文化財が多く所在しています。



太宰府天満宮 本殿



観世音寺 梵鐘



太宰府天満宮末社志賀社 本殿



七重塔

(2)県の指定文化財

県指定文化財 35 件の内訳は、建造物 5 件、絵画 2 件、彫刻 2 件、工芸品 11 件、考古資料 6 件、有形民俗文化財 2 件、無形民俗文化財 3 件、遺跡 2 件、名勝地 1 件、植物 1 件です。

建造物は観世音寺と戒壇院に所在する「観世音寺金堂及び講堂」、「戒壇院本堂」、「戒壇院鐘楼」と天満宮に所在する「天満宮の石造鳥居」、「天満宮の石造燈籠」の 2 点の石造物が指定されています。記念物は遺跡として「宮ノ本遺跡」と「横岳崇福寺跡」の 2 件、名勝地として昭和 32(1957) 年作の光明寺庭園、植物として天満宮の「天神の森」が指定されています。また、無形民俗文化財として、いずれも天満宮関連の「太宰府天満宮神幸行事」「鬼すべ」「竹の曲」が指定されています。



観世音寺 講堂



神幸式大祭



鬼すべ



竹の曲

(3)市の指定文化財

市指定文化財は33件です。その内訳は、建造物4件、彫刻3件、古文書1件、考古資料13件、歴史資料1件、古文書1件、記念物は10件です。記念物のうち遺跡は、「陣ノ尾1号墳」と「内山からの辛野遺跡」などが指定され、動物・植物・地質鉱物として「地祿神社のイチイガシ」「若宮神社の杜」「坂本のムクノキ」などを指定しています。現在のところ民俗文化財に関する指定はありません。



陣ノ尾1号墳



地祿神社のイチイガシ

4. 太宰府市民遺産

市民遺産とは、前述したように、市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産、そして文化遺産を保存・活用する景観・市民遺産育成団体（以下、「育成団体」とする）による育成活動を総合したものです。

市民遺産は、市民等で構成される育成団体の提案に対して、景観・市民遺産会議から認定を受けます。景観・市民遺産会議は、住民、事業者、行政機関の代表者によって会議員が構成される会議体です。

認定は、平成 23(2011) 年 1 月に開かれた第 1 回会議にはじまり、令和 4(2022) 年 3 月時点で 16 の市民遺産が認定されています。

市は、認定を受けた市民遺産を改めて登録し、育成団体の育成に取り組んでいます。各育成団体の中には、自立的な活動を展開する団体もあるなど、市民総がかりで文化遺産を育てる取組へと育ちつつあります。

他方、市は、市内の施設等を利用し、市民遺産を市民に浸透させるための支援も行っています。

市民遺産の中には、学術的・芸術的・鑑賞的に貴重な史跡をはじめとした文化財だけでなく、市民にとってかけがえのない文化遺産が数多く含まれています。



景観・市民遺産会議の様子

表 認定された太宰府市民遺産（令和4(2022)年3月時点 ※詳細は、p110 資料編に掲載）

認定番号	市民遺産名称	景観・市民遺産育成団体	解説
第 1 号	だざいふ き 太宰府の木うそ	太宰府木うそ保存会	木うそは、鶯をモデルにした工芸品。太宰府天満宮の鶯替神事に使われる。保存会は歴史と技術の伝承、原木の育成に取り組む。
第 2 号	はっさく せんとうみょう 八朔の千燈明	五條風の会	八朔の夜に疫病除けの祈願として、太宰府天満宮に献灯する。区の行事として受け継がれている。
第 3 号	かつてあった道 みま しおうじやま だざいふちやうどう 四王寺山の太宰府町道	四王寺山勉強会	太宰府と四王寺集落を結ぶ日常生活に重要だった道で、通学路でもあった。勉強会では、物語と風景を守る活動を行っている。
第 4 号	げいじゆつ か とみながちやうどう 芸術家 富永朝堂	NPO 法人歩かんね太宰府	日本木彫界の本道を受け継ぐ芸術家富永朝堂。歩かんね太宰府は様々な作品や朝堂の家等を伝える活動を行っている。
第 5 号	まんようしゅう かだん 万葉集つくし歌壇	大宰府万葉会	万葉集には大宰府が舞台の歌が多数収められている。万葉会では歌とともに今の太宰府の素晴らしさを伝える活動を行っている。



太宰府の木うそ



八朔の千燈明

認定番号	市民遺産名称	景観・市民遺産育成団体	解説
第6号	だざいふ ととき きねんび ぎょうじ 太宰府における時の記念日の行事	ときやまかい 辰山会	時の記念日が制定され、辰山を望む都府楼で記念式典が行われ、一度は途絶えたが、再興されて現在に至っている。
第7号	くまろこう はか 隈磨公のお墓	榎文化保存会	菅原道真が連れてくださった息子隈磨のお墓が榎区に伝わる。隣地の住民はお供えや掃除をして、大切に守っている。
第8号	だざいふ えし かやしまけ 太宰府の絵師 萱島家	絵師萱島家保存会	萱島家は太宰府で幕末より4代続いた絵師の家。個人や神社への奉納絵馬、寺社の襖絵、学校の講堂などに書画を見ることができる。
第9号	かるかや せきあと ものがたり 苺萱の関跡とかるかや物語	かるかや物語を伝える会	苺萱の関は坂本の関屋付近にあった関所で。関守苺萱道心と息子石堂丸の悲しい物語が伝えられている。
第10号	だざいふ うめあ ぎょうじ 太宰府の梅上げ 行事	太宰府梅ばやし隊	初老を迎える男性と還暦を迎える男女が厄払いとして太宰府天満宮に梅を献ずる梅上げ。お囃子隊が行事を盛り上げている。
第11号	たかお しぜん れきし 高雄の自然と歴史	高尾山の自然と歴史を語り継ぐ会	市の東南に位置する高雄。高雄川が流れ、様々な生物も見ることができる。会では、自然と歴史を未来へ残す活動をしている。
第12号	だざいふ ゆうきゅう おか 太宰府悠久の丘～メモリアルパークからの眺望～	(公財) 太宰府メモリアルパーク	太宰府メモリアルパークには2つの展望所がある。悠久の街の姿を感じられる場所として、環境整備が行われている。
第13号	だざいふ ぜん きょく きつぎょく うたいわきま 太宰府をうたう♪全11曲 (作曲・唄 岩崎記代子)	岩崎記代子と「赤い鳥」と「夢みらい」	太宰府にちなんだ詞に岩崎氏の曲と歌声をのせた作品。歴史や風景が聴く人の体に溶け込むようなメロディとなっている。
第14号	ばいこうえんまつ こ 梅香苑夏まつり子どもみこし	梅香苑区自治会	昭和50年代前半に開発された新興住宅地である梅香苑区で受け継がれる子どもみこし。みこしなどは手作り。
第15号	しおうじ やま きんじゅうさんせきぶつ 四王寺山の三十三石仏	四王寺山勉強会	凶事から人々を救済する観音菩薩にあやかうと西国三十三観音霊場にならった札所がつけられ、今なお祈りの対象となっている。
第16号	ほうまんざん 宝満山のヒキガエル	宝満山ヒキガエルを守る会	宝満山のヒキガエルは1か月かけ山頂に達する。ヒキガエルの生態を通して宝満山の保護につなげる活動が行われている。



時の記念日



梅上げ行事



高雄の自然と歴史



宝満山のヒキガエル

5. 日本遺産

日本遺産は、地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化した、わが国の文化・伝統を語るストーリーを国が認定するものです。関係省庁の協力のもと、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、また世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るとされています。

平成 27(2015) 年 4 月、初の日本遺産が全国で 18 件誕生し、そのひとつとして太宰府市の地域の歴史を語るストーリー「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」が 19 の構成文化財とともに認定されました。なお、古代大宰府に関わる文化財は市外にも広がっており、これまでも周辺市町と連携して保護や普及啓発を実施してきましたが、元号令和のご縁をいただいたことも契機に大宰府の観点でこの地を捉え直すこととし、令和 2(2020) 年 6 月には、代表自治体が太宰府市から福岡県に代わり、周辺 6 市町の構成文化財 11 件を加えた広域型(シリアル型)となりました。

「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」は「世界とつながる「西の都」」、「外国使節を迎える都」、「筑紫に花咲く文化」、「先進文化の集積」の大きく 4 部から構成されます。筑紫に置かれた大宰府が朝廷が外交・交易を行うために設けた「西の都」であり、それは百済の宮都・唐の宮都にならって築かれ、東アジアの先進文化と日本の文化とが行き交う場所であったことから、その遺産が筑紫の地の随所にみられ、日本を代表する古都のひとつとして、人々を魅了しているというストーリーをとりまとめています。



大宰府政庁跡

表 市内に所在する日本遺産の構成文化財

構成文化財		構成文化財	
1	特別史跡 大宰府跡	11	福岡県指定民俗文化財 太宰府天満宮神幸行事
2	特別史跡 大野城跡【含：宇美町、大野城市】	12	太宰府天満宮の伝統行事
3	特別史跡 水城跡【含：大野城市・春日市】	13	万葉集筑紫歌壇
4	観世音寺 戒壇院	14	大宰府条坊跡
5	史跡 筑前国分寺跡	15	官道
6	史跡 大宰府学校院跡	16	軍団印出土地
7	史跡 国分瓦窯跡	17	太宰府市指定記念物 般若寺跡
8	史跡 宝満山	18	南館跡
9	国宝 観世音寺梵鐘	19	太宰府の梅
10	太宰府天満宮		

表 市外に所在する日本遺産の構成文化財

構成文化財		構成文化財	
20	基肄城跡【筑紫野市・基山町】	26	牛頸須恵器窯跡【大野城市・春日市】
21	阿志岐山城跡【筑紫野市】	27	牛頸須恵器窯跡出土へう書き須恵器【大野城市】
22	次田温泉(二日市温泉)【筑紫野市】	28	御笠の森【大野城市】
23	塔原塔跡【筑紫野市】	29	善一田古墳群【大野城市】
24	天拝山【筑紫野市】	30	裂田溝【那珂川市】
25	杉塚廃寺【筑紫野市】		

6. 歴史的風致

平成 20(2008) 年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴まち法」とする）」第 1 条(目的) に規定されたもので、本市においては平成 22(2010) 年に「歴まち計画」を策定し、その中で本市の維持向上すべき歴史的風致として 8 つの歴史的風致を上げています。

各歴史的風致の中には、築 50 年以上の歴史的建造物や 50 年以上継続する年中行事等の文化遺産が数多く含まれています。

- ①太宰府天満宮神幸式における歴史的風致
- ②さいふまいりにおける歴史的風致
- ③太宰府天満宮門前の生活にみる歴史的風致
- ④梅に関する歴史的風致
- ⑤観世音寺の「除夜の鐘」にみる歴史的風致
- ⑥農耕に関わる祭事にみる歴史的風致
- ⑦宝満山における歴史的風致
- ⑧大宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致

(目的)

第一条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。



太宰府天満宮神幸式における歴史的風致



さいふまいりにおける歴史的風致



太宰府天満宮門前の生活にみる歴史的風致



梅に関する歴史的風致



観世音寺の「除夜の鐘」にみる歴史的風致



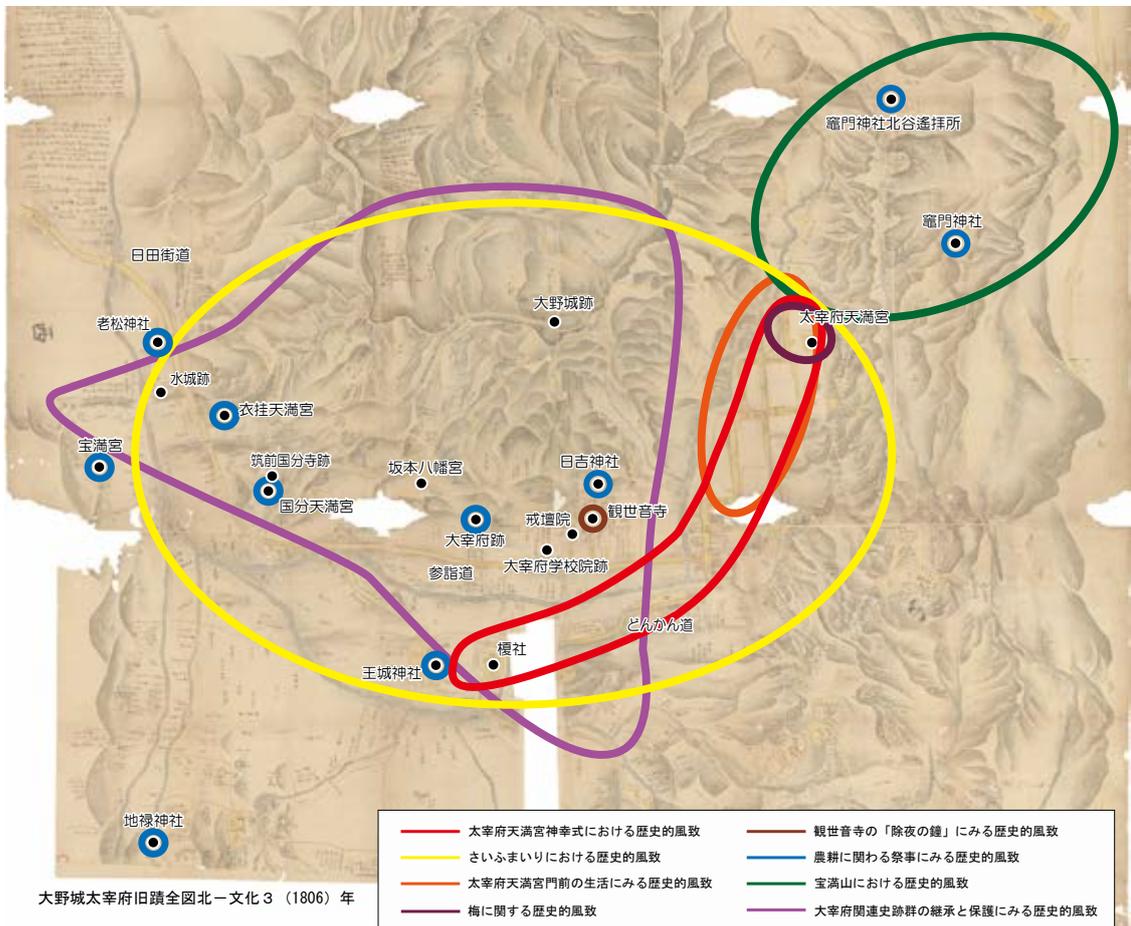
農耕に関わる祭事にみる歴史的風致



宝満山における歴史的風致



大宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致



歴史的風致の位置(『歴まち計画』より抽出)

第3節 歴史文化を未来へつなぐ官民連携の取組

福岡都市圏に位置し開発圧力も高い本市にあって、市内に多くの文化遺産が残っている背景には、官民連携で文化遺産を継承していこうとする市民意識等がこの地に培われてきた証といえます。ここでは特に、歴史文化を未来へつないできた官民連携の取組を取り上げて見てみます。

なお、本市の文化財保護行政の施策は、保存活用計画を策定した平成 17(2005) 年の前後で大きく分けることができます。以下では、平成 17(2005) 年の前後、そして、令和元号となり新たな取組が始まった令和元(2019) 年以降に分け、主な取組を紹介します。

平成 17(2005) 年まで

歴史ある官民の文化財保護 記録にみることができる文化財保護の取組には、江戸時代の福岡藩による都府楼跡保存策という当時の為政者による施策や、明治時代における御笠郡乙金村の高原善七郎美徳による「都督府古趾」碑建立など民間側での取組があり、官民の取組が対になって本市の文化財は保護されてきています。その後も、大正 10(1921) 年の「史蹟太宰府趾」「史蹟水城趾」指定や、その後の昭和 28(1953) 年の特別史蹟大宰府跡、水城跡、大野城跡指定、さらには昭和 39(1964) 年から始まる史蹟地公有化などの行政的施策による保護が進み、同時に、昭和 22(1947) 年の観世音寺復興奉賛会による活動、西高辻信貞宮司による太宰府天満宮所蔵文化財の保護や政庁跡の活用など、民間活動との両輪で進められている姿は変わっていません。この官民連携の姿は、昭和 40(1965) 年の太宰府町・中村義雄町長と太宰府天満宮・西高辻信貞宮司が中心となって結成された大宰府史蹟顕彰保存委員会や昭和 48(1973) 年の(財) 古都大宰府を守る会(以下、「守る会」とする) 設立に官民連携の取組として動いていきます。この守る会の活動となる全国の先駆けといえる大宰府史蹟解説員制度は、後述する文化遺産調査ボランティア活動をはじめとする「ボランティア」活動の基礎を、本市につくり上げることになったといえます。そのような先人たちの基礎の上に、現在の官民連携による文化財保護の姿があります。



観世音寺仏像運びだし【S34.7】

行政体制の充実 行政では、文化庁が発足し、福岡県による大宰府史蹟の発掘調査がはじまった翌年の昭和 44(1969) 年に、福岡県文化課が設けられます。県は当時国立歴史民俗博物館の誘致活動を行っていましたが、この年に千葉県佐倉市への建設が決まると、県立の資料館設置へ動き出し、昭和 47(1972) 年に九州歴史資料館が太宰府市内に開館しました。九州歴史資料館は九州国立博物館誘致ののち平成 22(2010) 年に小郡市へ移転しましたが、現在も大宰府史蹟の調査研究や出土品保管を行っています。本市では、昭和 55(1980) 年以来専門職員を配属し文化財保護業務を行っています。また、大宰府展示館(昭和 55(1980) 年開館)、太宰府市文化ふれあい館(平成 8(1996) 年開館)、太宰府市公文書館(平成 28(2016) 年開館) などを開館し、調査研究資料収蔵・展示を行っています。こうした施設でボランティアとして活動する市民や、遺跡調査に作業員として従事する市民も少なくありません。民間でも、さまざまな団体が活動しています。

加えて、本市固有の歴史的文化遗产の保全と整備を図ることを目的の一つと掲げ、平成 15(2003) 年より歴史と文化の環境税の運用を開始しています。

民間の保護活動 太宰府天満宮では、昭和 43(1968) 年に文化研究所が設けられ、所蔵されている文化財の保存、公開が続けられています。上記した「守る会」は、現在の(公財) 古都大宰府保存協会(以下、保存協会) で、「太宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存、活用を図ること」を目的に設立され、大宰府展示館を拠点に事業を行っています。ここに所属する史蹟解説員は、

昭和 60 (1985) 年に結成された市民ボランティアで、史跡来訪者への解説、学校教育と連携した解説活動などを行っています。また、ゆづるはの会は万葉植栽ボランティアとして史跡内で活動しています。このほか、定期的に講演会を行っている太宰府を語る会や太宰府文化懇話会など、歴史文化に関わる活動団体はいくつもあり、いまでも文化財愛護の一翼を担っています。

このように、今日の文化財保護の様々な取組の端緒が、平成 17 (2005) 年以前に培われ、それらを基盤として現在の多くの取組が育成されていきます。

平成 17 (2005) 年以後

九州国立博物館開館 平成 17(2005) 年 10 月、官民による長年の誘致活動が結実し、本市内に九州国立博物館が開館しました。これに伴い、地域の歴史文化に関心が高まり、ボランティアなどの市民参画がさらに活発となります。

歴史文化基本構想 本市ではこれに先立ち、市域全体を博物館と見立てた「太宰府まると博物館構想」を掲げ、これに伴って、平成 17(2005) 年 3 月に「太宰府市文化財保存活用計画」を策定し、文化財保護に関する基本方針を定めました。ここでは、大宰府関連史跡に関する保存活用方針、水城跡に関する環境整備方針、太宰府天満宮門前の町並みと民家の保存整備の方策を述べるとともに、文化財の枠組みでは捉えることができない文化遺産や市民総がかりで未来へ伝える市民遺産という考え方を提起しました。平成 18 (2006) 年には市内の子どもたちとともに文化遺産を探す「子ども探検塾」をスタートさせた後、平成 22 (2010) 年には「太宰府市民遺産活用推進計画」を策定し、市民遺産認定の仕組みや体制を整えました。本市ではこの両計画を合わせて「歴史文化基本構想」と位置づけています。

「保存活用計画」策定後、市では水城跡など史跡整備に向けて動き出し、同時に官民連携による文化財保護活動も積極的に取り組むようになりました。これにより、史跡内では、水城の会、古都大宰府の風を育む会、月山の会（以上、史跡の樹木管理ボランティア）、まほろば自然学校（環境ボランティア）などの活動がはじまりました。また長崎さるく博を参考に市内の街あるきを企画する NPO 法人歩かんね太宰府の活動もはじまります。



水城の会

活発な民間活動 また、太宰府まると博物館構想に基づき平成 17 (2005) 年に「太宰府発見塾」が始まります。その 2 期（平成 19 (2007) 年～平成 20 (2008) 年）の受講者を中心に文化遺産調査ボランティア活動がはじまりました。このとき、未来の市民へ伝えたいモノ・コトとしての文化遺産情報が数多く収集されています。

彼らの活動は、そのまま見守り活動へと移行し、文化遺産サポーター的な役割を担う方も出てきました。この文化遺産サポーターを制度化し、平成 30 (2018) 年度に運用を開始しています。また、校区内に史跡を有する小学校の子どもたちが史跡を解説する子ども史跡解説員活動も、保存協会の史跡解説員の協力のもとで始まりました。そこでは、文化遺産調査ボランティア活動によって得られた調査成果をボランティア活動の班員たちの自主的な活動として地元の子供たちに伝える活動も行われています。市民による郷土の歴史文化を来訪者へ解説する活動は、郷土の歴史への理解を深める機会となり、保存協会が中心となって平成 24 (2012) 年～平成 30 (2018) 年に実施した「太宰府検定」では、全国から多くの受検者を迎えました。

太宰府市民遺産 平成 22 (2010) 年には、市民活動を伴う自然環境、歴史環境が「太宰府固有の景観と文化を形成し、市民のかけがえのない財産となっている」として条例を制定し、「太宰府市民遺産」を認定する制度をつくりました。これまで歴史・文化・自然などの市民遺産が誕生し、これ

を育成する活動が続いています。毎年「太宰府市民遺産フェスタ」やパネル展を行い、市民遺産の周知を図っています。

景観と歴史のまちづくり 平成 23(2011) 年からは、歴史文化基本構想－景観計画－歴まち計画を連動させ、景観と歴史のまちづくりの実践もはじめています。

この取組の中で、宰府宿のまちづくりについて太宰府天満宮の祭事に深く関わる門前六町（三条・連歌屋・馬場・大町・新町・五条）の代表者、市内の大学そして太宰府天満宮の関係者によって構成される門前六町まちづくり協議会を立上げ、様々な歴史的まちなみ整備のための協議の場とするとともに、宰府宿の魅力づくりを題材とした住民ワークショップを行うことで住民や大学による歴史的なまちなみ・建物を活用したマーケットや文化遺産マップ（中国語訳）の作成などの取組へと発展していています。



史跡景観

官民連携での記念行事実施 史跡地でも官民連携の取組が活発化します。平成 26(2014) 年、水城跡は築造 1350 年の年を迎えました。これに先立ち本市では「保存活用計画」に基づき水城跡の本格整備に向け準備を始め、平成 17 年度に福岡県・大野城市とで「水城跡整備事業推進協議会」を立ち上げて整備計画策定に向けた議論を進めていました。

そうした中、平成 26(2014) 年度と 27(2015) 年度の2か年で「水城・大野城・基肄城築造 1350 年」の記念行事を実施すること、その際これらの特別史跡が所在する自治体共同で記念事業を実施する提案がなされ、その後関連6市町等で実行委員会を立ち上げ、事業を行いました。市内では、平成 26(2014) 年度に、百済国の王都・扶餘が所在する本市友好都市の大韓民国忠清南道扶餘郡の郡守や国内外の専門家を招いての水城跡国際シンポジウム、水城跡土塁調査現地説明会を行いました。また本市独自事業として市民ボランティアと連携で「水城デー」イベントを行っています。いずれも 1,000 人超の参加があり、このほか史跡解説員や NPO 法人歩かんね太宰府による案内、古都の光イベント、まるごと太宰府歴史展など、年間を通して関連企画が実施され、太宰府市まるごと博物館構想で目指した史跡への関心や市内回遊を促す上で、大きなきっかけとなりました。平成 27(2015) 年には、大野城・基肄城築造 1350 年に関するイベントを開催しています。

行政体制の充実 平成 27(2015) 年には、本市が申請した『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』が日本遺産の認定を受け、古代大宰府に関わる史跡群や文化遺産を広く活用する取組を始めました。市内の民間団体でも日本遺産認定を記念したミュージカル興行やイベントなど、「西の都」を冠した事業が活発に行われています。なお、この時認定された日本遺産は、本市域に限定されていました。



日本遺産の取組

平成 28(2016) 年には、史跡地と住宅地の調和のとれた環境や景観の保全と形成を図ること及び地域の活性化を目的として、特別史跡大宰府跡と史跡観世音寺境内及び子院跡の南に接する県道筑紫野－太宰府線の南側沿線に、観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画を導入しました。具体的には、制限付き緩和を行い、江戸後期に盛んになった「さいふまいり」の風情をつくり出す店舗や屋外広告物の景観誘導を含め、福島県白河市とともに全国初の取組を開始しています。また、太宰府天満宮参道の景観を創り出している下屋庇等の景観を保全するための取組として、平成 29(2017) 年には、国土交通大臣の承認を受け、太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例を施行し、歴史的な景観を持つ参道景観の保全の取組も開始するなど、歴史的な文化遺産を未来の市民に伝えるための制度づくりを進めてき

ています。これら本市固有の文化財等を観光の資源として活用することを目的とし、平成 31 (2019) 年には情報発信、地域資源活用のための観光推進基本計画を策定し、関連計画と連携し様々な取組を開始しています。また文化財をはじめとする地域固有の歴史的、文化的素材を活用した事業を展開しています。

令和元 (2019) 年以後

改元を契機としたプロジェクト 令和発祥の地として全国に知られるようになった令和元 (2019) 年以降は、文化財保護行政の枠組みにとらわれず、文化遺産を素材とした多様な取組へと広がっていきます。「THE DAZAIFU プロジェクト」「THE REIWA プロジェクト」による文化遺産をいかしたふるさと納税制度の刷新の取組を開始しました。また、郷土の方向性を主体的に考えるための取組として「子ども・学生未来会議」を開催し、本市固有の文化財をはじめとした歴史文化への理解を深める取組も開始したところです。

令和 2 (2020) 年には、日本遺産について、大陸の門戸としての地理性を鑑み、構成文化財を関係する市町に広げ、シリアル型として再認定を果たしました。

また、同年「史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化（以下、「土地活用範囲」とする）」を、内閣府を通じ提案したところ、本市をはじめとした史跡を有する全国の自治体の積年の思いを理解いただき、同年 11 月に文化庁主催で行われた「史跡・埋蔵文化財担当者会議資料」に土地活用範囲が示され、加えて 12 月の地方分権改革推進に関する閣議決定を受けることになりました。この閣議決定を受け、令和 3 (2021) 年からは令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトや史跡の有効活用を図る史跡 100 年プロジェクトを開始するなど、史跡や地域固有の素材を十二分に



「令和」の人文字

表 これまでの取組

年	項目
大正 10 (1921)	大宰府跡、水城跡史跡指定 平成 26(2014) 年まで 8 つの史跡を指定
昭和 59 (1984)	太宰府市景観保全に関する指導要綱による美観地区 指定
平成 12 (2000)	門前町特別用途地区 決定
平成 14 (2002)	太宰府市景観形成基本計画 策定
平成 15 (2003)	歴史と文化の環境税 運用開始
平成 16 (2004)	太宰府市門前町美しいまちづくり計画 策定
平成 17 (2005)	太宰府市文化財保存活用計画 策定 太宰府市景観まちづくり懇話会設置 平成 19 (2007) 年答申 水城跡整備事業推進協議会 発足
平成 22 (2010)	太宰府市景観まちづくり計画・景観計画 策定 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例 施行 太宰府市歴史的風致維持向上計画 認定
平成 23 (2011)	太宰府市歴史文化基本構想 策定
平成 24 (2012)	太宰府天満宮門前六町まちづくり協議会 発足
平成 27 (2015)	日本遺産認定 『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』 特別史跡水城跡保存整備基本設計 策定
平成 28 (2016)	大宰府関連史跡に関する保存活用方針 策定 観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画 導入
平成 29 (2017)	特別史跡大宰府跡保存活用計画 策定 太宰府市屋外広告物等に関する条例 施行 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例について国土交通大臣承認を受け、条例を施行
令和 2 (2020)	史跡宝満山保存活用計画 認定 日本遺産シリアル型にて再認定『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』 内閣府地方分権改革推進提案「土地利用範囲」の明確化

活用する取組を始めています。人文字や記念モニュメント作成など令和の慶びを市内外の皆様と共に分かち合う「時の旅人プロジェクト」や令和考案者とされる中西進氏による講演会、ロバート キャンベル氏らを招いた大宰府史跡指定 100 年記念フォーラムなども実施しています。

このように本市固有の文化遺産をいかした取組は、単に担当部署のみに留まらず、令和元(2019)年を前後して財源確保の手段や学校教育などこれまでにない取組の刷新、拡充などを行ってきています。

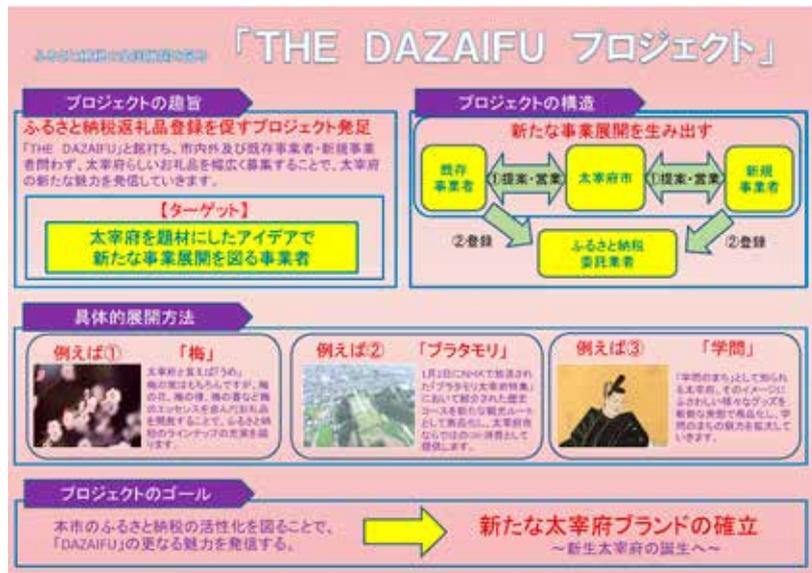
ふるさと納税制度の活性化 平成 30 (2018) 年度～

● THE DAZAIFU プロジェクト 平成 30 (2018) 年度～

太宰府ならではのものを、今までなかった太宰府らしいものを、ふるさと納税を通じて発信していくことで、新たな太宰府ブランドを確立するプロジェクトです。ふるさと納税を活性化することで「DAZAIFU」の更なる魅力を日本中に発信します。

● THE REIWA プロジェクト 令和元 (2019) 年度～

ふるさと納税大商談会等を企画し、新元号令和にちなんだ本市ならではのギフト消費など返礼品のラインナップも充実させます。



これらの成果によって、平成 29 (2017) 年度の寄付額は約 4 千万円だったところ、平成 30 (2018) 年度は約 7 千万円、令和元(2019)年度は約 2 億 7 千万円、令和 2(2020)年度は約 4 億円、令和 3(2021)年度は 8 億円を大きく超え、平成 29 (2017) 年度の 20 倍以上となっています。

子ども・学生未来会議 平成 30 (2018) 年度～

次代の太宰府、そして日本、世界を担う子どもや学生が、自らの思いや提言を市長や議員、市幹部という大人に対しても積極的に発言してもらうことで、早くから政治、行政への関心を高め、ふるさと太宰府を愛する気持ちを涵養するとともに、わが郷土、国家、世界をこれからどうすべきかを主体的に考えてもらいたいとの思いから、市内の子どもたちや学生たちを対象として開催しています。

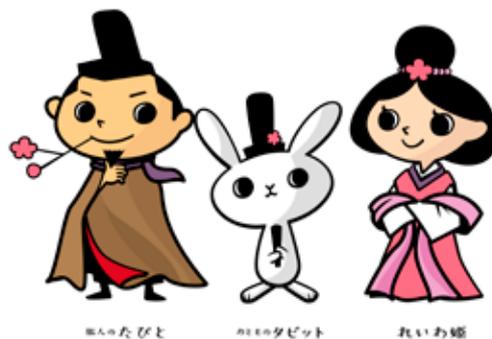


時の旅人プロジェクト 令和元（2019）年度

新元号「令和」制定を祝い、そうした慶びを多くの皆様と分かち合うべく、「新元号「令和」記念『時の旅人プロジェクト』～時空を超えて1300年～」と銘打ち、これから先の1300年もこれまでと同じ悠久の時の流れを受け継ぐ計画を練り上げ、参加者1,500人による令和の人文字、記念モニュメントクラウドファンディング、新キャラクター「旅人のたびと、おとものタビット、れいわ姫」の企画等を実施しました。



クラウドファンディングで設置した
記念モニュメント除幕式



時の旅人プロジェクト新キャラクター
左から、旅人のたびと、おとものタビット、れいわ姫

「令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクト 令和3(2021)年度～

史跡地の梅は文化財保護の観点から商業利用が制限されており活用が出来ませんでしたが、本市から国に働き掛け、史跡の持つ歴史性を維持しつつ資源として活用できる制度を勝ち取りました。これを機に、超成長戦略として令和発祥の都太宰府の梅を使った新製品の開発を手掛け、地場みやげ産業を振興し、ふるさと納税にもノミネートします。これにより税収や経済効果を飛躍的に向上させ、その原資を、梅の木の植栽や更なる新製品開発、史跡の保護につなげるという好循環を実現します。



令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクト
太宰府ブランドを磨き、梅産業を輝かせたい！



「梅」にちなんだ太宰府固有の商品開発

第4節 太宰府市の歴史文化の特徴

本市は、博多湾に面した福岡平野と、有明海に面した筑紫平野の間にある二日市地峡帯にあり、古来より人々の往来があったところです。地の利を活かし、古代最大の地方官司である大宰府も置かれました。大宰府が失われた後も、時代を問わず多くの人びとを惹きつけ、今も市内には歴史の舞台となり続けた証としての文化遺産が数多く残されています。

そして、いつの時代もこの地に誇りを持ち、歴史を紐解き、語る人々がいました。彼らの活動によって、歴史が醸成され、文化が創造され、その結果、文化遺産の継承に繋がってきたと考えます。

以下、歴史の醸成と文化の創造により、文化遺産が継承されてきた本市を語る上で欠かせない歴史文化の特徴をご紹介します。

＜太宰府市の歴史文化の特徴＞

1. 平野をつなぐ交通要衝
2. 地形を活かした防衛拠点
3. 「遠の朝廷」大宰府
4. 「天下の一都会」、古代文化が薫るまち
5. 戦乱の舞台と中世城館
6. 百花繚乱りょうらんの中世都市と寺社
7. 太宰府天満宮を核とした歴史文化
8. 幕末の五卿西遷の地
9. 近世から続くマチ・ムラの祭事
10. 人と遺跡の共存史
11. 太宰府に集まる文化財
12. 信仰・修験の場から登山の対象となった太宰府の山々
13. 太宰府を愛する芸術家たちと芸術文化を生み出す風土

なお、ここに挙げた特徴には、それぞれさらに詳細な歴史ストーリーを持っており、そしてそのストーリーに関連する文化遺産があります。

1. 平野をつなぐ交通要衝

本市域は、玄界灘に面した福岡平野と、有明海に面した筑紫平野の間を結ぶ地峡帯にあり、人や物が往来する交通の要衝としての歴史的な特徴があります。その最も古い痕跡は、後期旧石器時代にはじまり、縄文時代早期のキャンプサイトが丘陵裾部で確認されるなど、人が行き交っていたことを知ることができます。弥生時代・古墳時代になると、台地上に中小規模の集落が設けられ、品々が国内外からもたらされました。そして古代に律令官司・大宰府が置かれたことで、交通の要衝としての重要性がさらに増しました。大宰府からのびる官道は、九州各地の国府や郡家とつながり、また遠く離れた都や海外ともつながっていました。

現在も、国道3号、九州自動車道、JR 鹿児島本線、西鉄天神大牟田線など、福岡と九州島内を結ぶ交通の大動脈が集中しています。この中には古代官道を踏襲した道もあります。先史時代を物語る資料は多くはありませんが、一部は行政による保存や指定がなされており、陣ノ尾1号墳など一部の古墳は現地で見ることができます。

2. 地形を活かした防衛拠点

本地域は、福岡平野・筑紫平野ともに海から最も奥まった場所にあります。また北側の三郡山地を越えると瀬戸内海へ向かう古道にも通じています。このため7世紀後半、唐や新羅と対峙した白村江の戦いで敗戦後には、防衛拠点としての役割が付されました。地峡帯を塞ぐように水城が設けられ、これを見下ろす山上には大野城・基肄城（筑紫野市・佐賀県基山町）・阿志岐山城（筑紫野市）が築かれています。このうち水城は、13世紀の蒙古襲来の際には日本軍の防壁となったと伝えられています（八幡愚童訓）。

水城・大野城は国の特別史跡となっています。市域を超えて広がる大規模遺跡であり、巨大な土塁や石塁は見る人を圧倒し、そして築城時の緊迫した状況や人びとの苦勞を偲ぶことができます。



古代の大宰府と遺跡
(白線は条坊の範囲や主だった道を示す。丸に囲まれた数字は日本遺産の構成文化財の番号に基づく)

3.「遠の朝廷」大宰府

7世紀後半、四王寺山の南に律令官司「大宰府」が置かれました。大宰府は、日本の西辺となる西海道の九国三島（のち三島）を管轄し、また日本の軍事・外交・交易にも携わった役所です。「遠の朝廷」（万葉集）と呼ばれ、その長官には、皇族や中納言クラスの上級貴族（公卿）が赴任する、地方最大かつ重要な役所と位置付けられていました。

ここには都と同様に条坊都市が設けられました。「府郭」と呼ばれた都市の周りを7世紀築造の防衛施設が囲んでおり、その姿は大陸的な都市の様相を備えています。こうして本地域は、日本西辺における地政学上の拠点となりました。

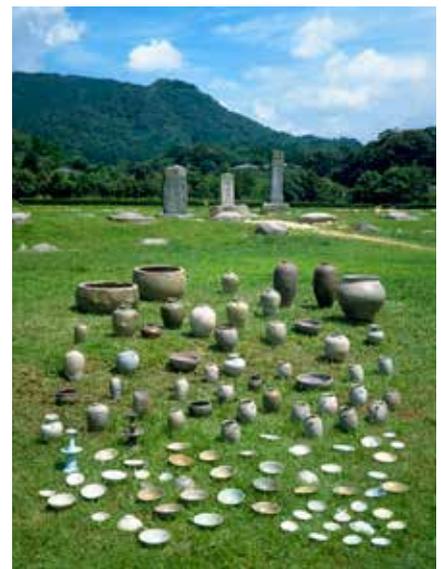
古代大宰府の遺跡は市域全体に広がっています。大宰府政庁跡を含む大宰府跡を中心として、大宰府条坊跡、周辺条里、古代山城があり、その痕跡を各所で見るすることができます。



梅花と政庁跡

4.「天下の一都会」、古代文化が薫るまち

大宰府が行う外国との交流・交易によって、海外の文物・文化が日本に招来しました。また九州島内からの人や物もあふれ、8世紀には「人物殷繁にして天下の一都会なり」（続日本紀）と記されています。こうしてもたらされた文物は、京をはじめ全国に運ばれています。一方で、大宰府に赴任した官人には、後に大納言や大臣に昇進する有力な貴族も多く、彼らによって雅な宮廷文化がもたらされました。「梅花の宴」（万葉集）は、大宰府の長官（帥）大伴旅人が自邸で開いた宴で、初春に西海道から集った万葉歌人たちが、当時はまだ珍しかった馥郁と薫る梅を愛でつつ、和歌を詠み酒を交わしました。万葉集の中でも有名な場面であり、その序は令和元号の典拠として知られています。中央とつながりをもつ有力寺社も生まれました。天智天皇発願の寺であり戒壇が置かれた観世音寺は「府の大寺」と呼ばれ、九州における最も重要な寺院の一つでした。最澄が渡唐前に航海安全を祈願した宝満山は天台宗の拠点の一つとなります。菅原道真を祀った安楽寺（後の太宰府天満宮）は、天皇・院・貴族の寄進を受けて発展し、大宰府が担っていた九州の文化・文芸の中心としての役割を果たすようになります。



大宰府に持ち込まれた貿易陶磁器

こうした古代文化をうかがう文化財の多くは、観世音寺、太宰府天満宮に残され、古くから国や地方の文化財指定を受け保護されています。また遺跡調査で出土する貿易陶磁、金工品などの多種多様な文化財が、栄えた大宰府の古代文化の一面を伝えており、その多くは、市内の文化財関連施設で見ることができます。

5. 戦乱の舞台と中世城館

古代大宰府の地政学上の役割は、中世にも引き継がれました。日宋貿易をすすめた平氏（平安時代末）や、この地を支配した少弐氏（鎌倉時代）・周防の大内氏（室町時代）などは、朝廷より大宰府の官職を得て、大宰府の権威や海外交易の役割を引き継いでいます。なお筑前国衙領は、安楽寺天満宮に引き継がれました。

地政学上の拠点だったため中世には戦乱の舞台となりました。少弐氏は蒙古襲来時に日本軍の先頭として元軍と戦い、防衛線として水城を利用したことが伝えられています。南北朝時代には主要な合戦が大宰府近郊で行われ、京から追い落とされた足利尊氏も一時、少弐氏の居城・浦ノ城に隣接する原山の寺院に滞在し、再び上洛を遂げました。尊良親王、懐良親王、今川了俊など、政治上の重要人物もこのころ滞在し活躍しています。また戦国末期に九州制圧をめざす薩摩の島津氏と大友氏が争い、大宰府で対峙した岩屋城の合戦は戦国史に残る合戦として語り継がれています。

中世にはかつての条坊都市の北東部およびその周辺に街の中心が移っています。御所ノ内地区（観世音寺）、浦城（連歌屋）、有智山城（内山）は、中世前期に少弐氏の拠点があったとされる場所です。中世後期になると四王寺山、宝満山の嶺に大友方の山城が築かれ、地峡帯南に沿って筑紫氏や秋月氏による山城が、また島津軍が陣を構えた山城などが築かれました。

6. 百花繚乱の中世都市と寺社

中世は宗教も盛んで、渡海する僧も多かったことから、多くの寺院が形成され、様々な宗派の活動拠点となりました。天満宮安楽寺（現太宰府天満宮）をはじめ寺社は中央の権門勢家と関わりをもち、また独自に海外との交易や文化受容を行っていました。時には、横岳崇福寺の南浦紹明（大応国師）の蒙古使対応や高麗国使高柔の天満宮参詣など、外交の場面での対応に関わることもありました。

街も古代と変わらず、人物の往来も多く、商工業も盛んでした。15世紀に朝鮮で編纂された「かいとうしよこくき海東諸国記」には少弐氏が居する太宰府は2,200戸があったと記されています。

中世太宰府の面影は、今も寺社の伝来品や遺跡、遺跡に残る石造物などで見ることができます。当時の寺社は、観世音寺および周辺子院（観世音寺）、横岳崇福寺（白川）、原山無量寺（連歌屋）、天満宮安楽寺、大山寺（宝満山西麓）等、山麓に集中しており、それぞれ変遷があるものの、近世そして現代に続くものが少なくありません。

また、五条地区には中世に起源をもつと伝えられる「六座」と呼ばれる商工業集団がおり、その子孫によって伝統芸能「竹の曲」が今も受け継がれています。



観世音寺・戒壇院

7. 太宰府天満宮を核とした歴史文化

昌泰 4 (901) 年に大宰府へ左遷された菅原道真は、失意のうちに延喜 3 (903) 年に亡くなり、遺言により遺骸は太宰府の地に葬られました。その墓所が現在の太宰府天満宮 (天満宮安楽寺) です。道真の死後、京で続いた災異が道真の祟りと恐れられ、天満天神として祀られる一方で、農耕の神、また彼の文才を慕い文芸・学問の神として崇敬されるようになります。

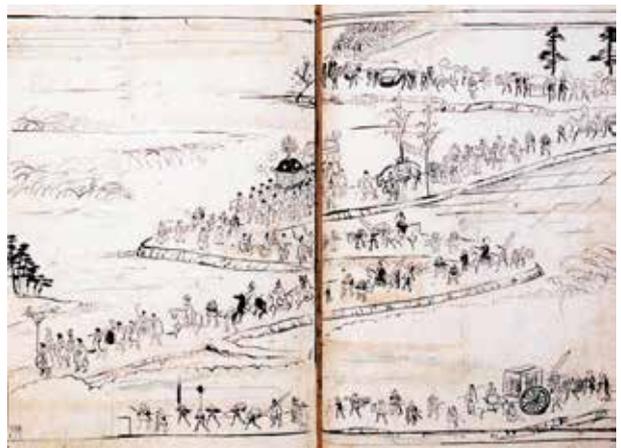
平安時代には赴任官人により宮廷行事の四度宴がもたらされ、また道真の謫居地へ下る神幸行事が始まりました。中世では連歌が盛んとなり、戦勝祈願等の祈祷連歌も奉納されました。近世に至っても福岡藩が代々連歌振興に努めています。江戸時代に寺子屋が盛んになると菅原道真を学問の神とする信仰が広がり、宰府参詣 (さいふまいり) が盛んになります。全国からの参拝者は社家や門前町 (宰府宿) に宿をとり、連歌や鶯替えなどの行事に参加し、大宰府の名所旧跡を巡りました。こうして天満宮は地域の学問と文化の拠点となっていきます。奉納品の受け入れから、古今の書籍を集めた「御文庫」の設立や、書画を飾る絵馬堂の建立がなされ、秋月藩主による書画展示会も行われています。

現在も、学問成就祈願のため全国から参詣者が絶えません。境内は、菅原道真が好んだ梅樹や国の天然記念物を含むクスノキからなる社叢が、安土桃山時代に再建された本殿 (国重要文化財) を中心とする施設を覆っています。境内の宝物殿は福岡県下第一号の登録博物館で、道真ゆかりの品や奉納された文化財が収納されています。年間を通じて、鶯替え神事、曲水宴、神幸式大祭などの行事が行われ、書画の奉納・展示など昔と変わらない文化発信の場にもなっています。近年は、天満宮が歴史的に文化発信・継承を担ってきたことにちなみ、現代アートの展示も積極的に行われています。その景観は門前町と一体となっており、参拝者を迎えています。

なお、梅は菅原道真の伝承とともに古くから大切にされてきました。菅公を慕い京から一夜で飛んできたと言われる「飛梅」をはじめ、「一千万株」 (宗祇「筑紫道記」) とも記された梅の名所は現在も国内外に知られています。市内にも道真に関わる伝承を持つ梅樹があります。梅は地域のシンボリックな存在となっています。



太宰府天満宮境内絵図 (慶応 3 (1867) 年)



天満宮神幸の図 (筑前名所図会)



令和元年の参道

8. 幕末の五卿西遷の地

幕末には、京都から逃れた三条実美を筆頭とする五卿が太宰府天満宮に滞在しました（五卿落ち）。門前町の宰府宿には、西郷隆盛、坂本龍馬、高杉晋作など討幕をすすめる勤皇の志士が集まりました。このため太宰府は、明治維新策源地の一つとも言われています。五卿は滞在中に地元文化人とも交流し、逸話も残されています。

このことを物語るように、五卿滞在地である延寿王院、そしてかつての宰府宿である太宰府天満宮門前には、幕藩体制を揺るがす薩摩藩、長州藩、土佐藩の藩士たちが投宿した松屋、大野屋、泉屋や幕府方が投宿した日田屋などの建物が残っています。また三条実美の書が扁額として掲げられる古香書屋、三条実美お手植えの松などの文化遺産が、宰府を中心に残されています。

9. 近世から続くマチ・ムラの祭事

江戸時代の太宰府は、人びとの往来が活発だった宰府宿や街道筋の集落のほか、農村が散在していました。街道沿いをマチ、村落をムラと呼び分けることもあるこれらの集落は、近現代にも続いています。

集落にはそれぞれ鎮守がありました。神社は文化3(1806)年に記された「筑前国続風土記附録」に記載され、そのいくつかは同年に描かれたとされる「太宰府旧蹟全図北」にも見ることができます。中には江戸時代の社殿を残す神社もあります。石造りの本殿が多くみられるのも特徴的で、境内の奉納品や絵馬もその歴史を物語っています。



日吉神社の宮座（観世音寺 日吉神社）

これら神社の祭事には、神格や由来は違うものの、共通した行事がみられます。それは、農作業の過程で行うお籠り(おこもり)、牛馬の安全祈願のダブリユウ、田植え後の予祝行事であるサナブリ(早苗饗)・田誉め、災難疫病除け祈願のオヨド(夏まつり)、神無月にちなむカンオクリ(神送り)、カムカエ(神迎え)、そして秋の収穫を祝う宮座です。一連の行事の中心である宮座は、一年の実りを感じ、翌年の豊穰を願って、注連縄を新調し、御供を捧げ、神と食をともしにする行事で、それぞれ宮座帳が伝えられ、行事次第、料理献立、その材料のことなどが詳細に記され、これに基づき当番が中心となって祭事が執り行われます。かつては、座員(村落内の氏神などの祭祀を行う集団である宮座の構成員)は村のなかでも限定された人々で構成されていましたが、現在では広く集落の人々で行うところもあります。史的に江戸時代まで遡ることができる宮座や、箸のみで調理する真魚箸神事が行われる宮座もあり、こうした行事を通して地域の結びつきを確認する場となっています。

また市内には恵比寿像が約30体あります。その分布は宰府宿を中心としており、江戸時代のものも少なくありません。12月には各所で恵比寿まつりが行われ、歳末の風物詩となっています。

このように、宿場・街道沿いの町と農村が混在した近世太宰府の面影が、現代にも伝えられています。

10. 人と遺跡の共存史

歴史の中で荒廃し、遺跡となった場所が市内には数多くあります。こうした遺跡や文化財と人との共存を物語る歴史や文化財も身近に残されています。

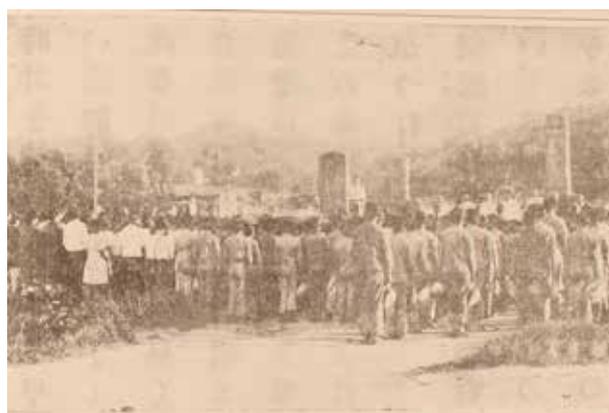
中世には都府楼跡(大宰府政庁跡)や水城が礎石のみだったと記され、近世に入り福岡藩によ

る遺跡保護、地誌類の刊行が行われる一方で、地域で伝承や遺跡を記す絵図などが作られており、名所旧跡を巡る旅人に歴史を語る住民がいたことも旅日記に見えます。明治から大正にかけては、廃墟となった大宰府跡や水城跡を憂いた地域の人びとの手で顕彰碑が建てられました。昭和になると学校では『郷土読本』などを用い、遺跡や文化財が郷土の誇りとして子供たちにも伝えられ、大野城跡がある四王寺山や都府楼跡（大宰府政庁跡）は、学校遠足で訪れる場所となりました。今も市内外から遠足や修学旅行の子どもたちを迎えています。

身近に歴史や文化財があり、これを学び伝える風土が生まれ、年間を通してさまざまな行事が行われます。そして多くの方が太宰府のまちを愛し、行事に参加されています。さらには、歴史・文化を学び、活動される方が多いのも特徴的です。こうした活動は、地域の歴史文化を良好に保全する大きな力、「歴史のまち」を守り・伝える原動力となっています。



大宰府政庁跡 正殿上の顕彰碑



『郷土読本』に掲載された時の記念日の行事

11. 太宰府に集まる文化財

市域には、観世音寺、太宰府天満宮など、古代・中世・近世そして現代まで続く寺社がありますが、これらは地域文化の拠点でもありました。多くの行事や祭りは失われていますが、記録にはない伝承も語り継がれています。こうした寺社にはさまざまな文物が奉納・寄贈され、現在、文化財として指定されているものもあります。中には市域外に由来をもつ品物が持ち込まれることや、市域外の人びとからの奉納も少なくありません。このようにして集まった文物の展示・公開は、江戸時代から見られます。太宰府天満宮では、延宝4（1676）年に古今の書籍を集めた御文庫が設立され、文化3（1806）年には書画展（西都雅集展観）が開かれています。こうした素地もあり、明治6（1873）年には早くも近代博覧会（太宰府博覧会）が境内で開かれました。その後、江藤正澄・西高辻信厳・吉岡山らによる鎮西博物館建設が計画されています。現代には、太宰府天満宮宝物殿をはじめとして官民で博物館・資料館が建設され、平成17（2005）年には九州国立博物館が開館しました。

このように奉納や寄贈にはじまる文化遺産の集積とその展観の文化は、博覧会や博物館の建設といった近代以降の潮流にも通じるとともに、文化遺産が集まる歴史のまち、という地域の自画像も育まれました。

12. 信仰・修験の場から登山の対象となった太宰府の山々

市域の山の多くは城や寺社が築かれ、古くから人びとが往来していました。四王寺山は大野城・四王院が置かれ、中世には山麓に坊が置かれ、また近世には博多商人らにより、大野城跡土塁に沿って西国三十三ヵ所霊場になった石仏めぐりの札所がつけられました。宝満山は古代より山中祭祀が行われた霊山で、式内社竈門神社や寺院が置かれました。修験の山としても知られ、最盛期

には 370 坊があったと伝えられており、近世には宗像・博多方面と英彦山、筑豊までを巡る峯入りの出発点となっています。このように太宰府の山は、祈りの場、修行の場でしたが、時代が下ると世俗化し、多くの方が訪れ、昔ながらの山道をたどって登山を楽しむようになりました。

豊かな自然だけでなく、信仰や修験の場であったことを物語る文化遺産も残っており、福岡都市圏近郊で交通の便が良いこと、標高 400 ～ 800 m 程度の山で登りやすいことが人気の理由と考えられます。宝満山は九州一の年間約 30 万人の登山客を迎える山として知られますが、古くからの登拝文化が、いまも形を変えて続いていると捉えることができます。



宝満山 (大宰府政庁跡からみる)



明治 22 (1889) 年の峯入り

13. 太宰府を愛する芸術家たちと芸術文化を生み出す風土

歴史文化が重層する太宰府の地域や風土は、多くの芸術作品を生み出してきました。書画・詩歌などの文芸創作は古代より盛んで、この地を題材にすぐれた作品が誕生し歌枕となったことを万葉集や各歌集を介して知ることができます。江戸時代には、太宰府の歴史文化や風土も創作の対象となり、絵画や和歌がつくれ、また名所旧跡自体が創作の場にもなりました。近代以降は太宰府を愛する芸術家たちによって、盛んに作品がつくれます。代々絵師を輩出した齋藤家・吉嗣家・萱島家、国会議事堂や京都大極殿応天門の扁額を書いた宮小路浩潮ら書家、高村光雲の孫弟子にあたる木彫作家富永朝堂など、太宰府に住まい全国にも知られる芸術家もあり、その作品は太宰府天満宮をはじめ、市内外の神社にも奉納されています。



町絵師 齋藤家資料



永劫の焔 (富永朝堂作)

第5節 目指す方向

豊かな歴史文化の特徴を備えた本市では、人と文化遺産が共存し、歴史文化を語り継ぐ、歴史を活かしたまちづくりが続いています。

歴史文化の継承に向けた取組は江戸時代にはじまり、明治・大正以降、社寺の宝物をはじめ、主だった文化財のみが調査され、必要に応じて指定文化財等として保存のための措置が講じられてきましたが、それに留まらず、官民連携による文化財の保存と活用が進められてきました。そして、平成22(2010)年の歴史文化基本構想はそれまで保存の対象に捉えられていなかった様々な数多くの未来に伝えたい文化遺産を拾い上げることとなり、それらの保存・活用に再度光をあてるきっかけになったといえます。今後も、市民や事業者等の地域コミュニティ、行政機関といった主体ごとに役割を相応に担いつつ、社会総がかりで取り組む文化遺産を活かしたまちづくりの持続可能な展開をさらに進めていく必要があります。

加えて、本市は平成26(2014)年以来、欧米やアジア諸国を含めた1,000万人もの来訪者を迎えるまでに成長し、かつ令和改元に伴い令和発祥の都として知られるようになり、史跡や悠久の歴史文化に改めて大きな注目が集まっています。令和2(2020)年3月の「太宰府まちづくり市民意識調査報告書」におけるアンケート調査(18歳以上の市民1,000人を対象)では、9割を超える人々が、市内の文化遺産を誇りに思うと回答しています。また、全国魅力度ランキングや住みよい街ランキングで上位を占めるようになりました。今後はコストのかかる維持保存型から価値を生み出す活用型へ、すなわち史跡の維持保存に留まらない先進的な多用途の活用を進め、税収や観光経済効果の向上を図ることで、本市固有の文化遺産の保護にも寄与する令和発祥の都としてふさわしい好循環のまちづくりを目指します。

また市内の大学は留学生も多く、小中学校でも本市の歴史文化を素材とした授業が組まれています。国際観光都市としてのみならず国際的視野から歴史文化を学ぶ教育の場として、さらなる魅力向上を図ります。具体的には、観光産業や大学等と連携を図り、また従来の日本遺産「西の都」を本市単独からかつての大宰府のエリアである7つの自治体に広域変更したように大太宰府的な観点でこの地を捉え直し、かつて我が国の政治、外交、防衛、文化、交易などの要衝であり、アジア、世界との玄関であったこの地の成り立ちにふさわしい取組を展開します。例えば古代大宰府で執り行われた「梅花の宴」が当時の参集者の叡智の結集であったように国際観光・教育都市太宰府にふさわしい国際シンポジウムの開催(令和国際文化会議等)、令和や万葉集にちなんだ館や大伴旅人を顕彰する建造物の建設、政庁の立体復元や朱雀大路の復元、さらには世界遺産登録などの可能性を追求します。

そして今後の目指す方向として、本市の特徴の一つでもある「歴史と文化とみどりのまち」を未来へつなぎ、さまざまな取組を通して子どもから大人まで住まう人も訪れる人もともに本市の歴史文化に誇りを抱き、慶びを分かち合える「世界に冠たる令和の都 太宰府」に昇華することを掲げます。

<目指す方向>

住まう人も訪れる人も、ともに誇りを抱き、慶びを分かち合える

「世界に冠たる令和の都 太宰府」



目指す方向のイメージ

<目指す方向>
**世界に冠たる
 令和の都
 太宰府**

**文化財保存活用
 地域計画 (R4)**

- 「令和発祥の都太宰府梅プロジェクト」「史跡 100 年プロジェクト」(R3)
- 「THE REIWAプロジェクト」「時の旅人プロジェクト」日本遺産広域化認定 (R2)
- 「THE DAZAIFUプロジェクト」(R1)

令和改元 (H31/R1) 令和発祥の都となる

- 日本遺産認定 (H27)
- 歴史文化基本構想策定・太宰府市民遺産制度の開始 (H22)
- 太宰府市 景観・市民遺産会議発足 (H22)

文化遺産からはじまるまちづくり (H17)

- 文化財保存活用計画策定・九州国立博物館開館 (H17)
- 太宰府市文化ふれあい館開館 (H8)
- 九州国立博物館設置促進財団設立 (H4)
- 『都府楼』創刊 (S61)
- 史跡解説員発足 (S60)

行政

- 大宰府展示館開館 (S55)
- 九州歴史資料館開館 (S48)
- 遺跡の発掘学術調査開始 (S43)
- 史跡地公有化の開始 (S39)
- 大宰府跡、水城跡、大野城跡の特別史跡指定 (S28)
- 『郷土読本』刊行 (S12)
- 大宰府跡、水城跡の史跡指定 (T10)
- 秋思祭はじまる (S42)
- 観世音寺宝蔵の開館 (S34)
- 観世音寺復興奉賛会 (S22)
- 政庁跡で時の記念日始まる (T10)
- 「大宰府」碑建立 (T3)
- 江藤正澄・西高辻信蔵・吉岡拜山らの鎮西博物館建設計画 (M26)
- 「大宰府跡」碑建立 (M13)
- 太宰府博覧会 (M6)
- 大宰府の顕彰碑「都府楼古趾」建立 (M4)

黒田藩による大宰府の研究

大宰府政庁が置かれる

地域コミュニティ

(※M：明治、T：大正、S：昭和、R：令和)

第6節 文化遺産の保存・活用に関する基本方針

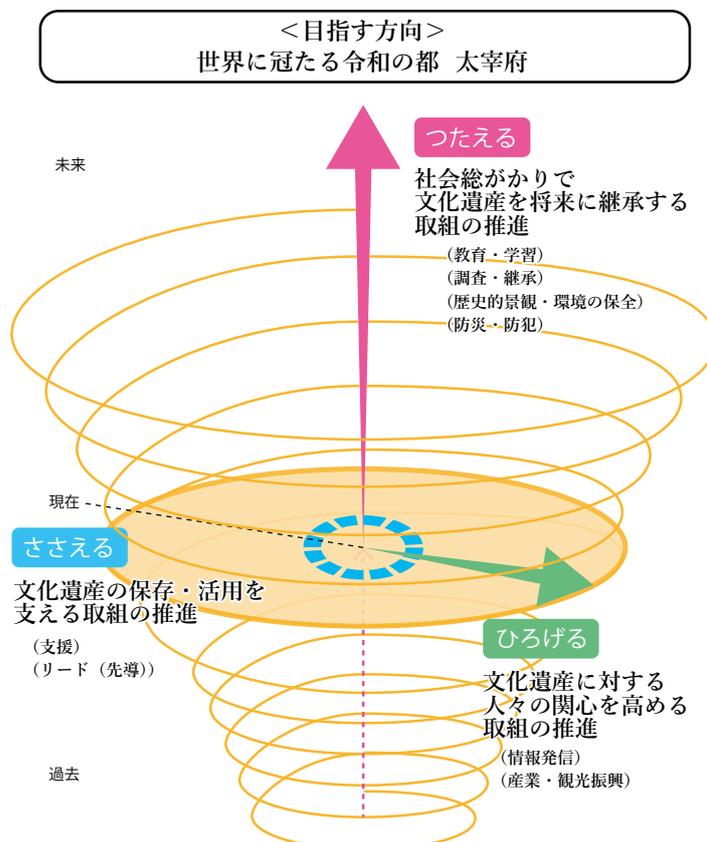
これまで記してきたように、本市には日本史・世界史上重要な表舞台としての歴史があり、その後も人と遺跡が共存し、歴史文化を語りつなぐ取組が多彩な人びとの活動によって数百年にわたって連綿と続いてきました。これらを歴史文化の特徴として13項目にまとめましたが、それぞれさらに詳細な歴史ストーリーがあり、そして関連する文化遺産があります。これらの特徴を未来につなぐために、平成22(2010)年に「文化遺産を見守り、文化財として保護し、市民遺産として育成する」と掲げた歴史文化基本構想の基本理念を継承し、市民や事業者等の地域コミュニティと行政がそれぞれの長所を生かす官民連携の取組を進めなくてはなりません。そして、住まう人も訪れる人もともに誇りを抱き慶びを分かち合える「世界に冠たる令和の都 太宰府」の実現のため、文化遺産の保存・活用に関する3つの基本方針を掲げます。

まずは、社会総がかりで文化遺産を将来に継承する「つたえる」取組をさらに進めます。これまで取り組んできた文化財の調査研究や保護、学校教育や生涯学習など学びの充実、歴史的景観・環境の保全を推進し、防災・防犯上の課題克服を図ります。

また、文化遺産に対する人々の関心を高める「ひろげる」取組を進めます。その時々を共有する人びとに文化遺産の存在を知ってもらい、その魅力や価値に気づいてもらうため、情報発信をさらに充実させるほか、国際的視野から歴史文化に触れる場として滞在型の観光等を推進し、産業振興を図ります。

そして、文化遺産の保存・活用を「ささえる」取組を充実させます。このために太宰府に関わる多くの人々の連携を促し、保存・活用をリード(先導)する文化遺産の先進的多用途活用のためのモデルづくりを進めます。

地域コミュニティとの連携、国・県・市の関係部署との連携、関係自治体との広域連携をより一層深め、時に各分野の専門家の助言を得つつ、社会総がかりによる文化遺産の保存・活用を支える取組を推進していきます。



1. 社会総がかりで文化遺産を将来に継承する取組の推進：つたえる

文化遺産を将来に継承していくためには、文化遺産を大切に思う人々を育て、そうした市民とともに文化遺産の継承に取り組んでいくことが不可欠です。

本市は、文化遺産の総合的な把握をすすめ、文化遺産の調査研究と継承を図ります。その際、地域コミュニティと連携し、専門家の助言あるいは参加・協力を得ながら、社会総がかりで取り組みます。文化遺産を効果的に活かし子どもたちをはじめとする市民の郷土愛を育み、また市民遺産の育成にもつなげていきます。更に、その成果をもって、保全・整備や防災・防犯対策を推進していきます。

2. 文化遺産に対する人々の関心を高める取組の推進：ひろげる

文化遺産に対する人々の関心を高めていくためには、人々の好奇心を刺激するような情報発信や観光振興が不可欠です。外からの来訪者と市民との交流は文化遺産の新たな発見につながる機会とも捉えられます。そして、文化遺産に対する人々の関心が高まることは、新たな歴史文化の創造にもつながることが期待されます。

本市は、官民連携により、本市の歴史文化や文化遺産を多くの人々に知ってもらうことで、文化遺産に関わる人が増え、新たな発見につながる機会となるよう情報発信を推進します。国際的視野から歴史文化に触れる場として滞在型観光や回遊ルートを整備し、また、税収や経済効果の飛躍的向上を目指し、本市の歴史文化に基づく産業・観光振興を推進します。

3. 文化遺産の保存・活用を支える取組の推進：ささえる

文化遺産の保存・活用を支える取組を推進していくためには、官民連携を強化する工夫や仕掛けが不可欠です。

本市は、様々な分野の専門家や行政による専門的、技術的な知見を結集し、また地域コミュニティによる自主的な創意工夫によって、社会総がかりで文化遺産の保存・活用を支えていく持続可能な仕組みや体制づくりに取り組むとともに、市民等の活躍意欲を誘発するような文化遺産の保存・活用の先進的なモデルづくりをリード（先導）する取組を推進していきます。加えて、市外に所在する文化遺産の保存・活用と足並みをそろえるため、関係自治体との連携にも取り組んでいきます。

第2章

[個別計画]

第1節 措置の設定

本市は、各分野の専門家の助言を得ながら、地域コミュニティと連携し、関係部署間の連携や国・県・関係自治体との広域連携を深め、地域の歴史文化の魅力を発信し文化遺産を未来に伝えるための措置を設定し、その推進を図ります。この措置については、以下、基本的措置と重点的措置に分けて定めます。

基本的措置は、基本、期限を定めず、継続的に取り組んでいく措置で、これまでの取組も含めた長期的・継続的に実施するものです。

重点的措置は、基本的措置の具体化や効果を高めるため、本計画に基づき、期限（基本10年間）を定め、重点的かつ戦略的に実践する措置です。

措置の推進にあたっては、市費・県費・国費（文化庁補助金・地方創生推進交付金等）・その他民間資金等を活かしてその推進に取り組めます。

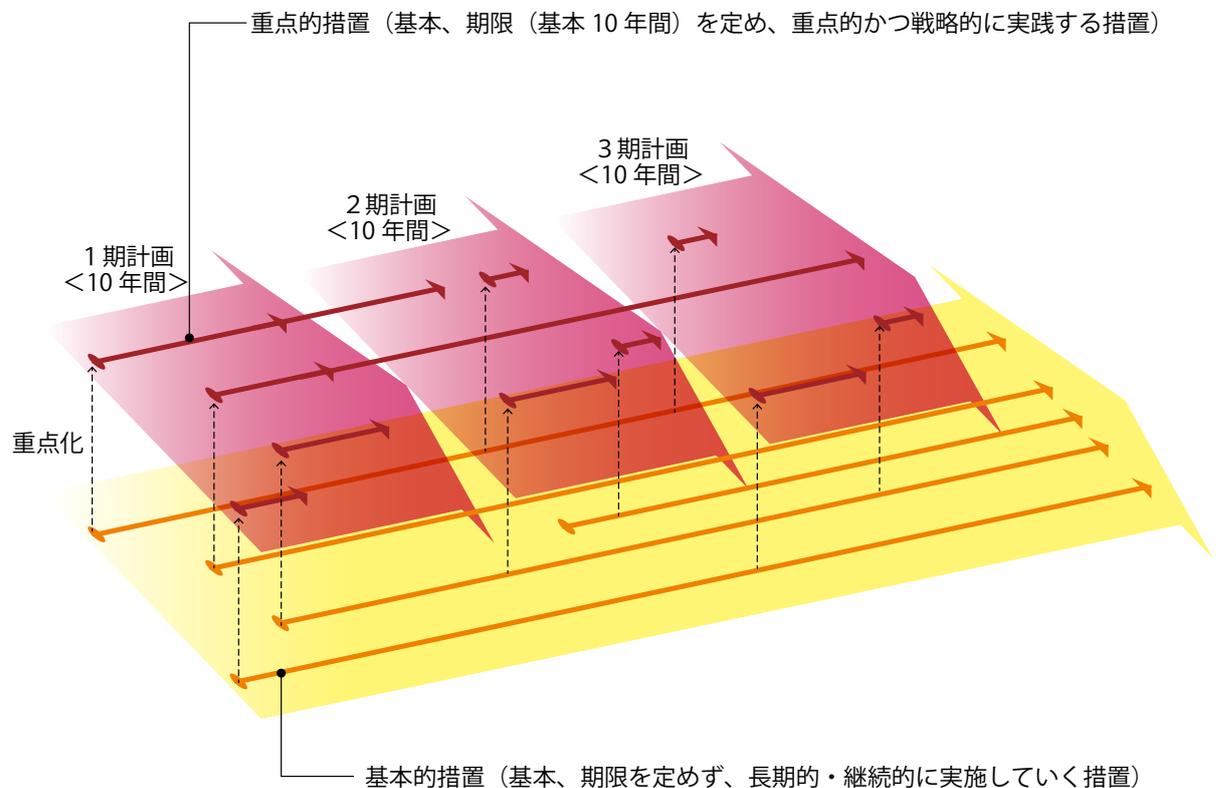


図 基本的措置と重点的措置の関係

第2節 基本的措置

1. 基本的な考え方

本市の歴史文化を未来につなぐため、第1章第6節「文化遺産の保存・活用に関する基本方針」に記した「つたえる」「ひろげる」「ささえる」の3つの基本方針を具体化していきます。

社会総がかりで文化遺産を将来に継承する「つたえる」取組については、「教育・学習」「調査・継承」「歴史的景観・環境の保全」「防災・防犯」の各分野についての措置を定め、推進します。

文化遺産に対する人々の関心を高める「ひろげる」取組については、「情報発信」「産業・観光振興」についての措置を定め、推進していきます。

文化遺産の保存・活用を支える「ささえる」取組については、「支援」「リード(先導)」についての措置を定めます。

本市ではこれまでも、こうした取組を市域全体で進めてきましたが、引き続き、長期的な見通しをもって継続的に進める必要があります。このため、取組むべき課題を整理し、その課題に対応する基本的な取組として、以下、基本的措置を設定します。

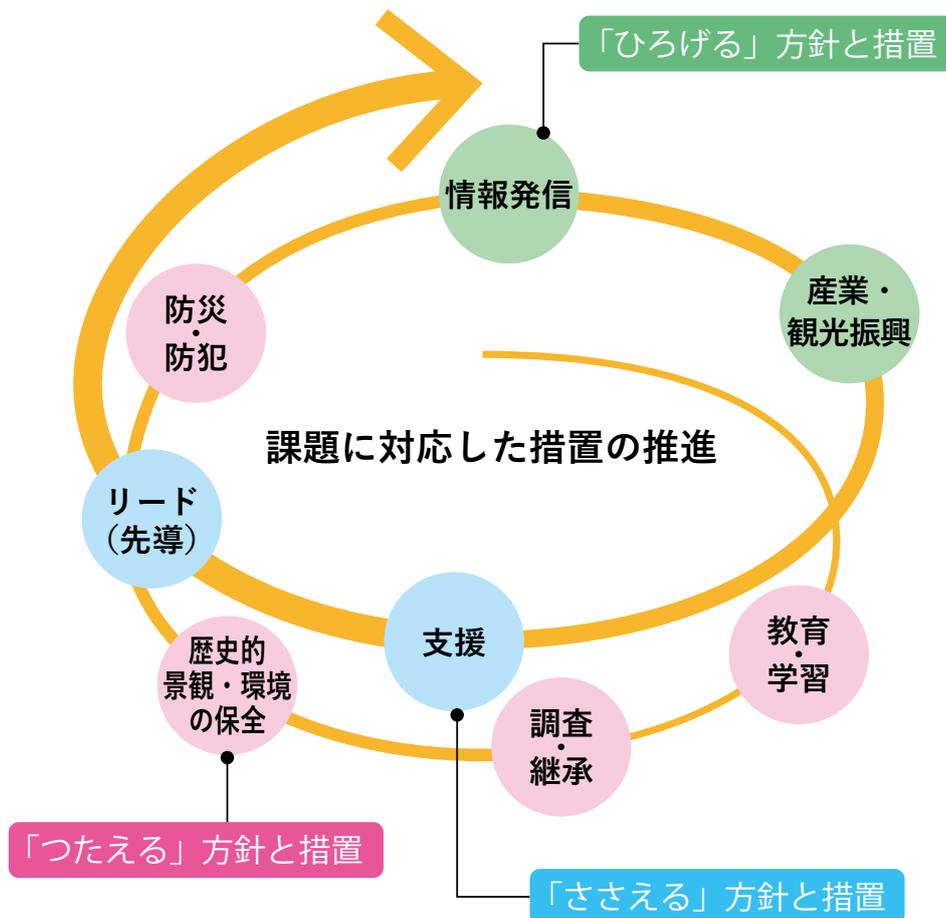


図 基本的措置の進め方

2. 文化遺産の保存・活用に関する現状と課題

基本的な考え方を踏まえ、文化遺産の保存・活用の課題を以下に整理します。

(1) つたえるための現状と課題

1) 教育・学習

学校教育では「郷土の歴史や文化を愛し、尊重する心豊かな市民の育成と市民文化の創造」を教育の基本目標に掲げ、「だざいふ・ふるさと学習の推進」に取り組んできました。

具体的には、文化遺産の見学会（太宰府探訪）や、文化理解科（木うそづくり体験等）、小学6年生による史跡解説員などを行っています。また、中学生が伝統行事に積極的に参加する姿も見られています。また、市民遺産をテーマにした絵画コンクールも実施しており、各地域の学校から多数出品されています。

文化財に関わる業務を行っている行政職員、団体職員による学校への出前授業、生涯学習としての出前講座も取り組んでいます。太宰府展示館や文化ふれあい館でも、市内外の学校から見学を受け入れるなどの学校教育支援に取り組んでいます。

また概ね小学校区を単位とした校区自治協議会があり、なかには文化部会を設け、地域の歴史文化について学ぶ機会を積極的に設けているところもあります。

いつの時代も、子どもの頃から生涯にわたり郷土の歴史文化に親しむことができるよう、このような取組は継続していくことが必要ですが、文化遺産が数多くあり、以下のような課題が挙げられます。

<課題>

- ・十分に伝えきれていない文化遺産について、興味を引き出す戦略的な取組が必要
- ・様々な文化遺産の教育・学習に役立つ情報伝達のための新たな技術・手法が必要
- ・多くの人が参加しやすい文化遺産に関する教育・学習の多様な機会が必要



地域による伝統行事への子どもたちの参加
(鬼すべ行事)



文化理解科（太宰府西小学校）【木うそづくり授業の様子】
(令和2（2020）年度 教育要覧)

2) 調査・継承

文化財6類型に基づく文化遺産の総合的・体系的な学術調査は、太宰府市史編纂事業に伴って行われ、これにより資料編9巻、通史編3巻、年表編1巻の全13巻が刊行されました。この時の悉皆調査の情報・資料(絵画、古文書などの資料を含む)は太宰府市公文書館(文書情報課所管)が引き継ぎ、その後の個別調査で収集した資料、歴史的価値のある公文書とともに保存・整理・公開しています。また、民俗資料を中心に文化ふれあい館が、埋蔵文化財、建造物、町絵師に関する資料その他文化財全般について文化財課が、それぞれ継続的に調査・資料収集を行い、保存・整理・公開を行っています。福岡県教育委員会・九州歴史資料館も、史跡地内の埋蔵文化財調査また建造物や庭園等の文化財調査を行っています。

このほか、平成16(2004)年度『太宰府市文化財保存活用計画』策定に際し、九州芸術工科大学(現九州大学芸術工科学部)の協力のもと、本市独自の文化遺産悉皆調査を行い、また平成20(2008)年度には保存協会に委託し、市外住民を含む市民ボランティア(文化遺産調査ボランティア、約100名)で未来の市民に伝えたいモノを対象に調査を行っています。これにより、市域を超えて広がる四王寺山、御笠川、日田街道を含む太宰府の文化遺産6,241件を把握し、その一部は冊子や市のホームページで公開しています。

このように文化遺産の総体的な把握は進んできましたが、市史編纂時の学術的な悉皆調査の際、所蔵者の意向などで漏れた資料・情報があります。これを補うよう関係部署で調査を進めていますが、建造物等は記録の採り方・精度に差があるものもみられ、資料数が膨大な民俗資料・埋蔵文化財等は、保管や報告書刊行に関する課題があります。ボランティアによる調査で把握した文化遺産については、文化遺産の特性上、市民の関心に偏在しており、工芸技術などの無形文化財、動物、地質鉱物などの天然記念物に関する情報があまり収集されていない傾向にあります。また地域性として、文化遺産が膨大にあると予想される場所や、容易に入り込めない山間部の調査が十分に進んでいない面もあるため、調査内容を適宜確認し、保護法に規定する文化財カテゴリーを充足するよう文化財部局が監理し、偏在性を改善する必要があります。併せて、収集された文化遺産情報の学術的な評価を行うことも必要です。

一方で、保存・活用の措置が講じられないまま、時間の経過とともに人知れず変化していくものがあることが、追跡調査で確認されおり、文化遺産を把握し、見守り、継承していく上で、以下のような課題が挙げられます。



文化遺産調査ボランティア活動

<課題>

- ・把握が十分進んでいない地区の文化遺産追加調査が必要(太宰府小学校区・水城小学校区)
- ・把握した文化遺産について、それぞれ学術的な評価を行い、重要かつ学術的価値の高いものは、文化財指定等に向けた取組を継続することが必要
- ・文化遺産の総体的把握のため、計画的な調査や、機会を捉えた追跡調査が必要
- ・文化遺産に関する膨大な情報量に対応し、文化遺産情報を管理・公開・共有する仕組みや体制が必要

3) 歴史的景観・環境の保全

歴史的景観・環境の中核となる史跡の個別計画の策定が平成 27(2015) 年度以降随時進み、現在、特別史跡大宰府跡、史跡宝満山で保存活用計画を策定しています。さらに特別史跡水城跡は、隣接する大野城市との整備協議会の取組が進み、史跡整備や便益施設の整備、緑地の環境改善等が進んできています。

市内には史跡のほか、歴史的な建造物や道、景観等がそこかしこに存在します。「歴史の散歩道」として整備した太宰府天満宮から水城跡までの道や、さいふまいの道など、文化遺産周辺では、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例や歴史的風致維持向上計画等に基づき、景観に配慮した道路美装化や附帯する防護柵などの改修、解説板の設置といった環境整備を行っています。しかし、経年による劣化や獣害被害、また公有化に伴う未整備地区の拡大等で史跡の保護措置や、歴史的風致・景観が良好な状態で維持できていないところもあります。

また、適切な環境での保管が必要な有形、動産の文化遺産や市が管理する歴史資料等は、現在、公文書館(文書情報課)、文化ふれあい館(文化財課、太宰府市文化スポーツ振興財団)等で保管しています。ただ、保存・収納を行う施設が老朽化していることに加え、調査などが進み、保存すべき文化遺産が種類、量ともに増え、保存環境が懸念される状況も生じています。とくに埋蔵文化財については、毎年数が増加しており、収蔵空間の飽和状態が迫っています。整った保管環境を要する文化遺産についても所有者に委ねざるを得ないものが多数ある状況です。

市民とともに良好な歴史的景観・環境を保全していくことが望まれますが、以下のような課題があります。

<課題>

- ・文化遺産を取り巻く環境の持続的な保全のために、ワークショップなどの議論を通じた関係者間の役割分担の確認と、応分の負担を共有し、相互支援を行うことが必要
- ・史跡については、保存活用計画や整備計画の策定を進め、継続的に環境整備・環境改善を行い、人と史跡の共存環境の維持向上が必要
- ・経年による劣化や獣害被害、また公有化に伴う未整備地区の拡大等で良好な状態が維持できていない史跡の保護措置や、歴史的風致・景観の保全が必要
- ・歴史的な姿形がわかりにくくなってしまった文化遺産について、多くの人に当該文化遺産の存在を伝えるとともに歴史文化をわかりやすく伝えることが必要
- ・適切な環境での保管が必要な文化財の収蔵環境の確保・改善が必要



解説板の整備



史跡景観を阻害するイノシシ被害

4) 防災・防犯

近年、全国的に災害による文化遺産の毀損や、盗難等が発生しており、文化遺産の防災・防犯に対する関心が高まっています。文化庁からは「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2（2020）年12月改訂）や「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元（2019）年9月策定）、そして「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元（2019）年12月）等が示されています。

本市でも平成15（2003）年の豪雨による土砂災害、平成21（2009）年の台風の風倒木被害など、遺構が毀損する事案も数多く発生しています。これまで、災害復旧事業を行うとともに、その予防として、適切に樹木整理・管理を進めてきました。

毎年、文化財防火デーでは、文化財を所蔵する太宰府天満宮、九州国立博物館、太宰府市文化ふれあい館などで消防演習を実施しています。また、歴史的建築物が建ち並ぶ参道景観保全地区内の関係者に対して、防火研修並びに訓練を関係消防署と連携し毎年2回実施しています。

計画的な防災・防犯の対策により、リスクの軽減を図ることが期待できますが、文化遺産の周辺において必ずしも十分な措置が講じられていません。特に、住環境を取り込む史跡地にあっては、史跡景観と住環境保全のための施設整備のバランスをとりつつ、防災・減災対策を講じていくことが大切です。また、文化財を保管する施設については、防火のみならず防犯面についての取組の強化が求められます。

災害や盗難等を未然に防ぐことが重要ですが、以下のような課題があります。

<課題>

- ・十分な防災・防犯対策が講じられていない文化遺産に対して、警察署や消防署と連携し、リスクを把握し、これらを踏まえた対策に関する計画策定が必要
- ・防災・防犯対策に基づく住環境保全のための環境改善を、文化遺産が持つ景観・環境に配慮しつつ実施していくことが必要
- ・防災・防犯にも役立つため、市の関係部署や関係機関が保有する文化遺産の情報を、常に整理し、共有できるように整えることが必要
- ・文化財防火デーの防災訓練だけでなく、持続的に防災・防犯の意識を高める取組が必要



文化財防火デー消防演習



史跡地の倒木被害

(2)ひろげるための現状と課題

1) 情報発信

本市では、埋蔵文化財発掘調査の現地説明会や現地解説板設置を積極的に行い、太宰府発見塾、太宰府市民遺産フェスタ、水城・大野城・基肄城築城 1350 年記念事業、大宰府史跡指定 100 年記念フォーラムなど、様々なイベント、セミナー、シンポジウム等を開催してきました。

文化ふれあい館や大宰府展示館、太宰府館などでは、歴史や文化を紹介するパネルや太宰府ゆかりの品々等の展示、ホームページの制作、報告書、書籍、パンフレット等の配布、販売を行っています。「太宰府の史跡シリーズ」や各市民遺産のリーフレット、文化遺産マップ、市民遺産 DVD 等の制作、配布にも取り組んでいるほか、市公式サイト「太宰府市文化財情報」では、本市の歴史や文化遺産に関する様々な情報を発信しています。日本遺産の認定を契機として、解説の多言語化を進め、散策アプリやPR サイトも制作するなど、来訪を促す取組も進めています。

多くの人々に歴史文化を伝えていく必要がありますが、以下のような課題があります。

<課題>

- ・本市の歴史文化に関心を持ってもらうため、様々な機会を捉えて広域的な情報発信がさらに必要
- ・音や香り等の五感に訴える文化遺産を含め、広く知られていない文化遺産について理解を広げていくために新たな情報通信技術を知り、活用を進めていくことが必要
- ・経年劣化が目立ち、ユニバーサルデザインには程遠いサインや拠点施設、便益施設の更新等が必要
- ・発信する情報の素材となる本市の歴史文化を丁寧に語れるガイドが必要
- ・史跡や市内を回遊する利用者動線を把握し、効果的な情報発信や誘導が必要



埋蔵文化財発掘調査の現地説明会



大宰府史跡指定 100 年記念フォーラム



文化ふれあい館での展示



市民遺産リーフレット

2) 産業・観光振興

これまでも、観光振興の様々な場面で文化遺産を活用し、木うそ絵付け体験や梅ヶ枝餅焼き体験といった体験プログラムや史跡地周辺ライトアップ事業、「太宰府古都の光」など継続して取り組んできましたが、全国的な認知度としては、太宰府天満宮の一極集中となっていました。しかし、新元号が発表され、令和発祥の地として脚光を浴びて以降、これに関連した新たな観光振興の推進をはじめています。「太宰府令和観光イラストマップ」の作成や、大宰府政庁跡で1500人の参加者による「令和」の人文字を実施した「時の旅人プロジェクト」など、令和の都太宰府として、盛り立てる取り組みを進めてきました。

そのほか、近年では滞在型観光に向け、木うそ絵付け体験や梅ヶ枝餅焼き体験といった体験プログラムや史跡地周辺ライトアップ事業、「太宰府古都の光」なども継続的に取り組んでいます。近年は滞在型観光に向け、空き家や未利用の古民家を改修し、歴史的な建造物の良さを活かしながら、宿泊施設や飲食店などとして、新たな価値を生み出す施設にしていく取組や、宿泊推進プロモーションも推進しています。

文化遺産の保存・活用を継続して行っていくためにも、税収や経済効果を飛躍的に向上させていく必要がありますが、以下のような課題があります。

<課題>

- ・地場みやげ産業の振興につながる太宰府ならではの食や特産品の開発やブランド化の余地があり、本市の歴史文化を意識した産品の開発を行うことで「ふるさと納税」返礼品につながるようさらに進めることが必要
- ・市内宿泊客が利用できる滞在型コンテンツが少ないことから、滞在型の大太宰府観光産業につながる広域的な視点からの宿泊施設や便益施設等の自治体間共有、本市固有の歴史文化を素材としインバウンド客も対象とした新たな回遊ルートや体験プログラム等の素材活用策が必要
- ・歴史文化に根差した樹木・植物の栽培や水田の復活など史跡景観復元と併せて、価値を生む史跡地にするために、未利用地の有効活用の検討が必要



「太宰府古都の光」(大宰府政庁跡)



歴史的な建造物をリノベーションした宿泊施設

(3) ささえるための現状と課題

1) 支援

文化遺産調査ボランティアや市民遺産の育成活動をはじめ、様々な市民活動によって文化遺産の保存・活用が図られています。しかし、活動に携わってきた人々の高齢化等により、今後、自立的な活動が困難になっているという懸念があります。歴史を活かしたまちづくりを社会総がかりで進めていくために、以下のような課題があります。

<課題>

- ・市民がいきいきと活動できるようサポートする仕組みや組織が必要
- ・多様な組織が集まり、相互に助け合う仕組みが必要

2) リード（先導）

より多くの人々に文化遺産の価値や魅力を伝えていくためには、市が積極的に文化遺産の保存・活用をリード（先導）していくことも必要です。本市は、市民や庁内及び関係自治体等と連携し、社会総がかりで文化遺産を保存・活用していく仕組みや体制づくりに取り組み、創意工夫に努めてきました。

文化遺産に関心のあるなしに拘わらず、市民等に広く参加や協力を呼びかけ、文化遺産を将来に伝えていく仕組み・体制づくりや、文化遺産の価値や魅力を明らかにし、その文化遺産を保存・活用していく取組を市がリード（先導）する仕組み・体制づくりに取り組んでいます。その構築や推進にあたっては、国の各種法律（文化財保護法、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律等）や各種事業の活用に積極的に取り組んでいます。また、日本遺産の認定を契機に、周辺自治体との連携が生まれています。

多くの人々の興味や関心を惹きつける先進的な文化遺産の保存・活用モデルを生み出し続けていくことを計画的かつ戦略的に推進していくことが求められますが、以下のような課題があります。

<課題>

- ・文化遺産の保存・活用に関わる条例や計画、組織が多岐にわたるため、本計画を根拠とした制度のあり方の整理が必要
- ・あらゆる文化遺産の保存・活用を推進できるよう、庁内で行っている情報共有会議のさらなる推進や、市民とともに考え・推進するとともに、周辺自治体との広域連携を図っていくために、十分な体制整備が必要



太宰府市景観・市民遺産会議



修理した歴史的風致形成建造物

3. 基本的措置（市全域）

基本的な考え方を踏まえ、官民連携による持続可能な文化遺産の保存・活用の基本的措置を以下に設定します。

（1）つたえる措置

1）教育・学習

<方針>

文化遺産を活かして、郷土の歴史文化に愛着を持った子どもたちを育てる教育や人材を育てる学習機会の充実に取り組みます。

そのために、多彩な文化遺産を効果的に伝えるために、興味を引き出す戦略的な取組を行うために、教育・学習のための素材について、そのニーズを把握します。把握した情報をもとに、情報伝達のための新たな技術・手法を使い、多くの人が参加しやすい文化遺産に関する教育・学習に関する多様な機会づくりを官民連携で取り組みます。

～郷土の歴史文化に愛着を持った子どもたちや人材を育てます～

<措置>

（※地域コミ=地域コミュニティ、以下同様）

措置	実施主体		実施期間					
	※地域コミ	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●教育・学習テーマのニーズの把握 子どもから大人まで、どのような文化遺産に関心があり、どのような文化遺産を大切に思うのか、どのような歴史文化があまり知られていないのかなど、ニーズを把握し、コンテンツの制作や教育・学習の場づくりに役立つ情報を集めます。								
1) 教育・学習テーマのニーズ把握調査の実施	○	文化財 学校教育						
●教育・学習コンテンツの制作 様々な環境や生活の場面で文化遺産に触れる機会を増やしていくため、学校や生涯学習等で活用しやすいデジタルコンテンツや冊子類の制作に取り組みます。								
2) 文化遺産に関するデジタル学習プログラムの制作・検討		学校教育 文化財						
3) 文化遺産に関する子どもにもわかりやすい冊子類の制作		学校教育 文化財						
●教育・学習の場づくり 従来の出前講座形式だけでなく、学校教育や市民大学の場で文化遺産について、その内容に応じて歴まち計画に記載する「伝統文化普及啓発事業」などを活用し、学び、関心を育む機会を設けます。 本市には歴史文化を感じる景観や自然がありますが、文化遺産として認識されているものは一部に留まっているため、景観や自然と歴史文化を関係づけたテーマで、楽しみながら参加できるまち歩き講座やイベントを実施します。								
4) 子ども史跡解説員の取組等のような文化遺産を素材とした授業づくり		文化財 学校教育						
5) 太宰府発見塾やまほろば市民大学等、文化遺産に関する講座の開講	○	文化学習						
6) 歴史的景観や文化遺産をテーマにしたまち歩き講座の実施	○	都市計画						
7) 未来に伝えたい環境や自然をテーマにしたイベントの開催	○	環境						

※文化財：文化財課、学校教育：学校教育課、文化学習：文化学習課、都市計画：都市計画課、環境：環境課

○：市による事業や取組に地域コミュニティの積極的な連携、協力を仰ぐもの

2) 調査・継承

<方針>

文化遺産の総合的把握のため、現状確認の追跡調査や、新たな価値観による追加調査に取り組みます。関係部署での専門的な見地に基づく調査を進めるとともに、市民ボランティアによる調査を行うことで、参加者の文化遺産サポーター登録や市民遺産育成団体登録につなぎます。

また、文化遺産の学術的評価を進め、文化財指定等につなぎます。

更に、各部署が保有する記録や情報の共有化に向け、検討を進めます。市が所蔵する民俗・絵画・古文書・埋蔵文化財などの資料は、保管・管理についての課題を整理し、改善に努めます。また、市所蔵資料については、報告書や紹介冊子の刊行を継続的に進めます。

～文化遺産の総合的把握と継承を推進します～

<措置>

措置	実施主体		実施期間					
	地域 コミ	行 政	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年目
●文化遺産の調査・記録 行政および地域コミュニティとの連携により、継続した調査、記録、文化遺産カルテの更新などを行っていきます。また、未周知の資料をはじめ、民俗・慣習、絵画・工芸資料、歴史的建造物、工芸技術・動物・地質鉱物等、詳細な調査や記録作成に取り組むとともに、歴まち計画に記載する「無形の文化財記録作成事業」などを有効に活用します。また、文化遺産の見守り・点検活動を継続します。								
8) ボランティアによる文化遺産調査	○	文化財						
9) 文化財指定・登録を目指した抽出と詳細調査の実施	○	文化財 文書情報						
10) 文化遺産の見守り・点検活動の継続	◎	文化財						
●調査情報の管理・共有 調査成果から公開可能なものを整理し、多主体が連携して管理しやすいデジタルアーカイブや報告書として、公開する取組を推進し、調査情報の共有に取り組めます。								
11) 市の関係部署および周辺市町村・研究機関・民間企業と連携したデジタルアーカイブの導入に向けた調査研究		経営企画 文化財						
12) 景観・市民遺産会議などの関係団体と連携し情報の共有	◎	文化財 都市計画						
●文化遺産継承に向けた取組の推進 文化遺産の継承に向け、文化遺産の移転・受け入れなど消失を回避する仕組みづくりを検討していきます。必要に応じて指定・登録等の制度を活用します。 出土金銅仏をはじめとする美術工芸品、「太宰府旧蹟全図北」や江戸時代の絵師などが描いた絵画資料、本市の歴史文化を記録した様々な文献資料などの動産的文化遺産について、保管環境による劣化への対処や状況によっては九州国立博物館や九州歴史資料館と連携し、保存手法への指導を受けるなどの対応をとっていきます。								
13) 移転先確保など、文化遺産の消失を回避する仕組みづくり		文化財						
14) 文化遺産の文化財指定・登録等の検討		文化財						

※文化財：文化財課、文書情報：文書情報課、経営企画：経営企画課、都市計画：都市計画課

◎：地域コミュニティによる事業や取組を市が支援するもの

○：市による事業や取組に地域コミュニティの積極的な連携、協力を仰ぐもの

3) 歴史的景観・環境の保全

<方針>

歴史的景観・環境の維持向上に向けて、ワークショップなどの議論を通じて関係者間の相互理解を深めつつ、良好な景観・環境に保つ予防的な整備や取組、劣化や被災、滅失からの回復的な整備、収蔵環境の確保や改善を推進します。また、市民が史跡地をより身近な存在として感じつつ、持続可能な取組によって将来に守っていきけるよう、史跡地の管理・整備を進め、活用に取り組みます。

～歴史的景観・環境の維持向上に向けた整備を推進します～

<措置>

措置	実施主体		実施期間					
	地域 コミ	行 政	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年 目
●史跡整備 未整備・再整備が必要な史跡では、豊かな自然環境と生物多様性を活かした整備、ユニバーサルデザインを考慮した整備等を行うために、市民ワークショップを実施するなど、市民とともに考える史跡保存活用計画の策定を行います。								
15) 史跡の保存・活用に向けた市民ワークショップの実施	○	文化財 都市計画 環境						
16) 生物多様性等、多様な視点を考慮した史跡環境整備		文化財 都市計画 環境						
●予防的な環境の整備・取組 歴史的景観・環境が良好に保たれるよう整備や取組を推進します。文化遺産の毀損や環境悪化につながる獣害や不法投棄の対策を講じるとともに、史跡景観・環境保全のために、未整備地への本市ゆかりの深い樹木の植樹等を行い、歴史的景観の保全を図りつつ管理作業の軽減化を図ります。史跡環境保全等について、これまで取り組んできた民間団体との連携をさらに進め、市民が楽しみつつ自立的な活動ができる仕組みづくりを行い、官民連携による史跡景観や環境の保全につながる取組を行います。								
17) 史跡の獣害対策	○	環境 産業振興 防災安全 文化財						
18) 多くの主体連携による歴史的風致・景観保全・史跡地環境の改善	◎	都市計画 文化財 産業振興 環境						
19) 景観保全、歴史的風致維持のための樹木・竹林の伐採	○	都市計画 文化財 産業振興						
●回復的な環境の整備 文化遺産そのものや、歴史的景観・環境の回復を目指し、経年による劣化や被災がみられる歴史的な建造物を修理・復旧を推進します。なお、必要に応じて法規制の適用除外規定の援用等を検討します。歴史的な道や痕跡が伝わりにくい文化遺産については、多くの人々が歴史文化を感じられるよう環境整備や視覚化、実体化に取り組みます。								
20) 象徴的工作物の視覚化、実体化（政庁の復元検討、朱雀大路の創出、旅人像の制作など）		文化財 都市計画						
21) 歴史的な建造物の保存・修理及び歴史的景観の修景		都市計画 文化財						
22) 歴史的な道（朱雀大路、太宰府天満宮参道等）の環境整備		都市計画 建設						
●活用による史跡地の管理と整備 史跡地を人々に親しまれながら良好に保つため、史跡地の豊かな自然と歴史に触れあう遊び空間づくりを官民連携ですすめ、活用による史跡地の管理と環境改善を行います。								
23) 多様な団体による史跡地を活用した"遊びスポット"づくり	○	産業振興 文化財						
●文化財の収蔵環境の確保・改善 有形、動産文化財については、適切な環境の下で保管できるように、収蔵空間の量的、質的な確保に取り組みます。								
24) 文化財収蔵環境の確保、施設改修、新設の検討		文化財						
25) 文化財関連施設の再編と施設管理計画の策定		文化財						

※文化財：文化財課、環境：環境課、産業振興：産業振興課、防災安全：防災安全課、都市計画：都市計画課、建設：建設課
 ◎：地域コミュニティによる事業や取組を市が支援するもの ○：市による事業や取組に地域コミュニティの積極的な連携、協力を仰ぐもの

4) 防災・防犯

<方針>

あらゆる災害や盗難等のリスクに備え、文化庁等が示すガイドライン等を踏まえ、警察署や消防署とも連携し、文化遺産の防災・防犯を推進します。

文化遺産を取り巻くリスクを把握するための調査を実施し、関係者間で情報共有した上で、計画的なリスク軽減対策の推進に取り組みます。また、防災・防犯意識を持続的に高めていけるよう、常に新しい視点や情報を取り入れ、人々の意識が文化遺産の防災・防犯に向かいやすい普及活動にも取り組みます。

～文化遺産の防災・防犯対策を推進します～

<措置>

措置	実施主体		実施期間					
	地域 コミ	行 政	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年目
●防災・防犯に関する調査・計画 防災・防犯の整備や活動に役立てるため、警察署や消防署等の意見を踏まえつつ、文化遺産を取り巻く様々なリスクを調査します。								
26) 文化遺産を取り巻く危険箇所の調査および計画（国土強靱化計画等）の策定	○	防災安全文化財						
●防災・防犯に向けた整備・対策 被災のリスクとなる倒木等の対策を講じます。放火や落書き、盗難等を防ぐため、地域の見守り活動と併せて、文化遺産の点検活動に取り組みます。								
27) 防災、減災のための樹木の伐採		建設文化財産業振興						
28) 史跡地内の危険箇所についての検討及び防災工事		防災安全文化財建設						
29) 史跡地内ないしは史跡地と居住域の境界にある急傾斜地保全のために、必要となる保全区域確保のための公有化の検討		文化財建設						
●防災・防犯に関する普及活動 日常的に防災・防犯意識の維持向上を図るため、従来の防火デーに行ってきた防災訓練だけでなく、最新の情報を取り入れながら、対策の大切さを伝える広報活動や防災セミナーに取り組みます。								
30) 不法投棄、気候変動など文化遺産を取り巻くリスクに関する情報の多様な媒体を用いた発信		環境文化財						
31) 文化財防火デー等による周知、様々な機会をとらえた文化遺産防災研修やセミナーの実施等、警察署や消防署等の関係機関との文化遺産情報の共有や文化遺産の保存・活用に対する相互の意識向上		文化財都市計画防災安全						

※防災安全：防災安全課、文化財：文化財課、都市計画：都市計画課、建設：建設課、環境：環境課、産業振興：産業振興課

○：市による事業や取組に地域コミュニティの積極的な連携、協力を仰ぐもの

(2) ひろげる措置

1) 情報発信

<方針>

情報通信技術 (ICT) を活用し、現地を訪れる前に知りたい情報を手軽に入手できるよう、市 HP 等の充実やアプリ、SNS の有効活用に取り組みます。また、本市の歴史文化への関心を持続させ、リピーターを増やしていけるよう、経年劣化が目立つサインや拠点施設、便益施設等は更新を図るとともに、来訪者の回遊動線の把握に基づく効果的な情報発信や誘導に取り組む等、きめ細やかな情報発信の継続的な推進に取り組みます。また市民や来訪者が歴史文化への理解をより深めることができるよう、ガイドの人材の育成やガイダンス施設の整備にも取り組みます。

～ ICT を活用した情報発信を推進します～

<措置>

措置	実施主体		実施期間					
	地域コミ	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●広域的な情報の発信 市民はもとより、転出者や遠隔地に暮らす人々にも本市の歴史文化に関心をもってもらえるよう、展示・企画やネット活用を進め、またガイダンス機能の強化にも取り組みます。また、残したい日本の音風景 100 選「観世音寺の鐘の音」、かおり風景 100 選「太宰府天満宮の梅林とクスノキの森」などを文化遺産としての認識を広げていけるよう、公式サイト「太宰府市文化遺産情報」のリニューアルに伴い、発信内容の充実を図るとともに、画像や動画をだれでも閲覧できる仕組みをつくります。								
32) 太宰府地域の特徴を活かした展示・シンポジウム等の企画開催	○	文化財 文化学習						
33) 日本遺産 HP・アプリの継続運用		文化財						
34) 親しみやすさを重視し本市キャラクターによる SNS 配信	○	文化財						
35) 歴史的な音や香り等多様な素材の情報発信		環境						
36) 画像等の公開・閲覧を意識した公式サイトでのアーカイブの導入に向けた調査研究		経営企画						
●理解を深める多様な文化遺産の情報発信 市民や来訪者が、現地で本市の歴史文化の理解を深めていけるガイダンス機能の充実に向けて、老朽化した解説サインは内容の充実やユニバーサルデザイン等に配慮して更新し、文化財関連施設は機能の充実を図る整備に取り組みます。								
37) 解説場所に応じ、生物多様性に配慮した植生情報などを記載した文化遺産解説サインの整備・更新		文化財 都市計画 観光推進 環境						
38) 文化財関連施設のガイダンス機能の改修・整備		文化財 観光推進 都市計画						
●おもてなし人材の育成 史跡解説員をはじめとした文化遺産解説団体との連携を進展させ、多様な価値観で来訪する観光客に対して多様な文化遺産を素材としたガイドを育成します。								
39) 歴史文化を発信する市民団体・NPO 法人への支援	○	文化財 文書情報						
40) 観光ガイドの設置・育成	◎	観光推進 文化財						
●リピーターにつなげる発信 携帯端末位置情報を活用した人流データや、通信会社の契約書を対象としたアンケート入力などを通して利用者の特性を把握し、ターゲットに応じた効果的な PR に取り組みます。								
41) 利用者の特性を把握し、効果的な PR に役立つシステムづくり		観光推進 経営企画						

※文化財：文化財課、環境：環境課、経営企画：経営企画課、都市計画：都市計画課、観光推進：観光推進課、文化学習：文化学習課、文書情報：文書情報課

◎：地域コミュニティによる事業や取組を市が支援するもの

○：市による事業や取組に地域コミュニティの積極的な連携、協力を仰ぐもの

2) 産業・観光振興

<方針>

広域的な視点から本市の歴史文化に触れてもらえるよう滞在型の大宰府観光を推進します。

梅プロジェクトや史跡100年プロジェクトのような価値を生み出す史跡としての活用を推進し、歴史文化に根差した史跡景観の復元などを行うための自主財源の確保に努めます。また、史跡地の未利用地や文化遺産を有効に活用し、ユニバーサルデザインを考慮しつつ、広域も含めた回遊ルートと施設の充実に取組むとともに、来訪者が太宰府にしかない、太宰府でしかできないことを通して、楽しみながら本市の歴史文化への理解を深められる滞在型コンテンツの充実に取り組み、地場みやげ産業を活性化し観光産業の創出につなげ、税収や経済効果の向上をめざします。

～経済効果を高める地場みやげ産業振興や滞在型の大宰府観光を推進します～

<措置>

措置	実施主体		実施期間					
	地域コミ	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●地場みやげ産業振興 太宰府の歴史文化や文化遺産を題材として太宰府ならではの食や特産品の開発に取り組む民間企業に協力します。								
42) 歴史文化を活かした特産品や太宰府グルメの開発および販促の支援	◎	産業振興						
43) 太宰府の文化遺産を活かしたオンラインツアーや体験型ツアーなどの次世代型観光産業の創出	○	観光推進						
●滞在型回遊ルート・施設・コンテンツの充実 太宰府天満宮門前一带に集中する観光客に市全域への回遊を促し、市民と文化遺産のふれあいづくりに向けて、市民遺産育成団体との連携も視野に入れ、広域的な視点から太宰府の歴史文化を体感できる回遊ルートの充実に取り組みます。また、観光客が歴史文化を楽しみながら体感できる場所や機会の充実に取り組み、滞在する宿泊施設の増加を促します。公有化された史跡地の有効活用策として、史跡の価値を損なわない範囲で史跡活用希望者を募り多様な活用を促進する史跡地オーナー制度や、一過性のイベント利用時の史跡地レンタル制度について検討を行います。								
44) 文化遺産を活かした回遊ルートを設け、周遊イベントを開催	◎	観光推進						
45) 健康づくりマップへの援用など多様な使用法へ対応できるよう文化遺産をプロットしたマップの作成	◎	元気づくり						
46) 回遊ルートを使った、文化遺産ツアーのふるさと納税返礼品へのエントリー	◎	観光推進 経営企画						
47) 文化遺産を結ぶ交通手段の周知		地域コミ						
48) 古民家を活用した宿泊施設の整備、誘致、積極的な宣伝活動	◎	観光推進 都市計画						
49) 多様な団体と情報共有し、史跡地等を活用した観光・産業プログラムの創出	◎	産業振興 観光推進 文化財						

※産業振興：産業振興課、観光推進：観光推進課、経営企画：経営企画課、元気づくり：元気づくり課、地域コミ：地域コミュニティ課、都市計画：都市計画課、文化財：文化財課

◎：地域コミュニティによる事業や取組を市が支援するもの ○：市による事業や取組に地域コミュニティの積極的な連携、協力を仰ぐもの

(3) ささえる措置

1) 支援

<方針>

文化遺産の保存・活用に関わる市民の活躍を支える仕組みや体制の充実を図ります。

財源確保の支援制度等を検討し、歴史を活かしたまちづくりを社会総がかりで進めていく市民の活躍の仕組みを充実します。

市民が市と連携しながら、文化遺産の保存・活用に関わる取組を自発的かつ柔軟に推進していきけるよう、体制づくりを支援します。

～文化遺産の保存・活用に関わる市民の活躍を支える仕組み・体制を充実します～

<措置>

措置	実施主体		実施期間					
	地域 コミ	行 政	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年目
●保存・活用を支援する仕組みの充実 太宰府市民遺産を増やしていく市民の取組を支援するため、太宰府市民遺産活用推進計画を推進していきます。また文化遺産の保存・活用に関する市民活動の継続を支えるためにクラウドファンディング（ふるさと納税）を活用した財源確保にも取り組みます。								
50) 太宰府市民遺産活用推進計画や太宰府市歴史的風致維持向上計画などの推進	◎	文化財 都市計画	■	■	■	■	■	■
51) クラウドファンディング（ふるさと納税）を活用した財源確保	○	文化財 経営企画	■	■	■	■	■	■
●体制づくりの支援 文化遺産の保存・活用を行う民間団体が活躍できるよう文化財保存活用支援団体への指定によって導入できる支援策の立案や、取組が自発的かつ柔軟に進展していけるよう支援していきます。								
52) 文化財保存活用支援団体・歴史的風致維持向上支援法人の指定推進と支援	◎	文化財 都市計画	■	■	■	■	■	■
53) 文化遺産の保存・活用を行う団体への支援	◎	文化財	■	■	■	■	■	■

※文化財：文化財課、都市計画：都市計画課、経営企画：経営企画課

◎：地域コミュニティによる事業や取組を市が支援するもの ○：市による事業や取組に地域コミュニティの積極的な連携、協力を仰ぐもの

2) リード（先導）

<方針>

文化遺産の保存・活用をリード（先導）する先進的なモデルづくりを推進します。

史跡をはじめ、時代が変わろうとも守り伝えていくべき文化遺産については、着実に措置を講じるために保存・活用のための制度や計画を必要に応じて作成または整理していきます。

広域的な措置の推進に向けて、関連自治体との連携体制を強化していきます。

～文化遺産の保存・活用をリード(先導)する先進的なモデルづくりを推進します～

<措置>

措置	実施主体		実施期間					
	地域 コミ	行 政	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年目
●保存・活用のための制度・計画の作成と整理 文化遺産の保存・活用をリード（先導）していくことを見据え、大宰府関連史跡の保存活用計画の策定や文化財管理者や育成者への支援等、必要に応じた太宰府市文化財保護条例の改正等に取り組みます。								
54) 太宰府市文化財保護条例や太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例等の見直しの検討		文化財 都市計画	■	■	■	■	■	■
55) 本計画の見直しと重点的措置等の再検討		文化財						■
●関係機関との連携体制の強化 関係機関と連携した取組を進めていけるよう、広域連携や包括協定を検討します。また、周辺の関係自治体とともに「西の都」日本遺産関連事業を推進していきます。								
56) 関係機関とともに情報発信できる連携体制強化の検討		経営企画		■	■	■	■	
57) 関係機関（学校、商業団体等）との包括連携による実践		社会教育 産業振興				■	■	■
58) 日本遺産「西の都」関係自治体との連携強化		文化財 観光推進	■	■	■	■	■	■

※経営企画：経営企画課、文化財：文化財課、都市計画：都市計画課、観光推進：観光推進課、産業振興：産業振興課、社会教育：社会教育課

(4) 基本的措置のまとめ

以上、教育・学習、調査・継承、歴史的景観・環境の保全、防災・防犯、情報発信、産業・観光振興、支援、リード（先導）の各課題に対応して、それぞれ基本的措置を設定しました。

本市は、今後、これら基本的措置の推進に持続的に取り組んでいきますが、これから述べる重点的措置についても基本的措置の方向性に沿って、その推進を図ります。

基本的措置の一覧

教育・学習	郷土の歴史文化に愛着を持った子どもたちや人材を育てます
調査・継承	文化遺産の総合的把握と継承を推進します
歴史的景観・環境の保全	歴史的景観・環境の維持向上に向けた整備を推進します
防災・防犯	文化遺産の防災・防犯対策を推進します
情報発信	ICTを活用した情報発信を推進します
産業・観光振興	経済効果を高める地場みやげ産業振興や滞在型の大太宰府観光を推進します
支援	文化遺産の保存・活用に関わる市民の活躍を支える仕組み・体制を充実します
リード（先導）	文化遺産の保存・活用をリード（先導）する先進的なモデルづくりを推進します

2. 文化財保存活用区域の設定

文化財保存活用区域とは、文化遺産が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化遺産を核として歴史的・文化的な空間を創出するための計画区域です。

市内において、文化遺産が集中して存在する場として、大宰府関連史跡群と太宰府天満宮の門前が挙げられます。

本計画では、上記を踏まえ、大宰府関連史跡群の史跡地が広がる範囲と太宰府天満宮と門前の範囲を文化財保存活用区域に設定します。

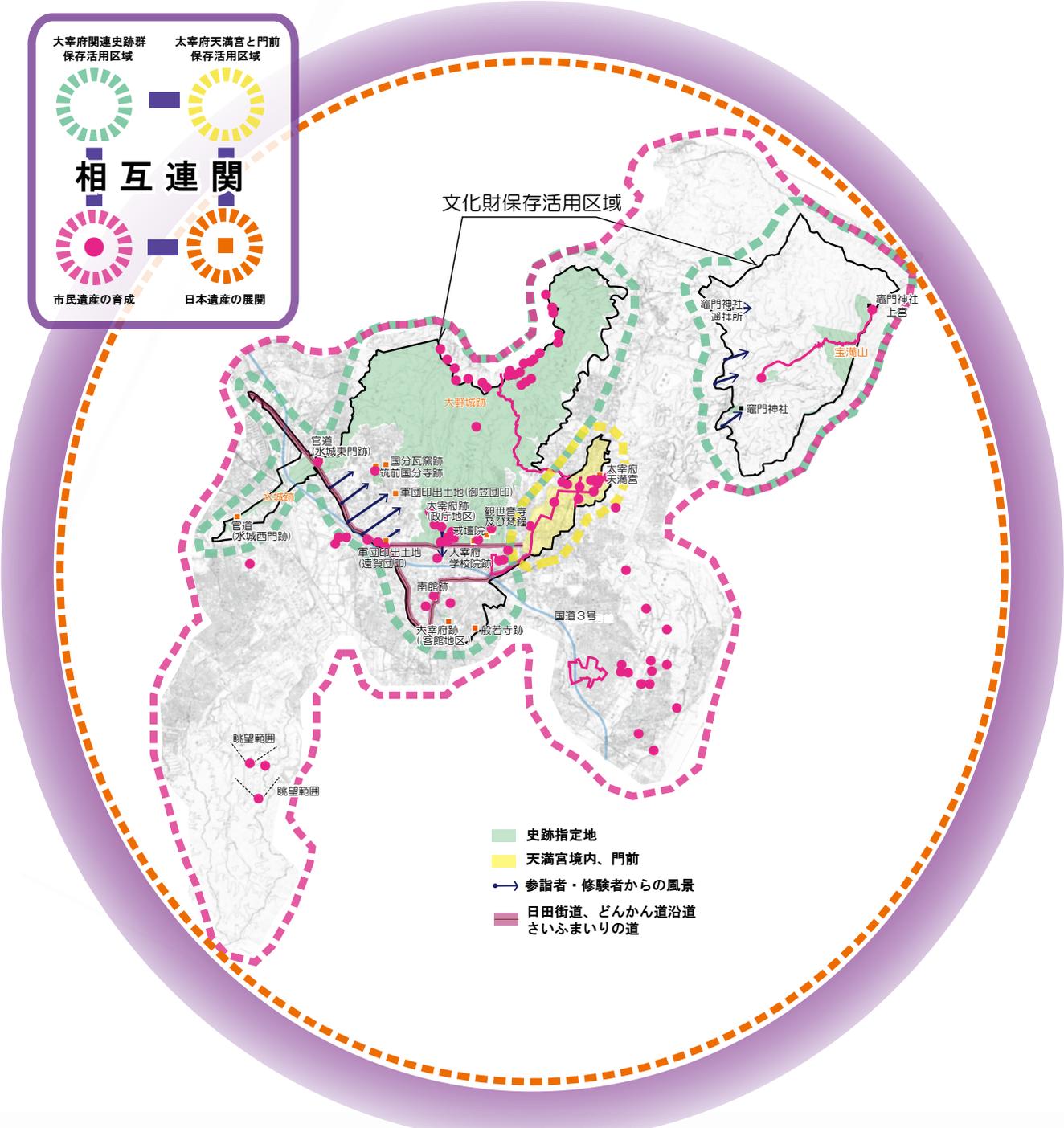
なお、文化財保存活用区域に含まれる文化遺産は、次頁に記載しています。また、その保存・活用の方針や講ずる措置は、91～97頁に記載しています。

<目指す方向>
世界に冠たる令和の都 太宰府

行政

地域コミュニティ

官民連携による文化遺産の保存と先進的多用途活用の推進



**太宰府市民遺産を構成する文化遺産
認定・登録された市民遺産**

- 01 太宰府の木うそ
- 02 八朔の千燈明
- 03 かつてあった道 「四王寺山の太宰府町道」
- 04 芸術家 富永朝堂
- 05 万葉集つくし歌壇
- 06 太宰府における時の記念日の行事
- 07 隈麿公のお墓
- 08 太宰府の絵師 萱島家
- 09 苅萱の関跡とかるかや物語
- 10 太宰府の梅上げ行事

本市に所在する日本遺産を構成する文化財

- | | | |
|---|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 11 高雄の自然と歴史 12 太宰府悠久の丘 13 太宰府をうたう♪全11曲 14 梅香苑夏まつり子どもみこし 15 四王寺山の三十三石仏 16 宝満山のヒキガエル | <ol style="list-style-type: none"> 01 特別史跡 大宰府跡 02 特別史跡 大野城跡 03 特別史跡 水城跡 04 観世音寺 戒壇院 05 史跡 筑前国分寺跡 06 史跡 大宰府学校院跡 07 史跡 国分瓦窯跡 08 史跡 宝満山 09 国宝 観世音寺梵鐘 10 太宰府天満宮 | <ol style="list-style-type: none"> 11 太宰府天満宮神幸行事
(福岡県指定民俗文化財) 12 太宰府天満宮の伝統行事 13 万葉集筑紫歌壇 14 大宰府条坊跡 15 官道 16 軍団印出土地 17 般若寺跡(市指定史跡) 18 南館跡 19 太宰府の梅 |
|---|--|---|

図 重点的措置の展開イメージ

区域を設定し重点的措置を実施する(1) 大宰府関連史跡群ならびに(2) 太宰府天満宮と門前には、前提として、既に以下の取組を進めています。

具体的には、史跡の保護を行う文化財保護法はもとより、歴史的な景観を保全する取組として歴史的街なみの景観誘導(景観法)や歴史的風致を維持向上する街なみづくり(歴史まちづくり法)、歴史的景観を保全するための用途の制限や規制緩和(都市計画法・建築基準法)などの取組を実施しています。

本計画では、これらの取組の効果を向上させるとともに、新しい先進的な取組を実施していきます。

表 文化遺産の保存・活用に資する区域指定等の概要(令和4(2022)年3月末時点)

区域	内容	面積 (ha)
1 史跡地	特別史跡大宰府跡 特別史跡水城跡 特別史跡大野城跡 史跡観世音寺境内及び子院跡 史跡大宰府学校院跡 史跡筑前国分寺跡 史跡国分瓦窯跡 史跡宝満山	33.31 16.54 313.43 89.75 5.40 2.46 0.18 25.33 計 486.40
2 景観育成地区	「人と遺跡の共存史」「天満宮と宰府宿」の二つの景観形成のために景観育成基準を定め、景観づくりを積極的に行っている区域	748.6
3 歴史的風致維持向上計画重点区域	本市の維持向上すべき歴史的風致について、効果的に維持向上するための区域	約 1,394
4 観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画	特別史跡大宰府跡南側を通る通称「政庁通り」について、さいふまいの道としてふさわしい店舗展開を可能とした条件付き規制緩和地区	2.6
5 門前町特別用途地区	太宰府天満宮門前にふさわしい街なみを形成するための建築ならびに用途の制限地区	約 10
6 参道景観保全地区	明治 28 (1895) 年以前から現代まで、太宰府天満宮参道に下屋庇等をのぼし、参詣者の利便性向上をはかってきた建物景観を後世にも引き継ぐことを目的として、建築基準法の緩和を実現した区域	0.13

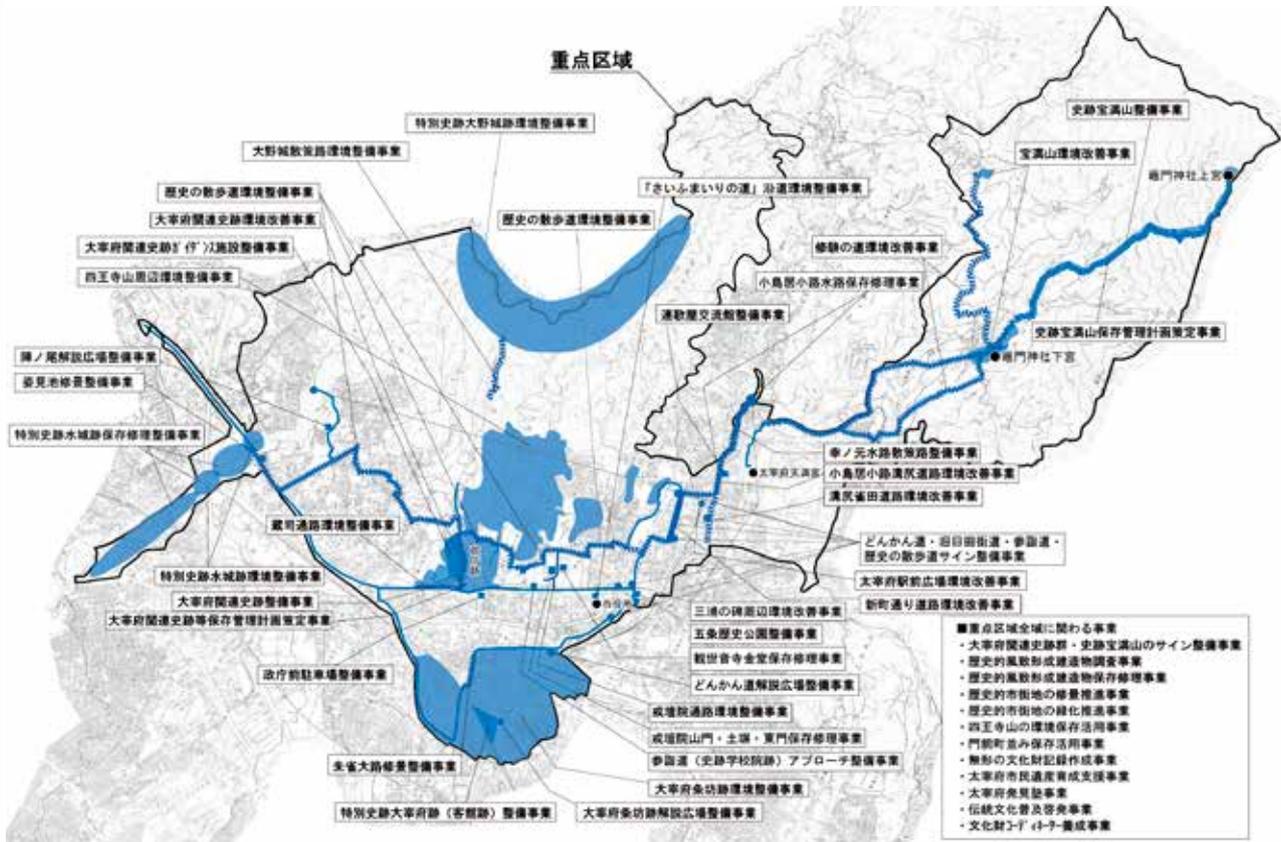


図 歴史的風致維持向上計画に基づく歴史まちづくり事業

表・図 文化財保存活用区域の設定に関する参考資料

2. 重点的措置

前述した大宰府関連史跡群、太宰府天満宮と門前、太宰府市民遺産、日本遺産それぞれの目指す方向を踏まえ、以下、課題、方針、措置を設定します。

(1)大宰府関連史跡群の保存・活用(文化財保存活用区域)

1) 課題

①つたえる課題

- ・ 収集された文化遺産情報の継続的な更新と公開が必要です。
- ・ 史跡の計画的な保存活用計画・整備計画を策定し、適切な保存と活用を図る必要があります。
- ・ 人と史跡の共存を図るため、史跡地内の住環境改善や防災・防火・減災施設の整備を行う必要があります。



観世音寺講堂の倒木(史跡観世音寺境内及び子院跡)

②ひろげる課題

- ・ 国内外から多くの人びとが訪れる区域として誰にでも優しいユニバーサルデザイン化を図るとともに、回遊を促進するため史跡散策環境を整備する必要があります。
- ・ 太宰府の豊かな歴史文化の魅力と、風土・特産品を伝える観光ガイドの育成が必要です。
- ・ コストのかかるだけの維持保存型から価値を生み出す活用型へ転換するために、史跡景観を保全しつつ観光素材や産業振興素材としての先進的多用途活用の方策を考え実践していく必要があります。



大野城跡内の史跡環境(特別史跡大野城跡)

③ささえる課題

- ・ 官民連携で史跡の様々な環境を保全するための仕組を社会の流れに合わせて更新し、社会総がかりで取り組めるよう官民相互に成長する意識の醸成が必要です。
- ・ 史跡の先進的多用途活用を実践するために関係者への情報公開、情報共有を積極的に図る必要があります。



官民連携による史跡保全の活動(史跡観世音寺境内及び子院跡)

2) 方針

大宰府関連史跡群については、日本史や世界史に登場する重要な歴史舞台として、国内外からの観光客や修学旅行生を迎え入れていくためにも、この史跡群の魅力をさらに向上するとともに、広大な史跡を将来に伝えるため、先進的多用途活用により、新たな付加価値を生み出し、多くの人々に親しまれ、人々が集まる史跡の実現を目指します。

具体的には、域内の文化遺産に関する調査と情報公開・更新をすすめ、教育・学習の場にも継続的に提供していきます。また、史跡の保存・活用を最大限に活かす整備、史跡間の回遊性を高める整備を進めます。そして、史跡保護に寄与する先進的多用途活用の方策を考えるとともに、官民連携で史跡環境を保全する仕組みをつくります。

3) 措置

①つたえる措置								
措置	実施主体		実施期間					
	地域コミ	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●文化遺産の調査・記録								
1) ボランティアによる文化遺産調査【基本的措置 8】	○	文化財						
●調査情報の管理・共有								
2) 景観・市民遺産会議などの関係団体と連携し情報の共有【基本的措置 12】	◎	文化財 都市計画						
●史跡整備								
3) 史跡の保存・活用に向けた市民ワークショップの実施【基本的措置 15】								
4) 生物多様性等、多様な視点を考慮した史跡環境整備【基本的措置 16】								
水城跡保存修理整備		水城跡本体の保存修理を行います。	○	文化財				
水城跡環境整備		水城跡を解説する拠点施設や回遊性向上のための環境整備を行います。	○	都市計画				
大宰府関連史跡保存活用計画策定		大宰府関連史跡群の保存・活用を行う計画を策定します。	○	文化財				
大宰府跡関連史跡整備		大宰府跡をはじめとする関連史跡群の遺構整備・環境整備を行います。	○	都市計画 文化財				
大宰府関連史跡環境改善		大宰府跡をはじめとする関連史跡群を解説する拠点施設や回遊性向上のための環境整備を行います。	○	文化財 都市計画				
大宰府跡(客館跡)整備【Ⅱ期】		大宰府跡(客館跡)のⅡ期整備にあたっての計画策定に着手します。	○	文化財				
大野城跡環境整備		福岡県が進める大野城跡の環境整備事業と連携しつつ整備を行います。	○	文化財 環境				
史跡宝満山整備関連計画策定		宝満山の整備基本計画と実施計画を策定します。	○	文化財 環境				
史跡宝満山整備		宝満山の整備を実施します。	○	文化財 都市計画 環境				
●予防的な環境の整備・取組								
5) 多くの主体連携による歴史的風致・景観保全・史跡地環境の改善【基本的措置 18】								
6) 景観保全、歴史的風致維持のための樹木・竹林の伐採【基本的措置 19】								
四王寺山の環境保存活用		四王寺山麓の史跡景観保全の取組を官民連携で行う民間団体の育成や団体間連携を促進します。	◎	都市計画 環境 産業振興 文化財				
四王寺山周辺環境整備		四王寺山麓の史跡景観保全を実施します。		都市計画 文化財 産業振興				

●回復的な環境の整備						
7) 歴史的な建造物の保存・修理及び歴史的景観の修景【基本的措置 21】						
歴史的風致形成建造物調査	歴史的風致形成建造物を修理する前に現状調査を実施します。		都市計画 文化財			
歴史的風致形成建造物保存修理	歴史的風致形成建造物の保存修理を行います。		都市計画 文化財			
歴史的市街地の修景推進	さいふまわりの道、日田街道、参道沿いの現代建築において歴史的意匠への修景を行います。		都市計画 文化財			
8) 歴史的な道（朱雀大路、太宰府天満宮参道等）の環境整備【基本的措置 22】						
歴史の散歩道環境整備	平成のはじめに実施した太宰府天満宮参道から水城跡までの約4.6kmについて環境整備を行います。		都市計画			
大宰府条坊跡環境整備	大宰府条坊の痕跡を現道として残す地域において歴史的道路の顕在化を行います。		都市計画			
朱雀大路修景整備	古代大宰府の中心的な道路であった朱雀大路を福岡県の県道修景事業と連携し路面標示などを行い顕在化します。		都市計画			
●防災・防犯に関する調査・計画						
9) 文化遺産を取り巻く危険箇所の調査及び計画（国土強靱化計画等）の策定【基本的措置 26】			防災安全			
●防災・防犯に向けた整備・対策						
10) 防災、減災のための樹木の伐採【基本的措置 27】			建設 文化財 産業振興			
11) 史跡地内の危険箇所についての検討及び防災工事【基本的措置 28】			防災安全 文化財 建設			

②ひろげる措置

措置	実施主体		実施期間					
	地域 コミ	行 政	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年目
●理解を深める多様な文化遺産の情報発信								
12) 解説場所に応じ、生物多様性に配慮した植生情報などを記載した文化遺産解説サインの整備・更新【基本的措置 37】								
13) 文化財関連施設のガイダンス機能の改修・整備【基本的措置 38】								
大宰府跡ガイダンス施設等整備		大宰府跡への来訪者向けガイダンス施設等の整備を行います。						
大宰府関連史跡、史跡宝満山のサイン整備		史跡地内に展開する散策路などへの誘導サイン、解説サイン等を整備します。						
どんかん道、日田街道、参詣道、歴史の散歩道のサイン整備		旧道沿いを日常的に歩く住民や本市への来訪者に対する道標サイン、解説サイン等を整備します。						
●おもてなし人材の育成								
14) 観光ガイドの設置・育成【基本的措置 40】			◎	観光推進 文化財				
●地場みやげ産業振興								
15) 歴史文化を活かした特産品や太宰府グルメの開発および販促の支援【基本的措置 42】								
令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクト推進		産官学等の取組により、「太宰府の梅」の歴史的ストーリーを活かした特産品や太宰府グルメの開発等を支援します。	◎	産業振興				
16) 太宰府の文化遺産を活かしたオンラインツアーや体験型ツアーなどの次世代型観光産業の創出【基本的措置 43】			○	観光推進				

●滞在型回遊ルート・施設・コンテンツの充実					
17) 回遊ルートを使った、文化遺産ツアーのふるさと納税返礼品へのエントリー【基本的措置 46】	◎	観光推進 経営企画			
18) 古民家を活用した宿泊施設の整備、誘致、積極的な宣伝活動【基本的措置 48】	◎	観光推進 都市計画			
19) 多様な団体と情報共有し、史跡地等を活用した観光・産業プログラムの創出【基本的措置 49】	◎	産業振興 観光推進 文化財			

③ささえる措置								
措置	実施主体		実施期間					
	地域 コミ	行 政	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年 目
●関係機関との連携体制の強化								
20) 関係機関（学校、商業団体等）との包括連携による実践【基本的措置 57】		社会教育 産業振興						

※文化財：文化財課、都市計画：都市計画課、環境：環境課、観光推進：観光推進課、産業振興：産業振興課、社会教育：社会教育課
 防災安全：防災安全課、建設：建設課

◎：地域コミュニティによる事業や取組を市が支援するもの ○：市による事業や取組に地域コミュニティの積極的な連携、協力を仰ぐもの



図 大宰府関連史跡群の目指す方向イメージ

(2)太宰府天満宮と門前の保存・活用(文化財保存活用区域)

1) 課題

①つたえる課題

- ・区域内の豊富な文化財・文化遺産情報の多様な視点での収集とこれらの情報が歴史まちづくりのための基礎的な情報として住民に共有されていく必要があります。
- ・歴史的建造物が集中している区域であり、景観法や歴史まちづくり法などの諸制度運用による建造物の保全、景観修景を継続的に進める必要があります。
- ・太宰府天満宮参道の歴史的景観保全を目的として建築基準法の緩和を行った太宰府天満宮参道景観保全地区内の関係者について、防火・防災意識の向上を図っていく必要があるとともに、太宰府天満宮本殿をはじめとした国の重要文化財が集中する区域として、区域内の住民の防火・防災意識の向上を図っていく必要があります。



関係住民と歴史のまちづくりについてのワークショップ
(門前六町まちづくり協議会)

②ひろげる課題

- ・国内外から多くの人びとが訪れる区域としてユニバーサルデザインを意識して、サイン・便益施設などを整える対策が必要です。
- ・太宰府の豊かな歴史文化の魅力と、風土・特産品を伝える観光ガイドの育成が必要です。
- ・国内外から多くの人びとが訪れ、世界的なブランドとしても周知されつつある「だざいふ」をさらに発展させ、「だざいふ」の特産品や土地が持つ歴史的価値を情報発信する取組が必要です。



外国人が行き交う太宰府天満宮参道

③ささえる課題

- ・関係する法制度、補助制度などの情報共有を庁内で進めることとともに、関係住民と連携で議論するまちづくり協議会を定期的に行うことが必要です。
- ・区域内の歴史的な景観保全に関する持続可能な取組に対して、若い商業者や大学連携によってまちづくり団体の若返りを図ることができつつありますが、持続可能な取組へと官民相互に成長するように進めていくことが必要です。



若い商業者と大学連携による取組

2) 方針

太宰府天満宮と門前は、市内で最も有名なエリアであり、九州ひいては日本を代表する観光地の一つです。とくに太宰府天満宮についての歴史は広く知られており、文化財も多く、歴史的な建造物や街並みが醸し出す雰囲気の人気となっています。このため、歴史文化を活かし、海外からの観光客にも親しまれる魅力的な空間形成を目指します。とくに太宰府天満宮では1125年祭を期して本殿修理工事等が予定されており、これまでの取組を更新し、門前の歴史まちづくりの推進を目指します。

具体的には、域内の文化遺産に関する調査と情報公開・更新をすすめ、歴史的な建造物の保存・修理や景観修景を推進します。また市外からの観光客が集まる太宰府観光の中心拠点となる場所であり、大宰府関連史跡群などへの観光客の市内回遊を促す整備や人材育成を図るとともに、地場産業を活性化させ、体験型プログラムを提供することで、滞在型観光を充実させます。

3) 措置

①つたえる措置								
措置	実施主体		実施期間					
	地域コミ	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●文化遺産の調査・記録								
1) ボランティアによる文化遺産調査【基本的措置8】	○	文化財						
●調査情報の管理・共有								
2) 景観・市民遺産会議などの関係団体と連携し情報の共有【基本的措置12】	◎	文化財 都市計画						
●回復的な環境の整備								
3) 歴史的な建造物の保存・修理及び歴史的景観の修景【基本的措置21】								
歴史的風致形成建造物調査		宰府宿を中心に点在する歴史的風致形成建造物を修理する前に現状調査を実施します。						
歴史的風致形成建造物保存修理		宰府宿を中心に点在する歴史的風致形成建造物の保存修理を行います。						
歴史的市街地の修景推進		さいふまいるの道、日田街道、参道沿いの現代建築において歴史的意匠への修景を行います。						
4) 歴史的な道（朱雀大路、太宰府天満宮参道等）の環境整備【基本的措置22】								
歴史の散歩道環境整備		平成のはじめに実施した太宰府天満宮参道から特別史跡水城跡までの約4.6kmについて環境整備を行います。						
新町通り道路環境改善		さいふまいるの道ならびに神幸式大祭の道である新町通りの歴史的景観整備を行います。						

②ひろげる措置								
措置	実施主体		実施期間					
	地域コミ	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●理解を深める多様な文化遺産の情報発信								
5) 解説場所に応じ、生物多様性に配慮した植生情報などを記載した文化遺産解説サインの整備・更新【基本的措置37】								
6) 文化財関連施設のガイダンス機能の改修・整備【基本的措置38】								

どんかん道、日田街道、参詣道、歴史の散歩道のサイン整備	旧道沿いを日常的に歩く住民や本市への来訪者に対する道標サイン、解説サイン等を整備します。								
五条歴史公園整備	さいふまいり、神幸式大祭の経路上にあり、金掛けの梅の昔ばなしが伝わる歴史公園として整備します。		都市計画 文化財 観光推進						
連歌屋交流館整備	歴史的建築物を活用し、宰府宿のまちづくりを解説する施設を整備します。								
●おもてなし人材の育成									
7) 観光ガイドの設置・育成【基本的措置 40】		◎	観光推進 文化財						
●地場みやげ産業振興									
8) 歴史文化を活かした特産品や太宰府グルメの開発および販促の支援【基本的措置 42】		◎	産業振興						
9) 太宰府の文化遺産を活かしたオンラインツアーや体験型ツアーなどの次世代型観光産業の創出【基本的措置 43】		○	観光推進						
●滞在型回遊ルート・施設・コンテンツの充実									
10) 回遊ルートを使った、文化遺産ツアーのふるさと納税返礼品へのエントリー【基本的措置 46】		◎	観光推進 経営企画						
11) 古民家を活用した宿泊施設の整備、誘致、積極的な宣伝活動【基本的措置 48】		◎	観光推進 都市計画						
12) 多様な団体と情報共有し、史跡地等を活用した観光・産業プログラムの創出【基本的措置 49】		◎	産業振興 観光推進						

③ ささえる措置								
措置	実施主体		実施期間					
	地域 コミ	行 政	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年目
●関係機関との連携体制の強化								
13) 関係機関（学校、商業団体等）との包括連携による実践【基本的措置 57】		社会教育 産業振興						

※文化財：文化財課、都市計画：都市計画課、観光推進：観光推進課、産業振興：産業振興課、社会教育：社会教育課
◎：地域コミュニティによる事業や取組を市が支援するもの ○：市による事業や取組に地域コミュニティの積極的な連携、協力を仰ぐもの



図 太宰府天満宮と門前の目指す方向イメージ

(3)太宰府市民遺産の育成

1) 課題

①つたえる課題

- ・市内外の多様な人々を巻き込んだ取組へと発展させるような、多種多彩な手法による情報発信や興味を抱ける取組が必要です。
- ・育成団体構成員の年齢構成に隔たりがあり、多世代参画が促進されるような活動へと更新されていく必要があります。
- ・市民遺産や文化遺産に興味を持つ限られた市民から、多様な市民へ情報の共有が図られていく必要があります。
- ・行政提案型の市民遺産について、検討していく課題があります。



市民遺産子ども絵画コンテスト選考の様子

②ひろげる課題

- ・市民遺産の魅力を伝えるための事業をさらに進めていく必要があります。
- ・魅力ある事業を行うことで、市民遺産に関わる市民を増やす必要があります。



梅花の宴と「万葉集つくし歌壇」

③ささえる課題

- ・育成団体間をはじめ関係する団体間との情報共有・活動連携を促進し、広がりのある活動へとつなげていく必要があります。
- ・社会総がかりで市民遺産や文化遺産を未来へつないでいくために、市民遺産をはじめ多様な文化遺産が抱える課題を出し合え、できることを持ち寄り・支えあい・未来へつなぐ解決策を共に考える仕組みや体制づくりが必要です。



景観・市民遺産会議の様子

2) 方針

官民連携で未来に文化遺産を継承する取組みである太宰府市民遺産について、これまでの活動で生じてきた課題を克服し、新たな視点で更新し育成していきます。その主体は景観・市民遺産会議や各育成団体ですが、行政的に措置を講じる必要があるものは行政が行っていきます。上記の保存活用区域においては、域内で活動する市民遺産育成団体の活動環境を整えることも目指します。

具体的には、市民遺産の育成をすすめるとともに、官民連携による文化遺産・市民遺産の未来への継承を行う上で多様な取組を創出し更新していきます。

3) 措置

①つたえる措置								
措置	実施主体		実施期間					
	地域 コミ	行 政	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年目
●教育・学習コンテンツの制作								
1) 文化遺産に関するデジタル学習プログラムの制作・検討【基本的措置 2】		学校教育 文化財						
2) 文化遺産に関する子どもにもわかりやすい冊子類の制作【基本的措置 3】		学校教育 文化財						
●教育・学習の場づくり								
3) 歴史的景観や文化遺産をテーマにしたまち歩き講座の実施【基本的措置 6】	○	都市計画						
4) 未来に伝えたい環境や自然をテーマにしたイベントの開催【基本的措置 7】	○	環境						
●調査情報の管理・共有								
5) 景観・市民遺産会議などの関係団体と連携し情報の共有【基本的措置 12】	◎	文化財 都市計画						
●文化遺産継承に向けた取組の推進								
6) 移転先確保など、文化遺産の消失を回避する仕組みづくり【基本的措置 13】		文化財						
7) 文化遺産の文化財指定・登録等の検討【基本的措置 14】		文化財						

②ひろげる措置								
措置	実施主体		実施期間					
	地域 コミ	行 政	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年目
●広域的な情報の発信								
8) 太宰府地域の特性を活かした展示・シンポジウム等の企画開催【基本的措置 32】	○	文化財 文化学習						
9) 画像等の公開・閲覧を意識した公式サイトでのアーカイブの導入に向けた調査研究【基本的措置 36】		経営企画						
●おもてなし人材の育成								
10) 歴史文化を発信する市民団体・NPO 法人への支援【基本的措置 39】	○	文化財 文書情報						
●滞在型回遊ルート・施設・コンテンツの充実								
11) 文化遺産を活かした回遊ルートを設け、周遊イベントを開催【基本的措置 44】	◎	観光推進						
12) 多様な団体と情報共有し、史跡地等を活用した観光・産業プログラムの創出【基本的措置 49】	◎	産業振興 観光推進 文化財						

③ ささえる措置

措置	実施主体		実施期間					
	地域 コミ	行 政	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年目
● 保存・活用を支援する仕組みの充実								
13) 太宰府市民遺産活用推進計画や太宰府市歴史的風致維持向上計画などの推進【基本的措置 50】	◎	文化財 都市計画	■	■	■	■	■	■
14) クラウドファンディング（ふるさと納税）を活用した財源確保【基本的措置 51】	○	文化財 経営企画		■	■			
● 体制づくりの推進								
15) 文化財保存活用支援団体・歴史的風致維持向上支援法人の指定推進と支援【基本的措置 52】	◎	文化財 都市計画	■	■	■	■	■	■
16) 文化遺産の保存・活用を行う団体への支援【基本的措置 53】	◎	文化財	■	■	■	■	■	■

※学校教育：学校教育課、文化財：文化財課、都市計画：都市計画課、環境：環境課、文化学習：文化学習課、経営企画：経営企画課

文書情報：文書情報課、観光推進：観光推進課、産業振興：産業振興課

◎：地域コミュニティによる事業や取組を市が支援するもの ○：市による事業や取組に地域コミュニティの積極的な連携、協力を仰ぐもの

太宰府市民遺産の認定の仕組

市民遺産の認定に向けた手続き等は、「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」や「太宰府市景観・市民遺産会議会則」、「太宰府市景観・市民遺産会議に関する作業指針」に定められています。

本市は、これら条例等に基づき、市民遺産の認定手続きや認定後の登録を円滑に進めるとともに、市民遺産会議を支える事務局としての役割も担っています。

【市民遺産の認定に向けた手続き】

（１）市民遺産を育成する『景観・市民遺産育成団体』の認定

市民遺産は、市民遺産を守り伝えていきたい活動（育成活動）をおこなっている団体が「景観・市民遺産育成団体」として市長の認定を受けることで、同団体が市民遺産会議へ認定申請できるようになります。

認定申請にあたって、「景観・市民遺産育成団体認定申請書」の様式を用意しています。

なお、育成団体の登録は、突然活動が失われることを防ぐため、2人以上のグループである必要があります。お一人の場合は、景観・市民遺産会議事務局が相談に応じます。

（２）市民遺産の『提案書』の提出

市民遺産は、①太宰府の物語と、②その基礎となるモノやコト（文化遺産）、そして③「未来の太宰府へ伝えよう」とする活動（育成活動）の3つで構成されます。認定申請にあたって、これらを記載する「市民遺産提案書」を用意しています。

【市民遺産の登録】

「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」に基づき、市長は、市民遺産会議が認定した市民遺産について登録を行うことができるようになっています。また、登録された市民遺産を規則で定めるところにより、公表することができるようになっています。

市民遺産会議や育成団体の理解と協力を得て、活動内容の公表等に取り組みます。

(4)日本遺産の展開

1) 課題

①つたえる課題

- ・魅力をわかりやすく伝えるため、「西の都」や「東アジアとの交流」に関するストーリーの磨き上げが必要です。
- ・紙媒体に加えSNSやバーチャル画像を活用するなど、来訪者が「西の都」を感じられる環境を整えることが必要です。



日本遺産パンフレット

②ひろげる課題

- ・「西の都」を広く知ってもらうための、継続的な情報発信が必要です。
- ・国内外から多くの人びとが訪れる区域としてユニバーサルデザインを意識して、サイン・便益施設などを整える対策が必要です。
- ・日本遺産の魅力を丁寧に語るができるガイドの育成、支援が必要です。
- ・「西の都」をめぐる周遊コースの開発が必要です。



日本遺産観光モニターツアーの開催

③ささえる課題

- ・市内外に所在する日本遺産の構成文化財をつなぐ、仕組みが必要です。
- ・広域化に伴い、日本遺産に関係する自治体、各機関との積極的連携が必要です。



日本遺産「西の都」を空撮

2) 方針

時空を超えた大太宰府的観点で古代東アジア交流を伝えるストーリーを広く知ってもらうと同時に、日本遺産事業の目的である地域活性化を図るため、関係市町をはじめとする多様な組織と連携を図り、広がりのある取組にしていきます。また、上記3つの重点的措置を進める中でも、日本遺産に関する取組を官民連携で進めます。

具体的には、広域型となった日本遺産の魅力を高めるとともに、市域を超えて来訪者を回遊させることで地域活性化や関係人口の拡大を図るなど、事業を展開します。

3) 措置

①つたえる措置								
措置	実施主体		実施期間					
	地域コミ	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●教育・学習テーマのニーズの把握								
1) 教育・学習テーマのニーズ把握調査の実施【基本的措置 1】	○	文化財 学校教育						
●教育・学習コンテンツの制作								
2) 文化遺産に関する子どもにもわかりやすい冊子類の制作【基本的措置 3】		学校教育 文化財						

②ひろげる措置								
措置	実施主体		実施期間					
	地域コミ	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●広域的な情報の発信								
3) 日本遺産 HP・アプリの継続運用【基本的措置 33】		文化財						
●理解を深める多様な文化遺産の情報発信								
4) 解説場所に応じ、生物多様性に配慮した植生情報などを記載した文化遺産解説サインの整備・更新【基本的措置 37】		文化財 都市計画 観光推進 環境						
5) 文化財関連施設のガイダンス機能の改修・整備【基本的措置 38】		文化財 都市計画 観光推進 環境						
●おもてなし人材の育成								
6) 観光ガイドの設置・育成【基本的措置 40】	◎	観光推進 文化財						
●リピーターにつなげる発信								
7) 利用者の特性を把握し、効果的な PR に役立つシステムづくり【基本的措置 41】		観光推進 経営企画						
●地場みやげ産業振興								
8) 太宰府の文化遺産を活かしたオンラインツアーや体験型ツアーなどの次世代型観光産業の創出【基本的措置 43】	○	観光推進						
●文化遺産を結ぶ交通手段の周知								
9) 文化遺産を結ぶ交通手段の周知【基本的措置 47】		地域コミ						

③ささえる措置								
措置	実施主体		実施期間					
	地域コミ	行政	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●関係機関との連携体制の強化								
10) 関係機関とともに情報発信できる連携体制強化の検討【基本的措置 56】		経営企画						
11) 日本遺産「西の都」関係自治体との連携強化【基本的措置 58】		文化財 観光推進						

※文化財：文化財課、学校教育：学校教育課、都市計画：都市計画課、観光推進：観光推進課、環境：環境課、経営企画：経営企画課
◎：地域コミュニティによる事業や取組を市が支援するもの ○：市による事業や取組に地域コミュニティの積極的な連携、協力を仰ぐもの

第3章

[推進に向けて]

第1節 文化遺産の保存・活用に関する推進体制

本計画の推進にあたって、地域コミュニティが主体となって文化遺産を将来に伝えていく仕組み・体制、そして文化遺産の保存・活用を行政がリード（先導）する仕組み・体制等を整えていきます。

仕組み・体制づくりにあたっては、既存の太宰府市歴史的風致維持向上計画協議会等の組織との関係性を整理し、本計画の推進を進捗管理、評価する「（仮称）太宰府市文化財保存活用推進協議会」などの組織の設置を検討します。当該組織は、官民連携はもとより本市の歴史文化を国際的に情報発信していくために文化遺産調査ボランティア、太宰府市景観・市民遺産会議、太宰府市歴史的風致維持向上支援法人及び市内の大学等の市民の参画を図ります。

また、本市では、「太宰府市人材育成基本方針」に「太宰府」を愛し、「太宰府」の歴史と文化を学び広げる」職員像を掲げており、措置の推進にあたっては、この目標に沿うべく、庁内の情報共有、連携を強化していきます。

さらに、市内の大学をはじめとする教育研究機関、歴史・環境保全系の民間団体、さらには校区自治会での文化部活動などとの連携を図り、官民連携で文化遺産の保存・活用に関する取組を推進します。

なお、適正な推進を図るため、太宰府市文化財専門委員会や関係する協議会なども適宜、協議、報告していきます。

さらには、市域をまたぐ史跡や文化遺産は、関係自治体との連携・協力体制を強化します。

表 措置の推進にあたっての庁内連携

市関係部署	措置							
	教育・学習	調査・継承	歴史的景観・環境の保全	防災・防犯	情報発信	産業・観光振興	支援	リード（先導）
総務部 経営企画課		○			○	○	○	○
総務部 防災安全課			○	○				
総務部 地域コミュニティ課						○		
総務部 文書情報課（公文書館）		○			○			
市民生活部 環境課	○		○	○	○			
健康福祉部 元気づくり課						○		
都市整備部 都市計画課	○	○	○	○	○	○	○	○
都市整備部 建設課			○	○				
観光経済部 観光推進課					○	○		○
観光経済部 産業振興課			○	○		○		○
教育部 社会教育課								○
教育部 学校教育課	○							
教育部 文化学習課	○				○			
教育部 文化財課	○	○	○	○	○	○	○	○

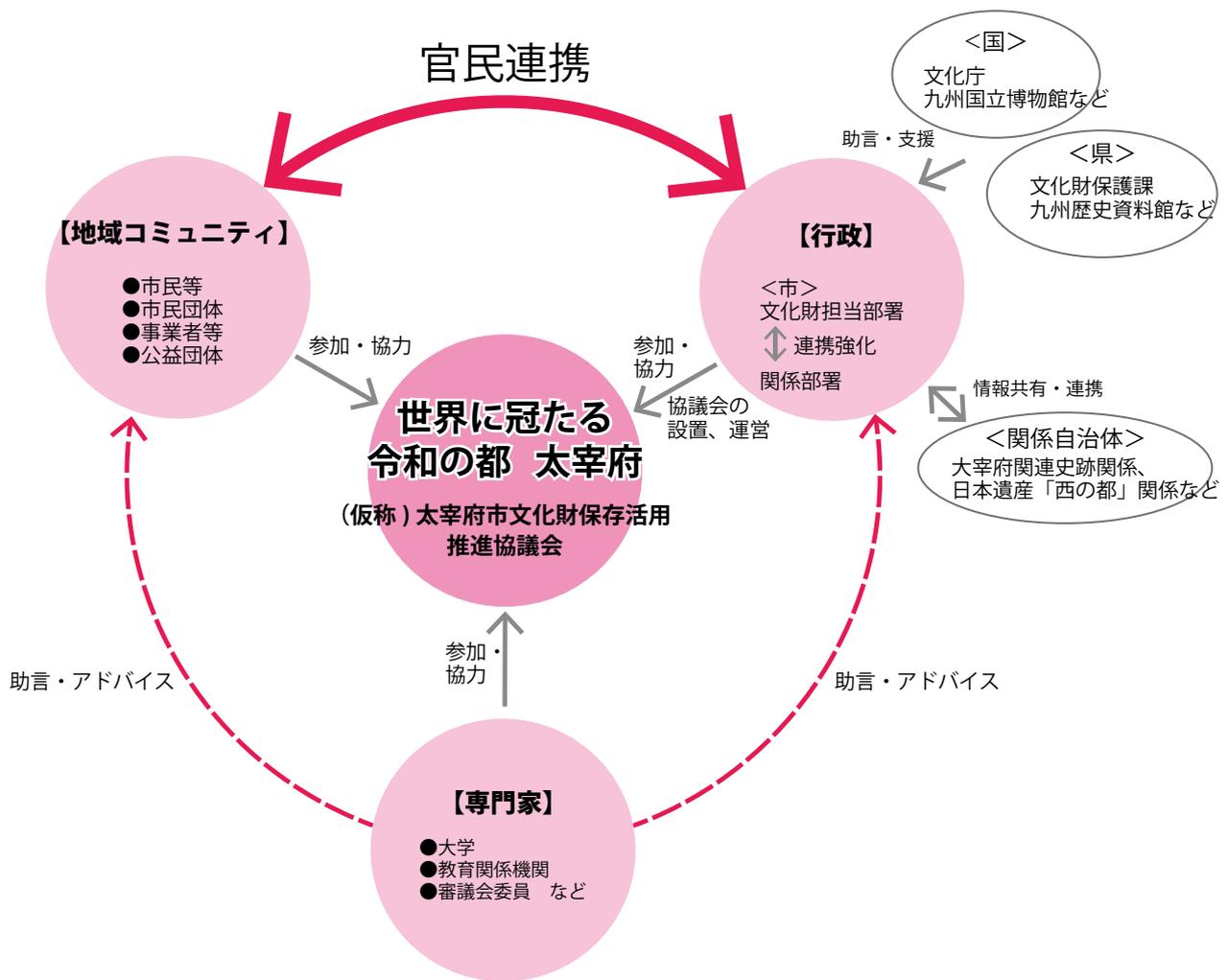


図 文化遺産の保存・活用の体制

地域コミュニティ	歴史文化・文化遺産を将来に伝える主体として、その保存・活用に関わる諸活動に参加し、協力します。
行政	文化財保護を推進する市の文化財担当部署を中心に、関係部署が連携して文化遺産の保存・活用に寄与する仕組み・体制を整え、リード（先導）する役割を担います。 市域外に広がる本市ゆかりの文化遺産についても、関係自治体と情報共有・事業連携を進めます。
専門家	文化財、教育、景観まちづくり、産業振興、観光推進、その他の分野から、地域コミュニティや行政それぞれの取組、そして官民連携の取組に対して助言・アドバイスを行う役割を担い、また事業や企画に参加・協力します。

表 文化遺産の保存・活用に関わる主な仕組み・体制等

地域コミュニティ	市民等	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の所有者 ・太宰府天満宮（主に太宰府天満宮・竈門神社などに関わる資料の収蔵） ・観世音寺（観世音寺に関わる資料の収蔵） ・竹の曲保存会 ●住民（校区自治会での文化部活動に参加する住民等） ●太宰府市にゆかりある人々 など
	市民団体（歴史・環境保全系）	<ul style="list-style-type: none"> ●史跡環境保全ボランティア団体 ・ゆずるはの会 水城の会 月山の会 ●史跡解説ボランティア団体 ・史跡解説員 くすのき会 ・NPO 法人 歩かenne太宰府 ●歴史的風致維持向上支援法人 ・NPO 法人 都市・建築遺産保存支援機構理事 ・NPO 法人 古都大宰府の風を育む会 ・一般社団法人 まほろば自然学校 ●その他 ・景観・市民遺産育成団体 ・文化遺産調査ボランティア ・文化遺産サポーター など
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等 ・太宰府市商工会 ・太宰府市観光協会 など
	公益団体	<ul style="list-style-type: none"> ●公益財団法人 ・（公財） 古都大宰府保存協会 ・（公財） 太宰府市文化スポーツ振興財団 ・（公財） 太宰府顕彰会 ●協議会等 ・太宰府市景観・市民遺産会議 ・太宰府市日本遺産活性化協議会 ・「西の都」日本遺産活性化協議会 ・古代日本「西の都」文化観光推進協議会 ●市内所在の大学 など
行政	市	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財担当部署 ・文化財課、令和4（2022）年4月末時点：文化財専門職員9名 ●関係部署 ・経営企画課、防災安全課、地域コミュニティ課、文書情報課（公文書館）、環境課、元気づくり課、都市計画課、建設課、観光推進課、産業振興課、社会教育課、学校教育課、文化学習課 など
専門家		<ul style="list-style-type: none"> ●大学、教育研究機関 ●文化財事業に関係する委員会 ・文化財専門委員会 ・史跡対策委員会 ・公文書館委員会 ・各史跡の史跡整備委員会（県・周辺自治体とも連携）

表 関係機関等

国	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁 ●九州国立博物館 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財保護課、文化振興課 ●九州歴史資料館 	
関係自治体	特別史跡水城跡関係	大野城市、福岡県
	特別史跡大野城跡関係	大野城市、宇美町、福岡県
	史跡宝満山関係	筑紫野市、福岡県、竈門神社
	日本遺産「西の都」関係	那珂川市、春日市、大野城市、筑紫野市、宇美町、佐賀県基山町、福岡県

第2節 文化遺産の保存・活用の進捗管理

1. 計画の進捗管理

持続可能な文化遺産の保存・活用の推進のために、本計画の運用にあたっては、PDCA サイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善））により、定期的に進捗を管理します。

（仮）太宰府市文化財保存活用推進協議会を適宜開催し、措置の進捗状況や課題等を協議します。これを踏まえ、必要に応じて計画の修正、更新を行い、実行に移すことで効果的な文化遺産の保存・活用の推進を図ります。

2. 評価指標

本計画に位置づけた措置の効果を客観的に評価し、次のステップの措置につなげていくため、以下の評価指標を設定します。上位計画である総合戦略との整合を図り、基準値は平成 30（2018）年、目標値は令和 6（2024）年とします。

令和 6（2024）年度以降は、総合戦略その他関連計画等の改訂等に伴う目標値設定に基づいて、変更します。

（1）つたえる措置の評価

評価項目	基準値 (H30)	目標値 (R6)	測定方法
市内の文化遺産を誇りに思う市民の割合	92.7%	現状維持	市民意識調査
歴史的景観が美しいと感じる市民の割合	90.2%	現状維持	市民意識調査
文化財指定件数	31	34	実数値
史跡地公有化率	68.0%	71.0%	実数値
歴史的風致形成建造物指定数	16	23	実数値

（2）ひろげる措置の評価

評価項目	基準値 (H30)	目標値 (R6)	測定方法
観光客滞在時間	157 分	200 分	総合戦略
体験プログラム参加者数	3,095	3,300	総合戦略

（3）ささえる措置の評価

評価項目	基準値 (H30)	目標値 (R6)	測定方法
文化財保存活用支援団体指定数	—	3	独自調査
文化遺産に関する包括協定締結自治体数	—	6	独自調査
景観・市民遺産育成団体数	17	19	実数値
認定・登録市民遺産数	14	17	実数値
ふるさと納税返礼品数（太宰府の歴史文化関連）	93 (R3 時点)	140	総合戦略

第3節 登録文化財の提案

文化遺産の保存・活用を促進するために、国の登録文化財とすべき物件を提案することができます。

登録文化財制度により、滅失・散逸などの危機にある指定されていない文化遺産に対し、速やかな保護措置を講じるとともに、指定文化財に比べて緩やかな保護を図り、所有者等の創意による様々な活用を促進しながら次世代へ継承していくことが期待できます。

今後、登録文化財制度によって、指定されていない文化遺産の保存・活用を図るため、登録候補となる文化遺産の調査を推進し、太宰府市文化財専門委員会と（仮）太宰府市文化財保存活用推進協議会に意見を諮りながら、文化財登録原簿登載への提案を行っていきます。

登録文化財について

国における文化財保護の制度として、有形文化財、無形文化財など共通して、強い規制と手厚い保護措置を特長とする指定制度と、幅広く緩やかな保護措置を特長とする登録制度があります。

登録制度は建造物の外観が大きく代わる場合や移築の場合などに現状変更の届出が必要ですが、登録することで規制に強く縛られるものではありません。そのため、積極的に活用しながら、文化財を守っていくことが期待できます。

登録制度はこれまで、有形の文化財が中心で、無形文化財と無形の民俗文化財の登録制度はありませんでしたが、少子高齢化や過疎化の進展による担い手不足等の問題が深刻であることなどを受けて、令和3（2021）年6月に文化財保護法の改正が成立し、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設が定められました。

同時に、地方登録制度も法律に位置づけられるとともに、地方登録された文化財の国の登録文化財への提案制度が創設されることとなりました。

	文化財の種類	指定 強い規制と手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな保護措置
国	有形文化財 建造物、 美術工芸品 等	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗 技術 等	○	新設
地方	[文化財の種類は任意]	○	新設

出典：説明資料「文化財保護法等の一部改正について」
（令和3（2021）年7月、文化庁）

資料

資料1 太宰府市民遺産

■認定および市の登録を受けた市民遺産【認定・登録順に記載】

① 太宰府の木うそ（育成団体：太宰府木うそ保存会）

物語 太宰府の木うそは、400年近い歴史を持ち、万治年間(1658～1661)製作と伝承される絵図が「天満宮御一代記・絵本菅原実記」で確認され、木うそを使った太宰府天満宮の鷺替神事は、貝原益軒が貞享二(1685)年「太宰府天満宮故実」の中で「正月七日の夜はまづ酉刻ばかりに、うそがへと云事あり」と紹介しています。鷺替神事は、戦前までは太宰府天満宮の行事の中でもっとも賑わう行事とされ、正月七日の極寒期に、金のうそが当たる木うそが暗闇で交換される行事のため、もみ合いながら木うそを奪い合う大勢の参加者の上に、湯気が立つほどの熱気だったと言われており、現在も引き継がれています。今では、太宰府の木うそは太宰府天満宮をはじめ参道の店舗で販売され、梅園の看板商品であるうそ餅も太宰府の風景には欠かせない存在として親しまれています。

木うそのモデルとなった鷺(うそ)、は「フィーフィー」と鳴く声が人の口笛に似ており、口笛のことを古語では嘯(うそぶ)くと言うことから鷺の名前の由来となり、太宰府天満宮の御祭神である菅原道真を蜂から救った鳥として登場し、身に降りかかる災いを除いてくれるありがたい鳥、天神さまのお使い鳥とも言われています。

この鷺を木で形作ったものが木うそです。木うその原木を太宰府では「ハウノキ」と呼び、方角の悪い家の角に植えたり、四隅に置くと災いを除く力があるとされ、原木自体に魔よけの意味が込められています。実際には太宰府天満宮周辺で自生するハウノキやヤナギ、ハゼ、コシアブラなどで作られてきました。現在ではコシアブラを使用して製作しています。

現在の太宰府の木うそは、逆三角形の目や赤く丸い胸、繊細にカーブした羽が特徴です。このデザインが確立されたのは約60年前、昭和33(1958)年のブリュッセル万国博覧会へ高田家が出品した形がはじまりです。昭和50(1975)年頃まで製作していた占部家の木うそは、細長いフォルムに赤と黒のシンプルな彩色に丸目が特徴で、江戸時代以降の系譜を継承していました。太宰府の木うそは伝統を下敷きにしながらか江戸時代以来独自の変遷をたどり、その型式は時代ごとに周辺の地域にある天満宮(東京・亀戸天神や大阪・道明寺天満宮など)に影響をあたえ続け、全国の「鷺替神事」や「木うそ」文化の中心的な役割を担って来ました。



太宰府の木うそ



太宰府木うそ保存会による中学生むけ講座の様子

【構成する主な文化遺産】

名称	名称	名称
木うそ【物と技術】	原木育成地	鷺替神事
個人所蔵の木うそ	天満宮一代記絵本菅原実記	太宰府天満宮故実
銅鷺像	わずれくさ	筑前太宰府鷺換追儺之図
巨泉玩具帖・玩具帖	木うそ古写真	うそ餅とマメ鷺

② 八朔の千燈明（育成団体：五條風の会）

物語 五条区には、古くから語り継がれ、行われている伝統的な行事が幾つかあり、その中でも八朔の千燈明は、五条区ならではおまつりとして、以下のような物語が伝えられています。

江戸時代後期に太宰府に疫病が流行しました。その際、五条の人々で太宰府天満宮に祈願を立てたところ病人が出なくなりました。この時の祈願成就と疫病除けの祈願を、八朔（旧暦の8月1日）の夜に千燈明として奉納し、今に続いています。

昔は心字池の一带に縄を張り、ろうソクを灯していたため青年団は竹切り等、準備に忙しかったようですが、現在は反り橋から楼門までの道の両側にろうソクを立て、火を灯しています。

行程 現在9月1日に催行され、以下の行程で進められます。

- ①五条公民館に集合
- ②さいふまいの道（旧街道）を通過って太宰府天満宮へ行く。
- ③太宰府天満宮到着後、神職によるお祓いを受ける。
- ④その後、「八朔の千燈明」の物語を自治会長が子どもたちに語り、御灯明で一斉に点火し千燈明の行事を行っている。かつては、火が灯っている間、区長はお百度参りをしていた。
- ⑤終了後、もと来た道を帰る。



毎年9月1日に行われる八朔の千燈明



行事の様子

【構成する主な文化遺産】

名称	名称	名称
八朔の千燈明（行為）	千燈明の場	往復の道（旧街道）

③ かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」（育成団体：四王寺山勉強会）

物語 太宰府町道は、本市の北にある四王寺山にあり、山中の四王寺村と麓の太宰府町を結ぶ道です。この道は、明治 33 (1900) 年ならびに大正 15 (1926) 年の地図や報告書に描かれており、「太宰府町道」との表記も見られ、昭和 40 (1965) 年代に現在の四王寺林道（四王寺林道開通記念碑）が完成するまでの幹線道路として、経済的にも文化的にも太宰府と四王寺村を深く結びつけていました。昭和 60 (1985b) 年代まで、四王寺村の子ども達が、太宰府小学校まで通っていた道です。現在、四王寺村にお住まいの人たちの話をうかがうと、行き帰りや、道端の光景（焼米ヶ原、毘沙門天王の鳥居、高橋紹運公辞世句



太宰府町道

碑、大野城跡太宰府口城門等) など、往時の子どもたちの足跡や姿が蘇ってきます。この険しい山道を、夏の暑い日も冬の寒い雪降る日も、毎日通い続けた小さい子らの 元気な登下校風景を思い浮かべるにつれ、それらを後世に守り伝えていきたいと提案されました。

「崇福寺横の登山口から旧道を通って上がる途中、男女の小学生数人が旧道を下って来るのに 出会ったが、これらはこの部落の児童達で、太宰府小学校に通っており、毎日四軒の山坂を上下 しているので、とても健康そうな子ども達であった。」(上村高直著 昭和 47 (1972) 年『太宰府いま、むかし』)



地元の小学校と連携した遠足

とても健康そうな子ども達であった。」(上村高直著 昭和 47 (1972) 年『太宰府いま、むかし』)

【構成する主な文化遺産】

名 称	名 称	名 称
太宰府町道	大日本帝国陸地測量部 作成図明治 33 (1900) 年作成	福岡県史跡名勝天然記念物調査報告書付 図
『太宰府 いま、むかし』	四王寺村	太宰府口城門跡
毘沙門天王の鳥居	高橋紹運公辞世句碑	焼米ヶ原の土塁
四王寺林道開通記念碑		

④ 芸術家 富永朝堂 (育成団体：特定非営利活動法人 歩かんね太宰府)

物語 昭和という激動の時代を太宰府で生き、芸術を志し、この地をこよなく愛した一人の男がいました。名を富永朝堂といます。朝堂は、己のみならず芸術を志す者を支え、福岡における美術界の礎となり、筑前美術協会 (昭和 8 (1933) 年) をはじめ福岡県美術協会 (昭和 15 (1940) 年)、筑紫美術協会 (昭和 44 (1969) 年) の設立にも尽力します。また観世音寺では復興奉賛会を石田 (観世音寺住職)、河内 (元福岡市長)、竹岡 (九大教授)、田中 (建築会社社長)、朝堂の 5 人で立ち上げ、金堂などを復興します。さらに観世音寺宝蔵の建設へと運動を発展させるなど、太宰府の宝をこよなく愛し、未来の太宰府へつなぐ努力を惜しみませんでした。

富永朝堂の作品は、市内で見ることができます。学業院中学校創設に寄与された「宮村翁勤労の姿像」や宮村学園を偲ぶ「宮村講堂」の板額をはじめ、水城小学校の「校歌板彫り」など学校に作品を残しています。また太宰府天満宮の延寿王院前の「御神牛」や太宰府天満宮 1075 年大祭記念事業として「五歳の菅公像」など太宰府天満宮に関わる作品も残しています。復興に力を注いだ観世音寺には、聖観世音菩薩像の厨子設計を、さらに監修した太宰府市役所の「西都大宰府」は、市役所ロビーをひと際素晴らしい空間にしています。朝堂の作品は、私的な範囲を大きく飛び越え、教育の場、信仰の場、そして公共の場へと広がっています。



富永朝堂氏



アトリエでの伝える活動の様子

朝堂は、高村光雲（高村光太郎の父）、山崎朝雲と続いた日本木彫界の本道を受け継ぎ、日本における日本刀で表現される切れの鋭さと木の文化を今に伝え、いわば日本木彫界を代表する芸術家であったといえます。

【構成する主な文化遺産】

名 称	名 称	名 称
宮村翁勤労の姿像	宮村講堂板額	校歌板彫
五歳の菅公像	御神牛	観世音寺聖観世音菩薩像の厨子設計
西都大宰府レリーフ	アトリエの原型	吐月叢
雪山の女	女神像	

⑤ 万葉集つくし歌壇（育成団体：大宰府万葉会）

物語 「万葉集」は、日本で最も古い歌集である。日本に文字が定着していない頃、漢字を組み合わせた万葉仮名で書かれた文字文化の原点と云われ、天皇から一般民衆に至る多様な階層の人々の歌約4,500首が収められています。その中に大宰府を舞台としたおよそ200首あまりが記されており、その最初に、「遠の朝廷」大宰府の帥として着任後に最愛の妻を亡くした大伴旅人が詠み、この歌に感銘を受け旅人の悲しみの心になりかわり山上憶良が日本挽歌を詠んだのです。



万葉歌と四王寺山の原風景

この時をはじめりとして大宰帥大伴旅人を中心とするつくし歌壇が花開きます。新元号「令和」の典拠となった天平2（730）年正月13日大宰帥大伴旅人邸にて催行された「梅花の歌会」は、万葉集の中で最も華やかな情景を醸し出しています。この時の歌を朗唱しつつ政庁跡北西の梅林を見るとき、「梅花の宴」の風景がよみがえります。さらに、天平2（730）年十二月大宰帥大伴旅人が、大納言に兼任し京に帰る時、筑紫娘子と和している時の歌は、見送る人々の中に、日頃宴席に列し花を添えてくれた娘子（児島）が涙を拭って歌を贈りました。それに和へて妻を亡くした旅人は、帰路の馬を止め、水城大堤辺りで、思い出多き政庁を振り返つつ、独り都へ帰る我が身を思い、歌を返しています。この時歌われた場が大宰府の水城であり、政庁を振り返ることを考えると西門辺りの情景が思い浮かびます。



歌碑めぐりによる伝える活動の様子

歌に読み込まれた場が、時を越えて感じることができるといえます。まさに万葉集に詠われた「遠の朝廷」が市民の心に生きてくる場所なのです。万葉集つくし歌壇の歌を伝えることを通して、万葉集に記された情景と、それを感じることができる今の太宰府の素晴らしさも併せて伝えていきます。

【構成する主な文化遺産】

名 称	名 称	名 称
『万葉集』	梅花咲く大宰府政庁跡	霧立つ大野城（四王寺山）
別れと出会いの水城		
【歌碑】	世の中は空しきものと知る時しいよよますます悲しかりけり 卷五 七九三	
【歌碑】	大野山霧立ち渡るわが嘆く息嘯の風に霧立ちわたる 卷五 七九九	
【歌碑】	正月立ち春の来たらば斯く市こそ梅を招きつつ楽しき終へめ 大貳紀卿 卷五 八一五	
【歌碑】	わが園に梅の花散るひさかたの天より雪の 流れくるかも 主人 卷五 八二二	
【歌碑】	梅の花散らくは何処しかすがにこの城の山に雪は降りつつ 大監伴氏百代 卷五 八二三	
【歌碑】	大夫と思へるわれや水茎の水城の上に涙拭くはむ 大納言大伴旅人 卷六 九六八	
【歌碑】	ここにありて筑紫や何処白雲のたなびく山の方にしあるらし 大伴旅人 卷四 五七四	
【歌碑】	よろづよにとしはきふともうめのはなたゆることなくさきわたるへし 筑前介佐氏子首 卷五 八三〇	
【歌碑】	今もかも大城の山にほととぎす鳴きとよむらむ われなけれども 大伴坂上郎女 卷八 一四七四	
【歌碑】	妹が見し棟の花は散りぬべし わが泣く涙はまだ干なくに 山上憶良 卷五 七九八	
【歌碑】	春さればまつ咲く宿の梅の花獨見つつやはるの日暮さむ 山上憶良 卷五 八一八	
【歌碑】	しらぬひの筑紫の綿は身につけていまだは著ねど暖かに見ゆ 沙弥満誓 卷三 三三六	
【歌碑】	瓜食めば子ども思ほゆ粟食めばまして偲はゆ いづくより来たりしものそまなかひにもとなかかりて安眠しなさぬ 山上憶良 卷五 八〇二	
【歌碑】	銀も金も玉も何せむにまされる宝子にしかめやも 山上憶良 卷五 八〇三	
【歌碑】	やすみししわご大君の食国は 倭も此処も同じと思ふ 大伴旅人 卷六 九五 六	
【歌碑】	あをによし寧楽の京師は咲く花の薫ふがごとく 今さかりなり 小野老 卷三 三二八	
【歌碑】	わが岡にさ男鹿来鳴く初萩の花嬌問ひに来鳴くさ男鹿 大伴旅人 卷八 一五四一	
【歌碑】	凡ならばかもかもせむを恐みと振りたき袖を忍びてあるかも 娘子児島 卷六 九六五	
【歌碑】	いらしろくしぐれの雨は降らなくに大城山は色づきにけり 未詳 卷十 二一九七	
【歌碑】	妹が見し棟の花は散りぬべし 吾が泣く涙はまだ乾なくに 山上憶良 卷五 七九八	
【歌碑】	筑紫なるにほふ子ゆゑに陸奥の香取娘子の 結びし紐とく 未詳 卷一四 三四二七	
【歌碑】	湯原に鳴く芦鶴は吾がごとく妹に恋ふれや 時わかず鳴く 大伴旅人 卷六 九六一	
【歌碑】	橘の花散る里のほととぎす 片恋しつつ鳴く日しぞ多き 大伴旅人 卷八 一四七三	
【歌碑】	古の七の賢しき人たちも欲りせしものは酒にしあるらし 大伴旅人 卷三 三四〇	
【歌碑】	玉くしげ葦城の川を今日みては萬代までに忘らえめやも 未詳 卷八 一五三一	
【歌碑】	梅の花散らくは何処しかすがにこの城の山に雪は降りつつ 大監伴氏百代 卷五 八二三	
【歌碑】	春の野に霧立ちわたり降る雪と人の見るまで梅の花散る 筑前目田氏真上 卷五 八三九	

⑦ 隈麿公の墓（育成団体：榎文化保存会）

物語 これは、菅原道真公の息子・隈麿公のお墓と、その墓を見守ってきた榎の住民の物語です。

延喜元（901）年、菅原道真公は謀略によって都から大宰府へ赴任することになります。この時道真公は、まだ幼かった紅姫と隈麿公の二人の子を連れて下ってきたと伝えられています。十分な食事もままならない苦しい生活の末、隈麿公は大宰府に移った翌年の秋、病のために亡くなってしまいます。道真公は息子を失った悲しみを、漢詩「秋夜」の中に詠っています。

その隈麿公の墓（奥都城）と伝えられるものが、現在榎区の納骨堂の敷地内の一角にあります。昔から、墓の傍らには六弁の花をつける梅の木が植えられていました。また、墓に供えられた榊が枯れると誰かが新しい榊を供え、永い間、榎の住人たちによって世話が続けられてきたのです。

菊武賢太郎さん・トリさん 菊武賢太郎さんは、隈麿公の墓の隣地に住まわれているご縁から、隈麿公の墓の世話をするようになりました。昭和 60（1985）年には、賢太郎さんが墓のまわりの玉垣を造り変え、それに合わせて太宰府天満宮によって覆い屋が建てられます。この時、太宰府天満宮からは賢太郎さんに感謝状が贈られました。

平成 3（1991）年に賢太郎さんが亡くなってからは、妻のトリさんが隈麿公の墓の世話を続けてきています。毎日欠かさずことなく墓の周囲を掃除し、榊が萎びてくれば庭の榊を取って新しく供えています。庭の榊の木は賢太郎さんが隈麿公の墓に供える榊を得るために植えたもので、今ではその榊の木は3mを超える大きさになっています。また、掃除に使う大きな熊手は、毎年2本、太宰府天満宮から提供されています。

平成 24（2012）年、93 歳になるトリさんは、先々のことを心配して、隈麿公の墓を区で守っていけないかと相談をもちかけてこれ、区の役員らを中心に構成する榎文化保存会を立ち上げ、隈麿公の墓を守っていくこととなったのです。



隈麿公の墓と六弁の梅



夏の神事の様子

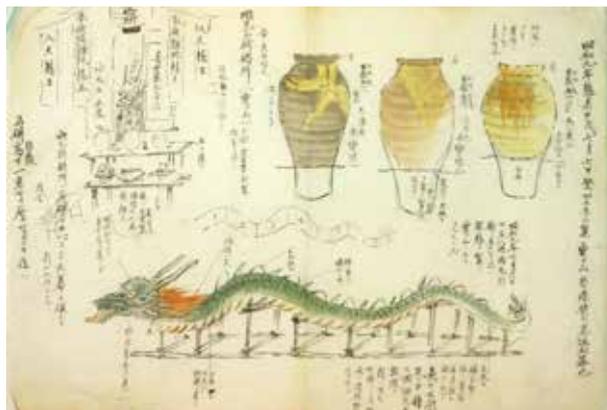
【構成する主な文化遺産】

名 称	名 称	名 称
隈麿公のお墓	隈麿公のお墓の覆屋	六弁の梅
榎区納骨堂敷地 (隈麿公のお墓の所在地)	漢詩「秋夜」の碑	榎スポット公園
太宰府天満宮からの感謝状	太宰府天満宮からもらった大きな熊手	賢太郎さんが植えた榊
榎社	かつての六弁の梅と隈麿公のお墓の写真	

⑧ 太宰府の絵師 萱島家（育成団体：絵師 萱島家保存会）

物語 萱島家は太宰府で幕末より四代にわたって続いていた絵師の家です。もとは竹ノ曲（現在の太宰府小学校入口付近）で染物紺屋を営んでいました。

絵師初代となる萱島鶴栖^{かくせい}は文政10（1827）年に秋月藩剣術指南役の家に生まれ、二度の養子縁組で萱島家の養子となりました。幼少より書画に親しみ、15歳の時に溝尻に居住していた絵師齋藤秋圃^{さいとうしゅうほ}に師事し、19歳で京都に修行に出ました。戻ってからは「その絵を請う者少なからず」とあり地域での絵師の地位を確立します。幕末の五卿西遷に際してはしばしばのお召しがあり、書画の合作などを残しており「五卿滞在記」や中岡慎太郎の日記にその名を見ることができます。また、五卿の太宰府滞りに伴う各藩の宿と警護の状況を記した「投宿図」も描いています。



龍上げ・水瓶・祭壇図（萱島家資料）



四季農耕図（萱島家資料）

太宰府の絵師萱島家の画風は四條派の影響が強い伝統的南画と言えます。明治以降の日本画が変化していく中で、太宰府で伝統的スタイルを保持できたのは、親子による繋がりや太宰府という場所に伝統を継承する要素があったからだと考えられます。また、萱島家は町絵師として、時には龍上げなどの行事の記録をするなど地域の記憶をつなぐ活動も行い、江戸時代終わりから現代まで太宰府の伝統文化を伝えてきたことがわかります。

初代鶴栖から四代秀溪の書画は、萱島家所蔵のほか太宰府を中心に、個人をはじめ神社への奉納絵馬や寺社の襖絵、学校の講堂など各所に見ることができ、画稿は数千点が萱島家で保管されています。

【構成する主な文化遺産】

名称	名称	名称
四王山荘（しおうさんそう）	瑞秀山房（ずいしゅうざんぼう）	萱島家にある書画・画稿
萱島家文書	萱島家	

⑨ 苜萱の関跡とかるかや物語（育成団体：かるかや物語を伝える会）

物語 太宰府市坂本の関屋の交差点あたりには、中世に苜萱の関という関所があったと伝えられ、「関屋」の地名の由来となっています。文明12（1480）年にここを通った連歌師・宗祇は、「かるかやの関にかかる程に関守立ち出でてわが行くすえをあやしげに見るもおそろし」（『筑紫道記』）と書き残しています。また、室町時代に苜萱の関で通行料を徴収したことを示す文書もあります。

江戸時代になると幕府による西国大名の監視と九州の直轄領支配のために日田代官が設置され、博多を結ぶ日田街道と天満宮への参道との分岐点となって太宰府天満宮の昔の一の鳥居や「是よりひかさいふ参詣の道しるべ」の道標（元禄4（1691）年）が建つなど、この場所が博多方面からのさいふ参りで賑わったことを物語っています。江戸時代に描かれた「筑前旧跡十二景」などの絵図にも「苜萱関跡」として記載され、また、明治期から戦前の観光地図や絵葉書でも紹介されており、太宰府の観光名所であった事がうかがえます。

伝説 この「苺萱の関」には、「苺萱道心と石童（堂）丸親子の悲話」の伝説が残されています。

苺萱の関の関守であった加藤左衛門尉繁氏は、花見の宴で桜の花が散ったことに無常を感じ、子を宿した妻と娘を残し高野山に出家し、苺萱道心と名乗って修行に励みます。繁氏の出家後に生まれた息子・石童丸は、父恋しさに母とともに父を捜す旅に出ます。高野山に苺萱道心と名乗る僧が居ること伝え聞き、高野山を訪ねますが、女人禁制のため母は入れず、石童丸のみが山に登っていくと立派な僧に運命的な出会いをします。僧に苺萱道心のことを尋ねると、その人は亡くなったと告げられ、この僧こそが実は父なのですが、仏門に励む道心は、自分が父親である事を名乗ることが出来なかったのです。石童丸がやむなく麓の宿に戻ると、母は長旅の疲れで急死していました。さらに、石童丸が筑紫に帰ると、姉の千代鶴もまたすでに亡くなっていたのです。



苺萱の関跡の碑



紙芝居による物語伝承

石童丸は再び高野山に上って先の立派な僧を訪ね入門し、道念と名乗り修行に励みます。月日がたち、苺萱道心は長野の善光寺に行って更に修行し、生涯親子と名乗ることなくこの世を去ったのでした。

各地に広がる物語 この話は、古くは中世に高野聖によって全国に流布され、江戸時代には説経節、浄瑠璃、歌舞伎、文楽、能など様々な芸能で取り上げられ伝えられています。福岡一帯でも歌や語りで伝えられている話で、太宰府においては、昭和12(1937)年に発刊された水城尋常高等小学校の『郷土読本』に掲載され、子どもたちに教えられていました。苺萱の関跡の場所は、はっきりとわかっておらず、かつては畑の中に石童丸の姉・千代鶴の墓と伝えられる塚がありました。やがてその塚の場所に「苺萱の関跡」の看板が建てられ、今は場所を旧道沿いに移して石碑が建てられています。坂本のえびす堂のあたりが苺萱の関だったという話もあります。

国分の宝満隠しの西側にある稲子地藏には、様々ないわれがありますが、繁氏の身代わりとなって命を落とした侍女・稲子を祀ったものという伝えもあります。

福岡市には繁氏（幼名：石堂丸）の出生に関わる話が伝えられる石堂地藏があります。この他にも、苺萱道心と石童丸にゆかりのものは全国各地にあり、高野山には二人が修行に励んだとされる苺萱堂、麓の橋本市学文路には亡くなった石童丸の母・千里を弔ったとされる学文路苺萱堂、長野には苺萱道心が葬られた苺萱塚が童謡「夕焼け小焼け」の鐘で有名な往生寺に、絵解きの寺として知られる長野の西光寺には二人が作ったとされる親子地藏が伝わります。苺萱道心と石童丸の物語は、このように全国的に知られており、各地で伝承活動が行われています。太宰府市においても県外から苺萱の関跡を訪ねて来る人もおられます。

【構成する主な文化遺産】

名称	名称	名称
苺萱の関跡の石碑	苺萱道心と石童丸の物語	昭和初期の絵葉書
稲子地藏	石堂地藏尊（福岡県福岡市）	高野山苺萱堂（和歌山県高野町）
学文路苺萱堂（和歌山県橋本市）	安楽山刈萱堂往生寺（長野県長野市）	苺萱山寂照院西光寺（長野県長野市）

⑩ 太宰府の梅上げ行事（育成団体：太宰府梅ばやし隊）

物語 「梅上げ」とは、初老を迎える男性、還暦を迎える男女が、それぞれ厄払いとして太宰府天満宮に梅の木を献ずる太宰府特有の行事です。中央公民館を出発点「どんかん道」「さいふまいるの道」を通って五条、新町、大町、小鳥居小路、錦町、馬場参道を梅の木を牛がひく荷車に飾り付け、三味線・鉦、お囃子隊を先頭に歩いていきます。両の手に持つしゃもじを打ちながら紅白の小餅を道行く人やお接待の人たちに配ったり、投げ入れたりしながら練り歩き、天満宮の境内の一角に牛にひかせた梅の木を植樹します。これを還暦の梅上げ（3月第一土曜日）、初老の梅上げ（3月第三日曜日）といいます。太宰府天満宮に梅の木を奉納するところから献梅行事ともいいます。太宰府の伝統行事となった梅上げ（献梅行事）は、毎年、初老、還暦を迎える人たちが発起人となり1・2年、または、数年前から実行委員会などを作って準備し、行事を行っています。この日のために、東京、大阪等遠方から帰省するなど、梅上げに参加するのを楽しみにしている人も少なくありません。この梅上げは、太宰府の人たちによって代々引き継がれている行事なのです。



参道を上る初老の梅上げ行列



還暦梅上げにおける献梅

この「梅上げ」は、明治35(1902)年に行われた太宰府天満宮菅原道真公御神忌一千年大祭に遡ると言われています。その所以は、一つには、菅公一千年大祭の4月1日に博多の高砂連600名が太宰府の街中を練り歩いて天満宮に奉納したということがきっかけになりました。続けて、一千年大祭の4月13日には、福岡博多の福博都保美会が太宰府天満宮に博多どんたく、松囃子の傘鉦を先頭に、114人もものいずれも資産家の10歳から20歳未満の娘たち列を整えて、五条口から五条通り、新町通り、大町通り、馬場参道を練り歩いて天満宮に参拝し賑やかに町を練り歩く様が太宰府の人たちの心に強く印象づけられたのです。2つ目に、梅の木いっぱいの天満宮にしようとする運動が醸成されます。明治35(1902)年の一千年祭事業として、東神苑一带と北神苑を整備して境内拡張事業が梅の木の植樹を中心として行われていった流れの中で梅の木が植えられ始めたのです。この中で、太宰府の人、特に、氏子を中心とした太宰府の町うちの人たちが初老、還暦の祝い行事をいっそのこと六町いっしょに、いや、太宰府小学校同窓生いっしょになって天満宮に梅の木を奉納しようという「梅上げ」の献梅行事としてやり始めていったのではないかと考えられています。それも道中、一千年祭の高砂連などのように三味線太鼓を打ちならしながら、厄払いの紅白の餅をまきながら町中を練り歩いて天満宮に梅の木を奉納するという姿に整えられていったのではないかと考えられます。

【構成する主な文化遺産】

名称	名称	名称
梅上げ行事	梅上げ写真資料	お囃子隊
梅引き台車と牛		

⑪ 高雄の自然と歴史（育成団体：高尾山の自然と歴史を語り継ごう会）

物語 高雄は太宰府市の東南に位置し、地形的には標高 151 m の高尾山に連なる丘陵地帯で、中央部には高尾山を源流とする高尾川が流れ、自然豊かなところです。温水溜池、今王溜池、吉ヶ浦溜池等の農業用溜池が点在し、田畑を潤しています。現在のように団地化したのは 40 年前頃からです。

現在、高雄地区は開発が進み市街地となりつつありますが、四王寺山（岩屋城跡）から見ると、高尾山一帯はスギやヒノキ、シイ・カシ・モウソウチクなどの木立が茂り、緑に囲まれた一画が一望にみえ、豊かな自然が残されていることがよく分かります。さらに、山中にはテンやタヌキ、野ウサギにアナグマなどの小動物が生息しており、さらに四季折々には、メジロ、カモ、ウソ、カワセミ、ヒヨ、モズなど様々な鳥類を見ることがもできます。また、高尾山を源流とする高尾川では、上流にはホタル、中流にはハヤ・コイ・フナなどの姿を見ることができます。

高雄地区の歴史をさかのぼると、吉ヶ浦遺跡（弥生時代の甕棺墓、住居跡）や葛蒲ヶ浦古墳群、吉ヶ浦古墳群、下高尾古墳、今王古墳などが見られ、古くから人々が高雄地区に生活していたことがうかがえます。

高雄地区の北に位置する高尾山は、古くは『筑前国続風土記』『筑前国続風土記拾遺』『旧蹟全図北図』『御笠郡宰府村高尾故城ノ図』などの資料に散見されます。山頂付近には、「薩摩勢岩屋の城を責し時、秋月勢此高尾山に陣取しといふ」（『筑前国続風土記』）と伝えられる高尾山城跡があり、今も段状造成や堀切等の遺構を残しています。現在は大学などがあり、立ち入れない山ですが、昔は太宰府天満宮の参詣道として多くの人々が往き来したことが紀行文に見られます。江戸末期天満宮に参拝した秋月藩士の紀行文『安楽寺参詣日記』によると、秋月を出発し、松延、石櫃を通り、柴田川（現在の宝満川）を渡って六本松にたどり着き、さらに現在は廃道になっていますが、高尾山を越えて、太宰府天満宮に着いたことがうかがえ、「さばかり高からぬ山なれど遠近が見渡されて心ゆく所なり」と、当時の様子が記述されています。また、高尾山山頂付近には「安楽寺参詣日記」でも記述されている山中に残る大行事塔があり、神幸式大祭の前に太宰府天満宮による神事が行われます。

高雄公民館近くには、並んで祀られる大行事塔・猿田彦大神、各家には屋敷神として祀られている大師・薬師如来・馬頭観音等の石像群があり、太宰府高校近くには菅原道真公の隨身者のお墓といわれる祠などもあります。これらの文化遺産群は、地域の人々によって現在に至るまで大切に守り受け継がれてきています。

大正時代から昭和中期まで一帯の丘陵地は採草地として利用され、高雄方面から太宰府小学校に通う小学生からは「ミソッチョ山」と呼ばれ、学校帰りに木の実（ミソッチョ）を取って食べたりと格好の遊び場でもありました。また、周辺の溜池も、夏は水泳、秋の農閑期は池を干して魚を捕まえ、冬場の食料にするなど住民の暮らしに密接し、子ども達にとっては格好の遊び場でした。



高尾城跡がある高尾山



小学校での伝承講座

【構成する主な文化遺産】

名 称	名 称	名 称
高尾山	高尾川	大行事塔（高尾山山頂）
高尾山城跡	一字一石塔	大師様
大行事塔・猿田彦大神	大師石像ほか	菖蒲浦古墳出土遺物
菖蒲浦古墳調査時写真	『安楽寺参詣日記』	『筑前国統風土記』
『筑前国統風土記拾遺』	『福岡縣地理全誌』	『大野城太宰府旧蹟全図北図』
吉ヶ浦遺跡	菖蒲ヶ浦古墳群	吉ヶ浦古墳群
下高尾古墳	今王古墳	

⑫ 太宰府悠久の丘 メモリアルパークからの眺望（育成団体：公益財団法人 太宰府メモリアルパーク会）

物語 太宰府メモリアルパークには2つの眺望点があります。そこからの眺望は遠く博多湾まで見渡すことができ、太宰府屈指の雄大で素晴らしい景色を望むことができます。その眺望点は、そこに立ち・望む人によって「それぞれの物語」を生み出していく場所でもあります。例えば、「水城跡」「四王寺山」「宝満山」を通して、白村江の戦いや古代太宰府の繁栄を思い浮かべる者、太宰府から博多湾までの距離から古代・中世と太宰府が大陸との交流拠点として発展した地理的背景を感じる者。そして、飛行機が離発着を繰り返す福岡空港や車が行き交う高速道路、都会化した街並みから現代における人々の営みを思い描く者。それは眺望を通じて幾多の物語を生み出し、時を超え変化し続ける『悠久』の街の姿を感じる場所なのです。



悠久の丘眺望点1



悠久の丘眺望点2

展望台設置の経緯は、太宰府メモリアルパークが高台に位置し、博多湾まで見渡すことができる眺望点があったからです。その中において特に眺望が良いポイントを展望台として整備することにより、墓所をお持ちの方だけではなく、遠足で来られた園児などの一般利用者がくつろげるスペースとして開放しています。

くつろぎと歴史を感じる丘として整備された二つの展望台にはそれぞれ異なった魅力が存在します。「大宰府の丘展望台」には背景に広がる四王寺山を活かし太宰府所縁の万葉歌碑が立ち並び、「大野山 霧立渡る わが嘆く息嘯の風に霧立ちわたる」山上憶良（万葉集巻5・799）に詠まれた当時の大宰府の原風景を彷彿とさせます。

一方、「夫婦桜展望台」は、標高 180 m に位置し山桜である「夫婦桜」を中心に開けた展望台です。ここからは海に続く広大な大地を望め、アジアの玄関口として発展した「福岡」の姿を一望できます。また、ここからの眺望は園内植栽と合わせ、四季折々で美しく変化し春はツツジやバラ、秋から冬には眼下に広がる霧が立ち込める雲海を望むこともできます。このような歴史の街「太宰府」とアジアの玄関都市「福岡」を同時に見渡せる眺望点を、市民遺産として市民に周知・活用して頂きより多くの物語が語られる場所なのです。

【構成する主な文化遺産】

名 称	名 称	名 称
夫婦桜展望台	大宰府の丘展望台	宝満山
四王寺山	水城跡	博多湾
福岡市街地	万葉歌碑	

⑬ 太宰府をうたう♪全11曲（育成団体：岩崎記代子と「赤い鳥」と「夢みらい」）

物語 岩崎記代子さんが太宰府をテーマに作曲して唄うきっかけとなったのが、戒壇院復興活動です。平成5（1993）年に詩人で俳人の平山芳江氏の声かけで、戒壇院復興の募金活動をしようということになり、その折り、歌があった方が募金活動を進めるのに世間に解り易いだろうということで、♪寂光（じゃっこう）に佇（た）ちて♪という詞を頂き、曲を制作されたのが最初です。新聞各社、テレビニュース、他方面でのメディアにとり上げられ募金活動は順調に進んだ経緯があります。そして、太宰府に魅力を感じた岩崎さんは、本格的に太宰府をテーマとした作品を創るため、平成12（2000）年に観世音寺に居を移し現在に至っています。



「太宰府をうたう」CD

太宰府をうたった♪寂光に佇ちて♪（平成5（1993）年作）から♪道真公♪（平成20（2008）年作）までの全11曲は、太宰府の風土に魅せられた作詞家たちの詞に、岩崎さんの曲と歌声をのせることで作品ができあがっています。



「太宰府のうた」をつなぐ

岩崎さんいわく「太宰府は、様々な“音”に満ち溢れている」とのことで、政庁跡に立てば、古代からの幾多の思いが、また、太宰府天満宮や榎社に立てば、天神さまの思いが、岩崎

さんをかりたて、湧き出した音により、作品が創り出されています。岩崎さんが創り出した“音”には、太宰府の四季のような様々な“色”があり、11曲に語られている太宰府の歴史や風景が、聴く人の体に自然に溶け込むものとなり、太宰府に馴染みがない人たちにも聞きやすいメロディとなっています。また、その音色の奥には、強い魂を感じることができ、それからにじみ出る品格や人柄が、さらに聴衆を魅了するものとなっています。

この11曲は、完成後多くのコンサートや公演、講座の中でうたいつづけられています。そして、聴衆に感動を与え、年月と共に作品そのものが実績を積み重ね、さらに大きな力を持つようになりました。このように愛され歌い継がれる“音”は、太宰府の深い歴史を伝え、太宰府の魅力を発信する力となり、さらに聴く人たちに大きな力を与えるものとなっています。

【構成する主な文化遺産】

名 称	名 称	名 称
観世音寺を訪ねて	寂光に佇ちて	菅公様
雪と雷さま	夢しのぶ	都府楼址
藍染川物語	天神さまの12ヵ月	雪の観世音寺
道真公	風は友達	

⑭ 梅香苑夏まつり子どもみこし（育成団体：梅香苑区自治会）

物語 梅香苑は昭和 50（1975）年代前半頃に宅地開発されました。新興住宅地であるため、初めは住民同士ほとんど繋がりが無い状態であったのです。公民館が新設されたことをきっかけに、地域が一体となり、様々な行事が計画されるようになり、昭和 57（1982）年頃、子どもたちに故郷の思い出を残してやりたいという思いから子ども神輿が始まりました。

当初は樽を載せた質素な神輿で、太鼓や法被も太宰府天満宮から拝借していました。その後は、地域の人たちによって手作りの神輿が完成し、太鼓や法被なども揃えていきました。30 数年を経過し、水をかぶり、色も変色し、台車も傷みがひどくなり、神輿の風格を失せていましたが、平成 29（2017）年には、町内の人たちの協力により、台車を新設、神輿を修復することができました。

夏まつりは毎年 8 月第一土曜日に実施され、子ども神輿は、午前 10 時から梅香苑公民館をスタートします。神輿を台車に積み、鐘、太鼓、大うちわ、旗などを担ぎ、沿道からの力水を浴びながら力強く声を挙げて、約 1 時間をかけて区内を練り歩き、公民館に戻ってきます。コースについては、その年に参加する子どもの居住地をできるだけ回れるようにと毎年検討し決定されています。

かつては、世話役と子どもたちだけの神輿であったのですが、現在は父母の参加が多くなり、子どもと一緒に掛け声をかけ力水を浴び、一生懸命子どもを励ましている姿がみられるようになってきました。

思い出として、神輿の台車は、荷物運搬用の小さなものだったので、コースは坂道が多く、車輪が擦り切れ、神輿の重さで動かすのに、へとへとになっていました。かつて老人会長が子どもたちに負けまいと張り切りすぎて、夏の暑さにバテて、夕方の夏祭りの時には床に臥せていたということもあったようです。



梅香苑夏まつりの様子



梅香苑夏まつりの記録（平成 11（1999）年）

【構成する主な文化遺産】

名 称	名 称	名 称
子どもみこし行事	神輿	太鼓
法被	大うちわ	鐘
旗	お札	台車

⑮ 四王寺山の三十三石仏（育成団体：四王寺山勉強会）

物語 大宰府政庁の背後に聳え立つ四王寺山は、多くの歴史と素晴らしい風景を抱いており、その魅力は大宰府にとっても大切なものであり、大宰府におけるシンボリック的存在といえます。

四王寺山は古代の世の四王寺にはじまり、古来祈りの山としての存在感を示し、その歴史を繋ぐかのように四王寺山の尾根線上を中心に三十三石仏（観音霊場）が造営され、石や岩に生命の存在を信じ、願いをかけ安置された素朴な石仏は今もなお庶民との触れ合いを感じさせています。

四王寺山三十三石仏は、江戸時代後期の寛政年間（1789～1801）、博多の町は大火事や豪雨、

疫病流行などの凶事が続いたため、博多浜口町などの主だった人たちが発起し、それに太宰府、宇美の心ある人たちが協力し、観音様のご利益にすがって不幸から逃れようとの思いで、「西国三十三ヶ所観音霊場」をモデルとして四王寺山一円に三十三観音霊場がつけられました。幾つかの石仏(台座)には、当時関わった太宰府の方の名前や地名が刻まれているものも見られます。



上：4 番千手観音像

左：四王寺山三十三石仏の位置
●：石仏が所在する位置

【構成する主な文化遺産】

名 称	名 称	名 称
1 番札所 如意輪観音坐像	2 番札所 十一面観音立像	3 番札所 千手観音立像
4 番札所 千手観音立像	5 番札所 千手観音立像 (宇美町)	6 番札所 三宝荒神 (宇美町)
7 番札所 如意輪観音坐像 (宇美町)	8 番札所 十一面観音立像 (宇美町)	9 番札所 馬頭観音坐像 (宇美町)
10 番札所 千手観音立像 (宇美町)	11 番札所 聖観音坐像 (宇美町)	12 番札所 千手観音坐像 (宇美町)
13 番札所 如意輪観音坐像 (宇美町)	14 番札所 如意輪観音坐像	15 番札所 十一面観音立像 (宇美町)
16 番札所 千手観音立像 (宇美町)	17 番札所 十一面観音立像 (宇美町)	

※三十三石仏の内、本市に接した南東側の石仏を記載。

⑩ 宝満山のヒキガエル (育成団体：宝満山ヒキガエルを守る会)

物語 梅雨時の宝満山の登山道には不思議な現象が現れます。

「ほら、登山中のあなた、その足元にいる、1センチに満たない子ガエルたち、あなたと同じ、宝満山の山頂を目指しているお仲間ですよ。」

九州の中でも、急峻でハードな運動量を必要とする霊山として人気の高い宝満山。以前から梅雨時の宝満山にカエルがいることは登山者にはよく知られたところでした。しかし、どこからきてどこへ行くのか、などとは誰も考えもしませんでした。

きっかけは宝満山のふもとに住む渡辺利久氏が、平成 22 (2010) 年5月 16 日にふもとの池 (本谷池・野々道池) に大量のオタマジャクシが群れていることに気づき、翌年2月 23 日に親ガエルが産卵のために山を下りてきて池で産卵していることに遭遇したことにあります。この話に興味を覚えられた、佐賀大学名誉教授で農学博士である田中明氏が、学者の矜持きやうじをもってカエルの活動生態

を観察し、子ガエルたちが登山道を上り、5月下旬から7月初旬の約1か月余をかけて頂上に達することを確認されました(平成 28(2016 年))。

この事実は、登山者仲間でもあまり知られていません。しかし、事実の持つ衝撃度には大きいものがありました。

生まれたばかりのわずか1cm ほどの子ガエルが生死をかけて登山道各所の難所を乗り越え頂上まで登ることのすさまじさに驚くとともに、毎年繰り返されるこの営みがいかなる理由によるものか、だれしも興味を覚えざるを得ません。

早速、有志によって「宝満山ヒキガエルを守る会」を立ち上げ、産卵期、登頂期のカエルの見守り、保護活動を開始しました。この活動の中から、子ガエルの山登りを山仲間の情報にとどめず、大宰府の鬼門に当たる宝満山にまつわる神秘的な活動として、太宰府市の内外に知らせるべきとの意見が醸成されてきます。

その理由は、この神秘的なカエルの生態を知ることを通して、宝満山そのものの保護に思いをいたしていただくことが、カエルの営みを将来に残してゆく重大な条件となると気付いた点にあります。もちろん、生き物を愛する気持ちを育むことが大事な前提となることは述べるまでもありません。そしてこの宝満山のヒキガエルの尊さに気づくことをきっかけに、カエルたちが住まう宝満山の自然と歴史への愛着を深めてもらいたいと願うものです。

※ヒキガエル(ニホンヒキガエル) …近畿以西の西日本に生息し、成体は10 cmを超える大きさ。日本固有種で、福岡県では絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種)に指定されている。



宝満山のヒキガエル



竈門神社上宮にたどり着いたヒキガエル

【構成する主な文化遺産】

名 称	名 称	名 称
宝満山	宝満山のヒキガエル	本谷池
野々道池	登山道(登拝道)および内山林道	登山道と林道の出会
百段がんぎ	山頂17階段	上宮付近
ヒキガエルを狙うヤマカガシ	子ガエルを襲う蟻	宝満山のヒキガエル観察日誌(2016・2017・2018・2019・2020)
宝満山のヒキガエルの記録写真・映像	ヒキガエルのための宝満山登山ガイドブック	童話「宝満山のホマンとハナの十六詣り」
童話「宝満山のカガシン」		